

水橋地区統合校整備に係る基本計画

令和 3 年 12 月

富山市教育委員会事務局

学校再編推進課

目 次

第 1 部：水橋地区統合校整備に係る基本計画

1. 基本計画について	1
1.1 基本計画策定の背景・検討の経緯	1
1.2 基本計画策定の目的	1
1.3 統合校整備の基本的な考え方	2
1.3.1 今後の富山市のモデルとなる学校づくりの推進	2
1.3.2 住民・行政・民間が一体となった学校づくりの推進	2
1.4 関連計画と基本計画の位置づけ	2
2. 統合校を取り巻く現状と課題	4
2.1 水橋地区の位置とまちづくり	4
2.1.1 位置・地勢	4
2.1.2 まちづくり	5
2.2 既存校の現状と課題	6
2.2.1 既存校の現状	6
2.2.2 地区の人口減少・少子高齢化による児童生徒数の減少	7
2.2.3 学校施設の老朽化	10
2.2.4 学校教育を取り巻く環境の変化	11
2.2.5 防災・防犯	13
2.2.6 環境・経済性	13
2.2.7 カリキュラム	16
3. 整備コンセプトの策定	19
3.1 整備コンセプトの策定	19
3.1.1 住民ワークショップでの意見の反映	19
3.1.2 教職員ヒアリングの反映	20
3.1.3 整備コンセプト	21
4. 施設計画	22
4.1 統合校の整備予定地	22
4.1.1 計画予定地の検討	22
4.1.2 候補地の概要	22
4.1.3 候補地の比較	24
4.2 計画予定地の概要	25
4.3 学校規模の整理	26
4.3.1 児童生徒数・普通学級数	26
4.3.2 導入機能別の規模のイメージ	27
4.4 施設配置計画・ゾーニング計画	32
4.4.1 施設配置の基本方針	32

4.4.2	施設配置の比較検討	32
4.4.3	平面計画	35
4.5	構造計画.....	36
4.6	設備計画.....	36
4.6.1	電気設備	36
4.6.2	防犯・防災設備等	36
4.6.3	空調設備	36
4.6.4	給排水・衛生設備	37
4.7	安全計画.....	37
4.7.1	平時の安全の確保.....	37
4.7.2	災害時等の施設安全性の確保	37
4.7.3	保安警備の充実	37
4.8	環境計画.....	37
4.8.1	地域景観との調和	37
4.8.2	環境保全・環境負荷低減	37
4.8.3	地域との共存	37
4.8.4	親しみがわく学校	38
4.8.5	環境負荷低減	38
5.	通学路・通学手段の検討	39
5.1	通学距離・通学手段	39
5.2	スクールバス等の導入の検討	39
5.3	通学路	40

第2部：水橋地区統合校整備に係る事業化可能性調査

6. 事業計画	42
6.1 事業手法の検討	42
6.1.1 P F I 等導入における法制度上の課題	42
6.1.2 想定される事業手法	44
6.1.3 民間事業者の事業参画意向	46
6.1.4 事業条件の検討	47
6.2 ライフサイクルコスト	48
6.2.1 整備費用（イニシャルコスト）	48
6.2.2 ライフサイクルコスト算定の前提条件	48
6.2.3 ライフサイクルコスト比較	49
6.3 事業スケジュール	50
6.4 総合評価	51

第3部：水橋地区統合校整備に係る跡地活用

7. 既存校の跡地活用の検討	54
7.1 跡地活用の基本的な考え方	54
7.2 既存校の敷地状況	55
7.3 跡地活用の方向性	56
7.4 活用の検討手順	56
7.4.1 学校跡地への導入機能範囲の決定	56
7.4.2 学校跡地への導入機能の決定	57
7.4.3 学校跡地の利活用の実行	57

第4部：資料編

1. 関連計画	1
1.1 関連計画の概要	1
1.1.1 第2次富山市総合計画	1
1.1.2 富山市教育大綱	1
1.1.3 第2期富山市教育振興基本計画	2
1.1.4 富山市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針	3
1.1.5 第2次富山市SDGs未来都市計画	4
1.1.6 富山市エネルギービジョン	6
1.1.7 第3期教育振興基本計画	7
1.1.8 元気とやま創造計画 ―とやま新時代へ 新たな挑戦―	7
1.1.9 第2期富山県教育大綱	8
1.1.10 新富山県教育振興基本計画	9
2. 住民ワークショップの実施	10
2.1 実施概要	10
2.2 住民ワークショップ結果	11
2.3 住民ワークショップ結果の整理	25
3. 先進地視察の実施	28
3.1 実施概要	28
3.2 訪問先の義務教育学校の概要	28
3.2.1 京都市立開晴小中学校	28
3.2.2 京都市立凌風小中学校	30
4. 事業手法別ライフサイクルコスト	31
4.1 従来方式	32
4.2 PFI（BTO）方式	32
4.3 DBO方式	33
4.4 DB方式	33

第 1 部：水橋地区統合校整備に係る基本計画

1. 基本計画について

1.1 基本計画策定の背景・検討の経緯

我が国においては、グローバル化やICT化の進展などによって、社会の大きな変革期を迎えており、今後ますます一人ひとりの個性や感性が重視され、ライフスタイルも多様化していくことが見込まれる。さらに、少子高齢化や地方の過疎化など、直面する課題に対し、将来にわたって持続可能な社会を構築していくことが求められている。

本市においても、児童生徒数の減少による学校の小規模化や情報化の加速的な進展など、教育を取り巻く環境が変化しており、このような背景のもと新学習指導要領の実施やGIGAスクール構想の実現など、新しい時代の学校教育の取組を始めているところである。

こうした中、これからの社会を生きる子どもたちには、多くの友達や教職員との交流を通じて、互いに切磋琢磨するとともに多様な意見や考えに触れ、その中で主体性や探求する力を高めていくことが、これまで以上に求められている。

本市では、このような子どもたちの「生きる力」を培う学校教育を推進するとともに、様々な状況下においても全ての子どもたちの可能性を引き出す魅力ある学校教育を実現する観点から、持続可能な学校のあり方について、具体的な検討を進めることとしている。

このような教育行政の現状と課題を踏まえ、本市では、2019（令和元）年7月から、市内自治振興会13ブロックにおいて、PTAを交えて各校区の児童生徒数の現状や小規模校のメリット・デメリット等の「小・中学校のあり方」についての説明会を行ったなかで、2019（令和元）年11月に水橋地区自治振興会及び小・中学校PTAが、「5小学校・2中学校の統合」に前向きであったことから、翌2020（令和2）年6～8月にかけて、水橋地区の各校区で住民説明会を開催した。

その後、同年9月には水橋地区自治振興会から7つの小・中学校をひとつに統合し、義務教育学校を設置してほしい旨の要望書が、市長・教育長に提出され、これを受けて、市では水橋地区統合校（以下、「統合校」という。）に係る基本計画等の策定に着手し、2026（令和8）年4月の開校に向けた検討を進めているところである。

1.2 基本計画策定の目的

水橋地区統合校整備事業は、前述の課題を克服するため、学校規模の適正化・学校再編に取り組むとともに、情報技術の進化、グローバル化など子どもたちの教育環境を取り巻く社会変化に対応した新たな教育環境の創出に取り組むものである。

統合校は富山市初の義務教育学校として2026（令和8）年4月（最短の予定）に開校予定である。また、統合校は、地域拠点としての役割を果たすことも求められており、地域住民の参加により学校のあり方を検討していく必要がある。

あわせて、学校整備に官民連携手法を用いることで、学校跡地の活用や教育を支援する事業に民間ノウハウを期待するとともに、事業費の縮減を図っていくことが期待される。

本計画は以上のような取り組みを実施していくための、統合校整備における方針を示すために、検討・策定するものである。

1.3 統合校整備の基本的な考え方

本事業では、水橋地区内の5つの小学校と2つの中学校を統合して、義務教育学校を整備する。その結果、義務教育学校の標準規模校（18～27学級）※となり、子どもたちにより質の高い教育を行うことが出来る教育環境が整うこととなる。

統合校の整備にあたっては、統合校及び市を取りまく課題・既存施策及び今後の政策方針等から、以下の2点を基本的な考え方とする。

※学校教育法施行規則第79条の3を参照。

1.3.1 今後の富山市のモデルとなる学校づくりの推進

- ・子どもたちの学びの質の向上に資する教育環境の整備
- ・義務教育学校の利点を生かした教育環境の充実
- ・少子高齢化・DX技術の進展等社会環境の変化への対応

1.3.2 住民・行政・民間が一体となった学校づくりの推進

- ・住民意見の反映による地域で子どもたちを育む機運の醸成
- ・地域の特色の反映
- ・地域の伝統の尊重・継承
- ・地域の担い手の醸成
- ・官民連携手法の導入等の検討

1.4 関連計画と基本計画の位置づけ

本計画は下図に示すとおり、国、富山県及び富山市の主要な計画や方針等と整合を図るとともに、その他の個別計画との連携を図った内容とする。



図 1-1 計画の位置づけ

表 1-1 関連計画の概要

関連計画名	作成主体、作成年	計画の内容（概要）
第2次富山市総合計画	富山市、2017（平成29）年3月	富山市のまちづくりにおける長期的かつ基本的な方向、目指すべき都市の将来像の目標及び指針
第2期富山市教育大綱	富山市、2019（平成31）年2月	富山市の教育の振興に関する総合的な施策の基本的な方針
富山市教育振興基本計画	富山市、2019（平成31）年2月	富山市が目指す教育の基本的な方向や基本施策
富山市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針	富山市教育委員会、2020（令和2）年11月	富山市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本的な考え方
第2次富山市SDGs未来都市計画	富山市、2021（令和3）年3月	富山市の2030年のあるべき姿及び自治体SDGsの推進に資する取組
富山市エネルギービジョン	富山市、2021（令和3）年3月	富山市における脱炭素化・ローカルSDGs（地域循環共生圏）の実現に向けた、包括的なエネルギー政策を推進するためのビジョン
第3期教育振興基本計画	文部科学省、2018（平成30）年6月	2030年以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方及び方策
元気とやま創造計画 ―とやま新時代へ 新たな挑戦―	富山県、2018（平成30）年3月	富山県の目指すべき方向性と取り組む施策
第2期富山県教育大綱	富山県、2021（令和3）年3月	富山県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本的な方針
新富山県教育振興基本計画	富山県・富山県教育委員会、2017（平成29）年4月	「富山県教育大綱」との整合性をとった、富山県の教育に関する基本的な計画

2. 統合校を取り巻く現状と課題

2.1 水橋地区の位置とまちづくり

2.1.1 位置・地勢

水橋地区は富山市北東部に位置し、富山湾に面した港町から内陸に農地が広がる地域であり、地区の西側に常願寺川や白岩川など河川を有し、その豊富な水量を活用して、地区全域に田園風景が広がっている。

市内中心部からは、あいの風とやま鉄道で水橋駅まで約10分、道路は国道8号線等を経由して20～30分程度で地区に到達する。

地区の北側は古くからの歴史あふれる港町の街並みが広がり、水橋漁港やフィッシャリーナなどが整備されている。



図 2-1 富山市における水橋地区の位置（左）と富山市における現在の小学校区（右）



図 2-2 水橋駅外観

出所) 水橋駅 (<https://www.hokurikurail.com/HokurikuEki/Eki/Mizubashi/Mizubashi.html>)
(2021. 11. 05)



図 2-3 水橋フィッシャリーナの風景

出所) 水橋フィッシャリーナ HP, mizuhashi-f.jp (2021.11.05)

2.1.2 まちづくり

水橋地区の中心部である水橋中部地区センター周辺（水橋中学校付近）は、富山市都市マスタープランで地域生活拠点として位置づけられ、地域商業地区として、歴史的な街並みを活かした活性化を図りながら、既存の商店街等を中心に、最寄り品小売業や金融機関、公共公益施設の充実を図ることとされている。

北部の旧市街地においては、歴史的な街並み拠点の形成を目指し、漁港のあるまちの雰囲気や蔵等の建物等を活かしたまちづくりが進められている。

常願寺川沿いや国道8号線沿線等には工業団地の立地が見られ、今後、工業地区として医薬品、水産加工物等の大規模工場や機械工業等の産業集積を充実させていくこととされている。

地区の南側に位置する農地は、農業保全地域として、虫食いの農地転用を抑制し、良好な営農環境を保全していくこととされている。

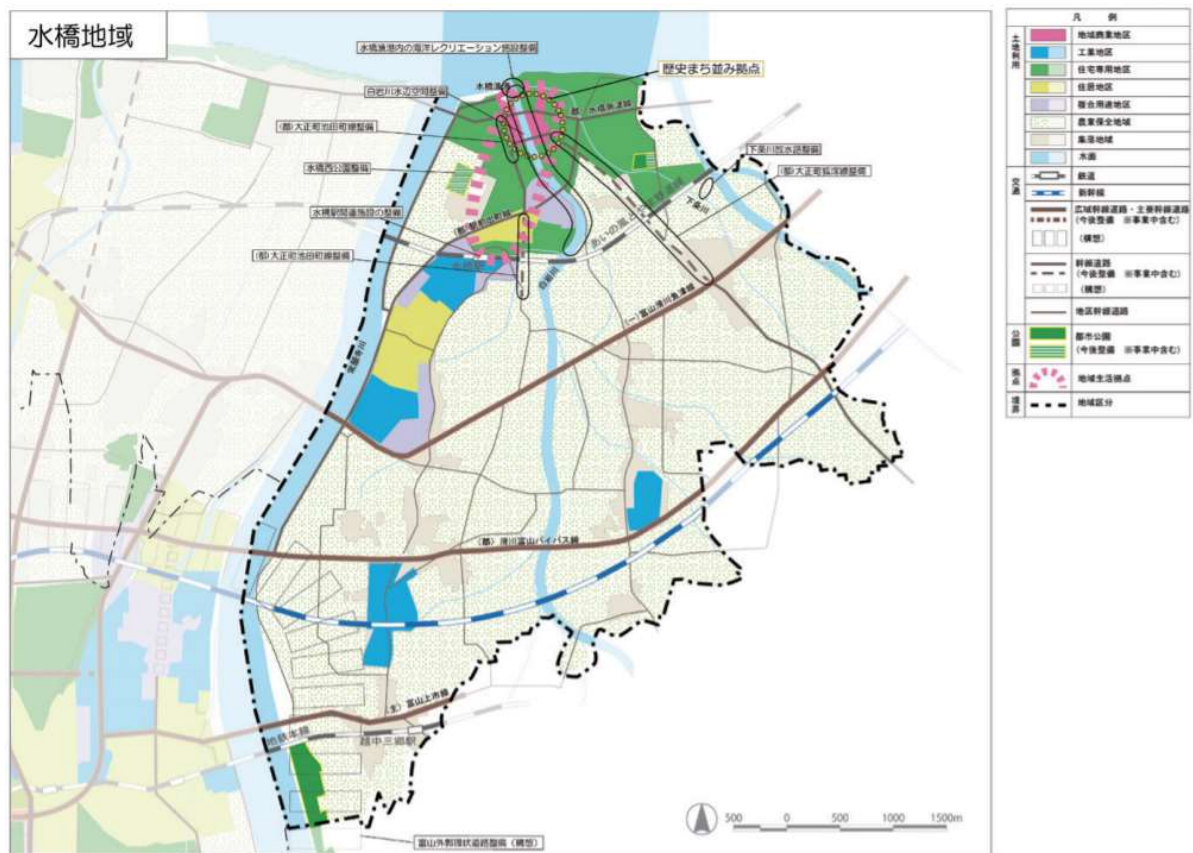


図 2-4 水橋地域のまちづくり

出所) 富山市都市マスタープラン (2019 年 (平成 31 年) 3 月)

2.2 既存校の現状と課題

2.2.1 既存校の現状

統合対象となる各学校の現状は下表のとおりである。

表 2-1 既存校の現状

学校名	水橋中部小学校	水橋西部小学校	水橋東部小学校
現況写真			
所在地	富山市水橋町 568 番地	富山市水橋辻ヶ堂 1919 番地 2	富山市水橋上桜木 114 番地
設立年	1873（明治 6）年	1878（明治 11）年	1873（明治 6）年
児童生徒数※	157 名	145 名	46 名
校地面積	19,380 m ²	15,799 m ²	11,051 m ²
校舎建築年	1998（平成 10）年	1978（昭和 53）年	1963（昭和 38）年
学校教育目標	思いやりの心をもち進んで学び心も体もたくましく生きる子供の育成	仲間と関わり合い暮らしをよりよくしていこうとする子供の育成	よりよい生き方を目指して、自ら学び、ともに高め合い、たくましく生きる子供の育成
特色ある教育	・ 水橋橋まつりにおけるステージ発表 ・ 海岸清掃	・ 異学年の縦割りグループで体力づくり ・ 水橋漁協による春のホタルイカ漁のお話、給食提供	・ 60 年以上続くなわとび発表会

学校名	三郷小学校	上条小学校	水橋中学校	三成中学校
現況写真				
所在地	富山市水橋小路 345 番地	富山市水橋石割 99 番地	富山市水橋館町 443 番地	富山市水橋石割 70 番地
設立年	1873（明治 6）年	1873（明治 6）年	1947（昭和 22）年	1947（昭和 22）年
児童生徒数※	128 名	58 名	194 名	131 名
校地面積	15,427 m ²	11,585 m ²	17,796 m ²	19,598 m ²
校舎建築年	2013（平成 25）年	1979（昭和 54）年	1967（昭和 42）年	1987（昭和 62）年
学校教育目標	人間性豊かで、自ら学び実践するたくましい子供の育成	豊かな心をもち自ら学びたくましく生きる子供の育成	自主、創造、敬愛の精神に満ちた生徒の育成	豊かな心をもって、自ら学び、たくましく実践する生徒の育成
特色ある教育	・ 全校一斉によるチャレンジ活動（走・跳・投・鉄棒運動） ・ 保護者のご協力のもと行う、地域の川での生き物捕獲	・ 品川区にある姉妹校との交流活動 ・ 地元の方と協力する田んぼの学校、収穫したお米を使った会食	・ 全教科におけるグループ学習の導入 ・ 地元企業からの出前講座	・ 保育所・小学校・中学校合同の避難訓練 ・ 近隣農家、JA の協力による農業体験

※2021 (令和 3) 年 5 月 1 日時点。特別支援学級児童生徒を含む。

2.2.2 地区の人口減少・少子高齢化による児童生徒数の減少

市内の総人口は、2010（平成 22）年をピークとして減少局面に入り、今後も減少傾向が続くことが見込まれている。中位予測では 2030（令和 12）年には 40 万人を割り込み、2065（令和 47）年には 311,219 人となる見込みである。

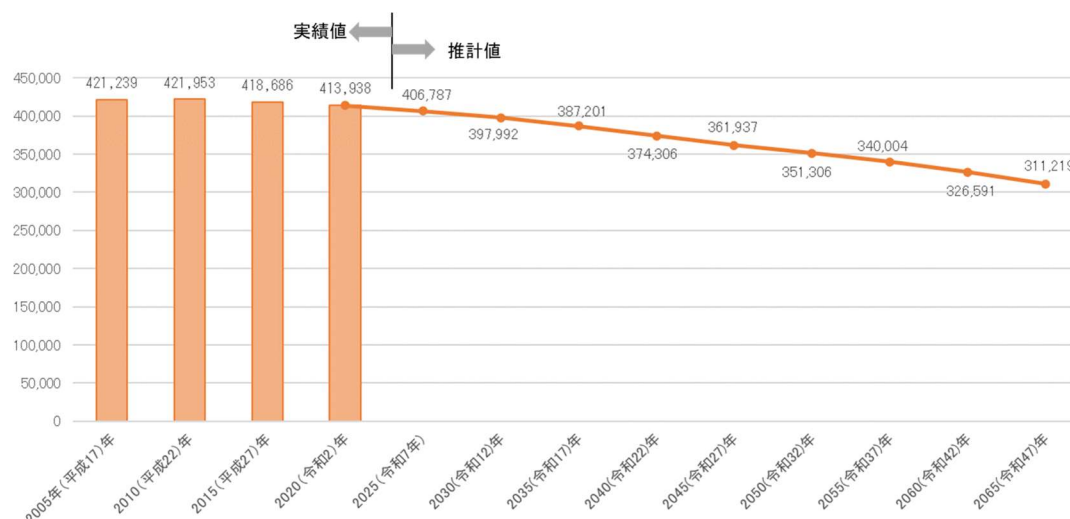


図 2-5 富山市の総人口推計（中位）

出所）富山市将来人口推計報告書（富山市、2020（令和 2）年 4 月）を基に作成。

※2005（平成 17）～2020（令和 2）年は実績値（国勢調査結果）に置き換えた。

市内の児童生徒数は 1985（昭和 60）年度の 56,059 人から 2020（令和 2）年度の 29,887 人へ、約 46.7%減少しており、2025（令和 7）年度には 28,510 人になる見込みである。



出典：S55～各学校沿革史、H17～「富山市の教育」

推計手法①：令和 2 年度時点における 1～9 歳の各歳人口を、令和 7 年度時点における 6～14 歳の各歳人口とみなして（転出入や死亡による人口の増減を考慮しない）推計したもの。

推計手法②：平成 27 年国勢調査の人口データに基づき、コーホート要因法により学校区ごとに 5 歳階級別で人口推計を行ったうえで、6～14 歳人口を抽出して児童生徒数の推計値を算出。

さらに、推計手法①と推計手法②の推計値の差分を以下の補正値により補正したもの。

（補正値）＝（推計手法①による令和 7 年度の推計値）／（推計手法②による令和 7 年度の推計値）

図 2-6 富山市の児童生徒数の推移

出所）富山市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針（富山市教育委員会、2020（令和 2）年 11 月）

水橋地区内の人口は約 15,000 人、6～14 歳人口は 974 人（いずれも 2020（令和 2）年）、であり、今後も減少傾向が続く見込みである。

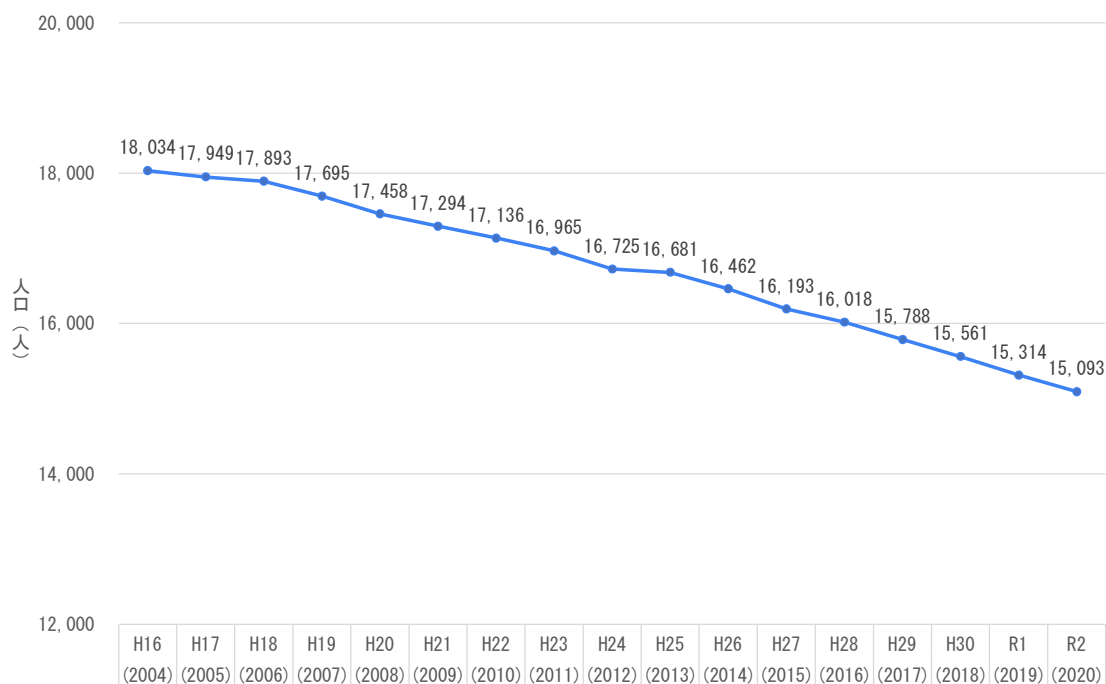


図 2-7 水橋地区における全年齢人口推移

出所）富山市年齢別・地区別人口推計

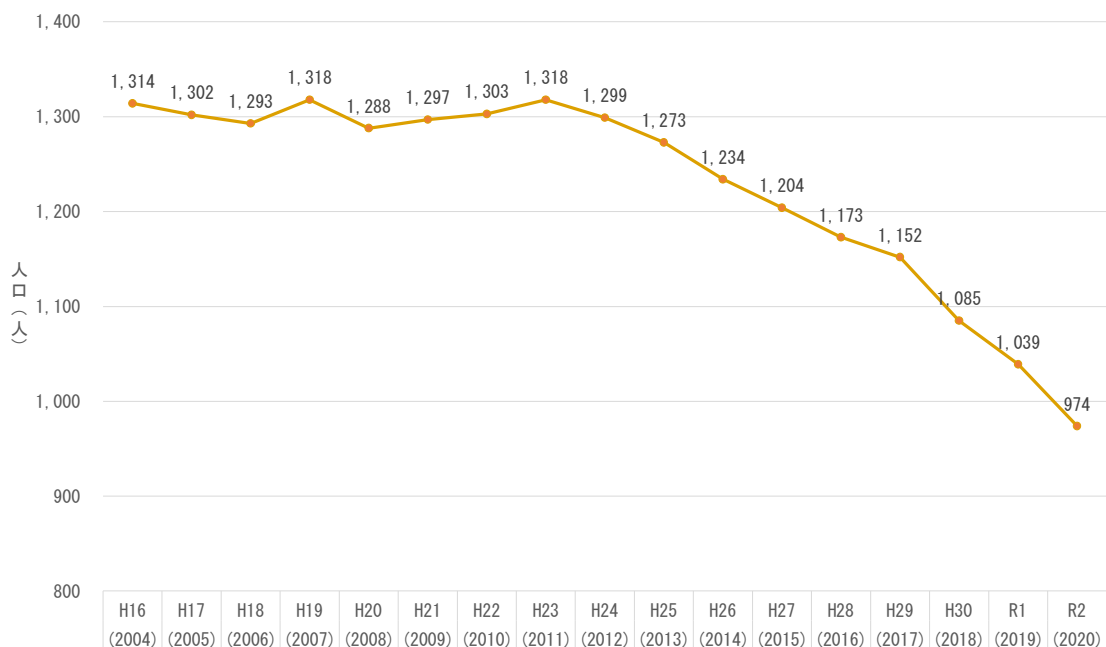
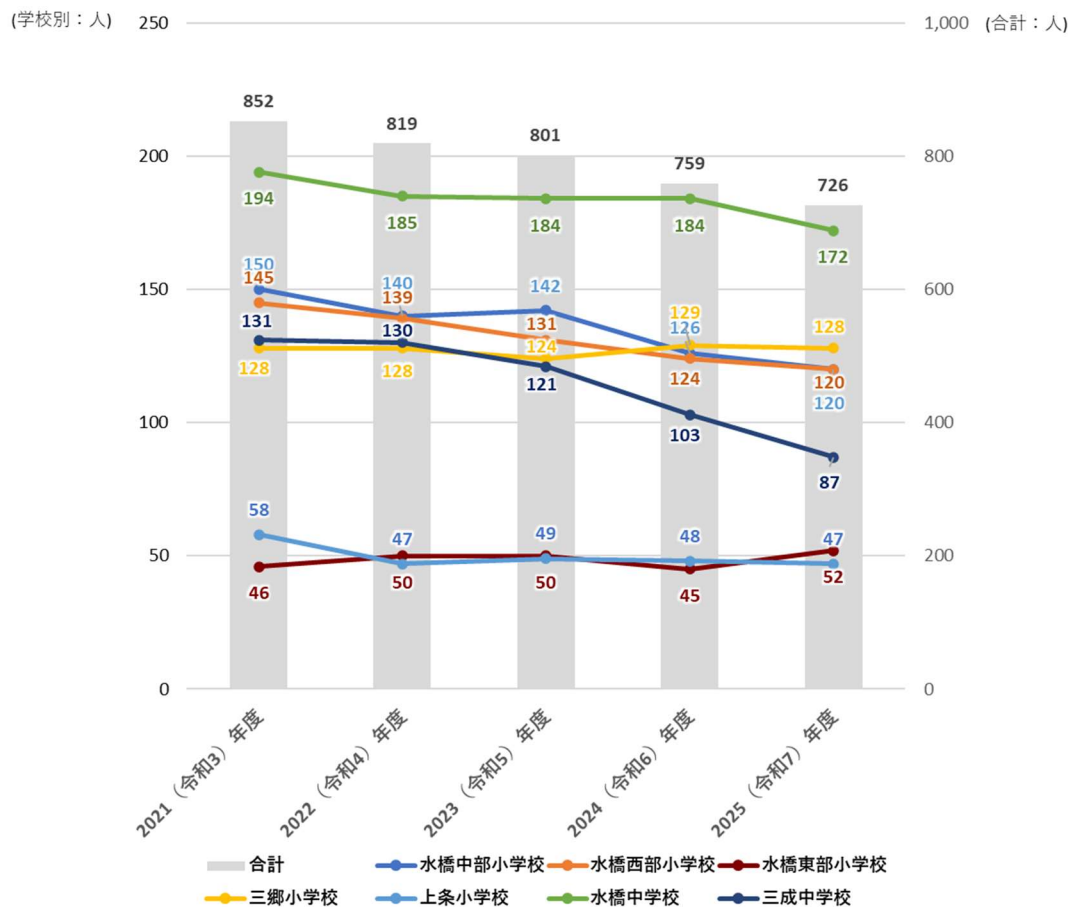


図 2-8 水橋地区における 6～14 歳人口推移

出所）富山市年齢別・地区別人口推計

2021（令和3）年度時点では852人だが、2025（令和7）年度には726人となり、大きく減少することが予測される。



出所) 2020 (令和 2) 年 5 月時点における各校児童生徒数・各校区に住む子どもの数をもとに作成

住民ワークショップでは、市へのまちづくりや産業振興策等への意見とともに、統合校においてコミュニティ活動の場の確保の提案や、統合校で育った子どもたちが、将来的に地域の担い手として活躍することを期待する意見があった。

- ①児童生徒数の減により、教育の質の向上、教員配置、子どもの集団活動等に支障が生じることが懸念され、それらの改善と部活動や学校行事の活性化のためにも一定規模の児童生徒のまとまりが必要
- ②人口減少による地域の活力及びコミュニティ活動の低下

2.2.3 学校施設の老朽化

既存校の建築年別棟別の延床面積は約 10 年以内の新しい建物（棟）があるものの、全体としては築 30 年以上の建物が約 57.2%を占める。建物ストックの保有をこのまま継続すると、この割合は増加していくこととなる。

建築物は一般的に 30 年を経過するとコンクリートの中性化により、構造部である躯体の劣化が進み、壁の剥落による落下の危険性や構造耐力の低下が進む傾向がある。あわせて、給排水や電気・防災等の設備についても劣化が進行し、教育機能に支障をきたす傾向がある。

これらの建物の老朽化に起因する機能低下に対して、大規模な改修や建替え等を行っていくべき時期を迎えた建物が多い。

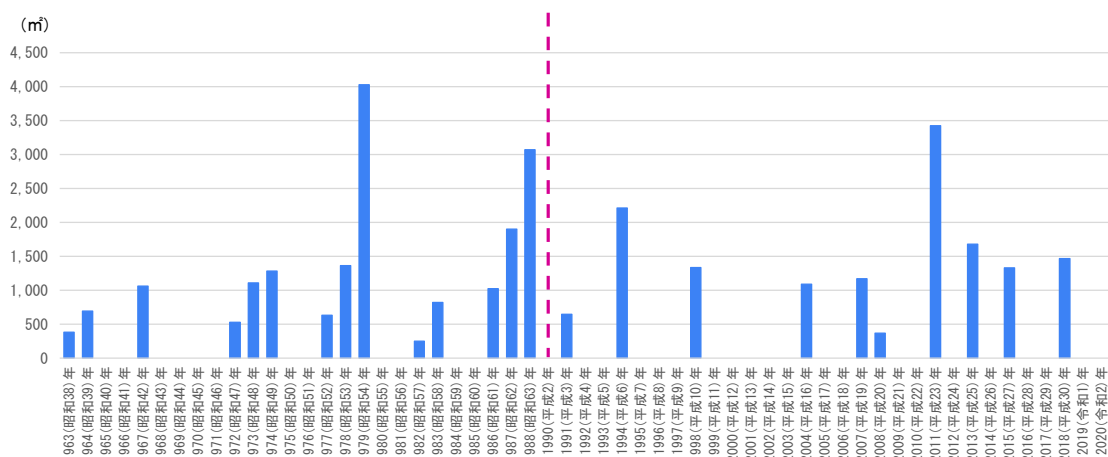


図 2-10 既存校の建築年別延床面積（延床面積 200 m²以上または 2 階建以上）

出所）「令和 2 年度 公立学校等建物の棟別面積表」各校分（富山市、2020（令和 2）年）

【課題のまとめ】

- ① 建築後 30 年以上経過した校舎が増加することによるコンクリートの中性化や設備の機能低下

2.2.4 学校教育を取り巻く環境の変化

子どもたちを取り巻く環境は、人口減少と少子高齢化の進行、国際化、高度情報化の進展、地球規模での環境問題の顕在化など大きく変化している。これらの変化に対応するため、A I ・ I o T等の技術革新にふれることや、グローバル教育、環境教育など多様な教育活動を展開することが求められており、学校施設の整備においてもそれらの活動を支援するための機能の導入を検討していく必要がある。

(1) グローバル教育

富山市教育振興基本計画においては、グローバル化が急速に進展する中、子どもの外国語によるコミュニケーション能力の向上、外国語教育の充実及び国際理解の推進を図ることとしている。

現在、市では、小・中学校の新学習指導要領の実施に伴い増加する学習時間へのスムーズな移行をはじめ、A L T (Assistant Language Teacher) や国際交流推進員の配置などの取り組みを進めているところである。

施設整備においても、これらの活動を充実させるためのスペース確保等学校環境の改善を検討していくことが望ましい。

(2) 環境教育

富山市は、2011（平成 23）年 12 月に「環境未来都市」に、2018（平成 30）年 6 月に経済・社会・環境の分野を巡る広範な課題に統合的に取り組む「S D G s 未来都市※」に選定された。

富山市教育振興基本計画においては、学校においても、S D G s が掲げる様々な課題に関する問題解決的な学習を進め、子どもが自ら考え、実践する力を育むことが大切であるとしている。

全国的にも、環境を考慮した学校施設であるエコスクール（文部科学省）の普及促進や新学習指導要領における環境教育の推進等が進められている。

※第 4 部：資料編 P4 参照。

エコスクールとは（文部科学省「環境教育に活用できる学校づくり実践事例集」より）

- 1) 施設面……子どもたち等の使用者、地域、地球に対し「やさしく造る」
 - ・学習空間、生活空間として健康で快適である。
 - ・周辺環境と調和している。
 - ・環境への負荷を低減させる設計・建設とする。
- 2) 運営面……建物、資源、エネルギーを「賢く・永く使う」
 - ・耐久性やフレキシビリティに配慮する。
 - ・自然エネルギーを有効活用する。
 - ・無駄なく、効率よく使う。
- 3) 教育面……施設、原理、仕組みを「学習に資する」
 - ・環境教育にも活用する。

また、新たな学校の施設整備にあたっては、建物自体が環境負荷低減に配慮されたものであり、かつ、それらの配慮が「見える化」されることにより、環境対策の体験・学びの機会に貢献できる仕組みなどを検討していくことが望ましい。

(3) ICT化

現在、文部科学省において、我が国の学校のICT環境整備状況が脆弱であるという認識のもと、これまでの教育実践にICTを加え、学習活動の一層の充実、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を目指すため、GIGAスクール構想が推進されている。

GIGAスクール構想

- ・1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現する。
- ・これまでの我が国の教育実践と最先端のベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す。

富山市教育振興基本計画においても、各学校にパソコンの利用環境を整備することにより、子どもの情報活用能力を育成し、主体的・対話的で深い学びを目指す、校務支援システムを効果的に活用し、校務の効率化を図る等の取り組みが目標として挙げられており、今後、ますますICTの高度化への対応の必要性が高まっていくと思われる。

統合校においても、校内通信ネットワークの高度化などICTの学びへの活用を支援する対策を講じていく必要がある。

【課題のまとめ】

- ① グローバル教育、環境教育など多様な教育活動をサポートする施設環境整備
- ② ICTの高度化への継続的な対応

(4) 地域との連携

現在、文部科学省において、学校が地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校づくり」を進めるため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を推進している。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）とは

- ・学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる仕組み。
- ・学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進める。
- ・学校運営協議会の主な役割は以下のとおり。
 - ✓ 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
 - ✓ 学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる。
 - ✓ 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

富山市では2021（令和3）年度現在、市内小学校8校、中学校5校の合計13校においてコミュニティ・スクールを導入している。コミュニティ・スクールを導入した学校における成果としては、学校運営の改善・充実や保護者、地域住民等の理解・協力を得た風通しのよい学校づくりがあげられる。

統合校においても、コミュニティ・スクールの導入を検討する。

2.2.5 防災・防犯

(1) 防災

富山市洪水ハザードマップによると水橋地区はほぼ全域にわたって、河川氾濫時の浸水被害が想定され、その浸水深さは0.5m以上3.0m未満とされる。

施設整備にあたっては、浸水深さが低い敷地を優先的に選定することが求められる。

また、洪水が発生した場合に児童生徒が安全に避難できるように、建物への動線の配慮等を慎重に検討を行っていく必要がある。

あわせて、災害等で地域住民の避難の際に、学校内での避難場所の確保を検討する必要がある。

ワークショップにおける住民意見（令和3年7月実施・抜粋）

- ・この地区でも水害が起きるかもしれないので、統合校や学校跡地の検討には、避難所としての活用などの防災の視点を入れてほしい。
- ・これまでは保育所に隣接する小学校が避難所だったので、歩いて避難できる安心感があったが、統合後は避難場所が近くにあるか不安に感じる。建物が平屋で洪水に弱い園もあるので、必要に応じて小学校跡地に避難所機能を残してほしい。

地震への対策としては、子どもの安全性確保及び避難所としての機能が必要である。

構造強度を建築基準法上の基準以上の設定にするなど建物自体が想定される地震に対して堅牢であること、非構造部材や設備機器の落下・倒壊防止を徹底することにより、施設内の安全性を確保すること、ライフラインの継続性を確保して避難拠点機能を強化する等、多様な対策を検討していくことが望ましい。

(2) 防犯

児童生徒の防犯対策として、施設整備においても、来訪者を確認しやすく、視認性に優れた施設計画を行うことが望まれる。

水橋地区は狭く入り組んだ道路が多いため、子どもの通学時の安全確保には特段の配慮が必要と考えられる。危険箇所の把握・抽出を行い、必要に応じ、学校・地元・道路管理者・警察等と協議の上、対策を検討することが必要となる。

【課題のまとめ】

- ① 地震・洪水等の災害からの児童生徒・地域住民の安全確保
- ② 校舎内外の防犯・通学時の児童生徒の安全確保

2.2.6 環境・経済性

(1) 環境

世界的に気候変動の進展や脱炭素（ゼロカーボン）の実現に向けた機運が高まっており、本市では「コンパクトシティのネクストステージ」を見据え、持続可能なまちづくりの深化を図るために2021（令和3）年3月、「ゼロカーボンシティ」の表明を行い、同月「富山市エネルギービジョン」（以下、ビジョンという。）を策定した。

本ビジョン内では、省エネルギーの推進に向け、公共施設等総合管理計画に基づく施設統廃合及び設備更新を推進するとともに、公共施設における再生可能エネルギーの活用や省エネルギーに関する基準等を整備することとしている。

学校施設においても、環境負荷軽減のための取組が今後より一層求められる。

《省エネルギーの推進における取組概要》

- 多様な省エネルギー関連技術・エネルギーリソースの普及展開：
省エネルギー関連技術（光屈折フィルム、光ダクト等）、EMS^{※1}・蓄電池・燃料電池・CGS^{※2} 設備をはじめとするエネルギーリソースの市域への普及展開により、建築物の省エネルギーを推進する。
- 民間建築物におけるエネルギー利用の効率化の推進：
建築物のエネルギー消費量収支を改善するZEB^{※3}・ZEH^{※4}の普及展開を図る。
- 公共施設におけるエネルギー利活用方針の検討：
公共施設等総合管理計画に基づく施設統廃合及び設備更新を推進するとともに、公共施設におけるエネルギー利活用方針を検討し、再生可能エネルギーの活用や省エネに関する基準等を整備する。

出所）富山市エネルギービジョン（富山市、2021（令和3）年3月）

※1：エネルギーマネジメントシステム。情報通信技術を活用し、家庭やオフィスビル、工場などのエネルギー（電気やガス等）の使用状況を常に把握・管理し、最適化するシステム。

※2：コージェネレーションシステム。原動機等が発電する電力とその排熱による熱を同時に供給することができるシステム。

※3・※4：Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）、Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略称で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物を指す。

（2）経済性

2020（令和2）年度末時点において、建築後30年以上経過した本市の公共建築物は全体の約5割となっており、施設の老朽化が顕在化しつつある。

表 2-2 富山市公共建築物の面積

2020（令和2）年度までに整備された公共建築物の総面積		1,732,001（㎡）
旧耐震基準の施設面積 【1981（昭和56）年以前の建築】	延床面積	508,796（㎡）
	割合	29.4（％）
建設から30年を経過した施設 【1990（平成2）年以前の建築】	延床面積	920,258（㎡）
	割合	53.1（％）
市人口（2021（令和3）年3月末時点）		412,901（人）
人口1人当たりの公共建築物の延床面積		4.2（㎡）

出所）富山市公共施設等総合管理計画（富山市、2021（令和3）年12月）

今後、これらの老朽化に対する改修・建て替え費用は増大の一途をたどり、市の財政に大きな負担を強いることとなる。

第2次富山市総合計画（富山市、2017（平成29）年3月）において、社会の成熟化に伴い価値観や行動様式の多様化が進んでいることや、公共施設の老朽化が進んでいることなどから、既存施設の維持・更新だけでなく、施設の再編統合や廃止など、今後、さらなる行財政改革を推進する必要性が指摘されている。

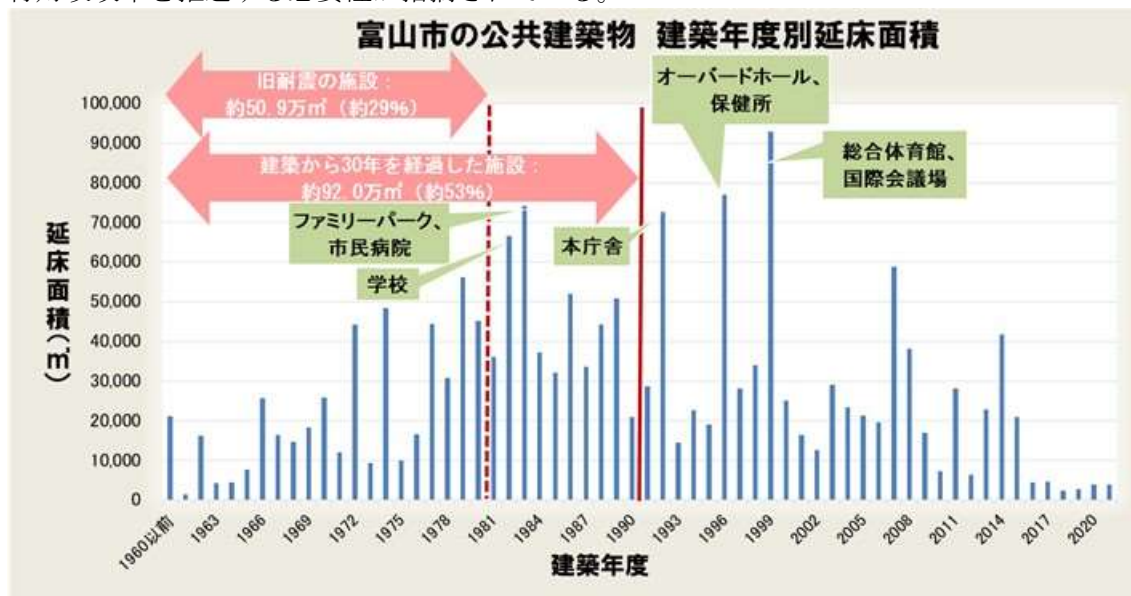


図 2-11 富山市の公共建築物 建築年度別延床面積

出所）富山市公共施設等総合管理計画（富山市、2021（令和3）年12月）

【課題のまとめ】

- ① 学校施設の維持管理費や更新経費等の縮減
- ② 富山市のゼロカーボンシティ実現に向けたCO2削減への取組み

2.2.7 カリキュラム

(1) 校種間の接続

全国的に児童生徒の問題行動の低年齢化により、子どもたちの心の問題に関する教育上の課題の指摘がなされるようになった。例えば、学習や生活の変化になじめず、学習意欲の低下や不登校といった問題が増加する「小1プロブレム」や「中1ギャップ」など校種間の接続に関する課題などである。

「小1プロブレム」への対応として新富山県教育振興基本計画（富山県、2017（平成29）年4月）においては、「幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園、小学校の各指導者が、5歳児修了時を目途とした『幼児期の終わりまでに育ってほしい姿』を共有化すること等による、幼児教育と小学校教育の接続の強化」を掲げている。

また、「中1ギャップ」への対応や、児童生徒の学習意欲の向上等の学習指導上のメリットを見込み、全国で小中一貫教育を行う学校が増えている。

小中一貫教育に関する多くの知見等を踏まえ、学校や市町村においてより積極的に小中一貫教育を推進することなどを目的に、設置者の判断に基づきカリキュラムや教育課程を編成できる義務教育学校が、2016（平成28）年に学校教育法において新たな学校の種類として規定された。

現在、小中一貫教育を行う場合、制度としては「義務教育学校」および「小中一貫型小学校・中学校」の二つの形態がある。いずれも小学校と中学校の「区切り」をなくし、義務教育期間である9年間の学習をトータルで考えられる仕組みを持つ。小中一貫型小学校・中学校では、小学校と中学校、別々に校長と教職員組織がある一方、義務教育学校では小学校と中学校、共通の校長と教職員組織がある（教職員は小学校と中学校、両方の教員免許を保有）。

表 2-3 小中一貫教育を行う学校

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
小中一貫教育を行う学校	小学校 519 中学校 305 (計) 824	小学校 735 中学校 420 (計) 1,155	小学校 917 中学校 537 (計) 1,454
うち義務教育学校	91	121	151

出所) 学校基本調査：文部科学省

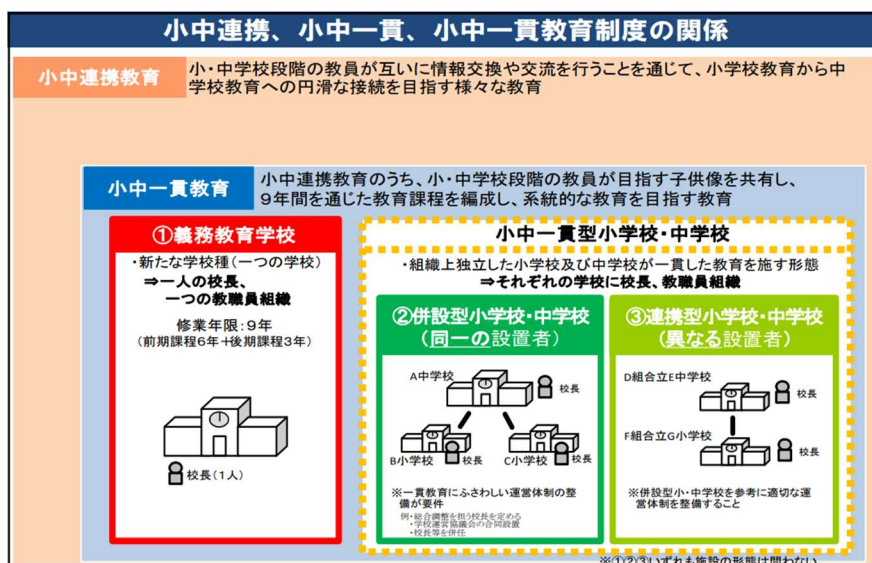


図 2-12 義務教育学校と小中一貫型小学校・中学校の違い

出所) 小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引（文部科学省、2016（平成28）年12月）

義務教育学校の先進事例について、京都市の2校を現地視察し、その特徴・カリキュラムや成果を調査した。今後得られた知見を参考に、富山市及び地域の実情に根差した義務教育学校の設置を目指すものとする。

表 2-4 先進事例の特徴・成果等

学校名 (所在地)	特徴・カリキュラム	成果	課題
京都市立 凌風小中学校 (京都市)	・学年は 4－3－2 制。各ステージでギャップの解消に注力している。 ・学びの作法、言語活動充実、キャリア形成支援を教育の3本柱として、学年を超えて語り合い発表する場を設定し、学びの充実を図っている。	・学力は開校以来上向きである。 ・教職員が、クラスの問題を担任だけでなく学年区切り（ステージ）ごとの組織で対応することを意識するようになった。 ・5～7年生が属する第2ステージにおいて、50分授業の導入、制服着用、部活への参加等を行い、中1ギャップが緩やかになった。	・9学年の行事・会議等の開催に調整を要する。 ・校長が対外的な対応の多くを行っているため、負担が重い。 ・義務教育学校の経験がない異動してきた教員が、学園内の取り決めやルールを習熟するのに時間を要する。
京都市立 開晴小中学校 (京都市)	・学年は4－3－2制。 ・入学式、卒業式のほか、進級式を実施。 ・建物を小中の区分けから3ブロックで構成するように変更した。	・施設一体型であり職員室も1つのため、他学年の教員同士でも連携が取りやすい。 ・校長が1人のため、学校運営の方向性を定めやすい。	・全学年が共用するメディアセンターなどでは机・椅子の規格が1種類であるなど、体格差への配慮がしきれていない。
(参考) 品川学園 (東京都品川区)	・4－5制が基本。小学5年生以上において教科担任制を実施。 ・1人の教員が担当教科において複数の学年・学級を担当するため、自らの資質・能力向上や開かれた学級経営が実現。	・第5、6学年を担当する教師にチームとして児童の指導にあたる意識が見られ、教師の児童理解が深まっている。 ・学習意欲、学習への満足度が増し、児童が授業を楽しみをするようになった。	・児童の学力向上を目指し、児童の実態や教科の特性を考慮した、より効果的な年間指導計画を作成することが求められる。 ・小学校教員としての全教科の指導力を維持・向上させる必要がある。

出所) 品川学園は小中一貫した教育課程の編成・実施に関する事例集より
(文部科学省、2018(平成30)年1月)

(2) 学年区切り

義務教育学校においては、各学校の実態に応じて、学年段階の区切りを従来の6－3制に限らず、4－3－2制や5－4制など、柔軟に設定することができる。学年区切りを設定する意義としては、「中1ギャップ」の緩和や、教職員の意識を単一学年だけでなく区切り全体に向け、より幅広い視点での指導を促すこと等が挙げられる。

学年区切りの各パターンを整理した。

表 2-5 学年区切りの比較

視点	4-3-2 制	5-4 制	6-3 制
学力向上 指導力向上	○：乗り入れ授業や教科担任制を充実させることができ、学力向上や教員の指導力向上に資する。 ○：子どもの心身の発達に合わせて、小・中学校教員のこれまでの指導スキルを生かし、多様で個に応じた対応が可能となる。	○：乗り入れ授業や教科担任制を充実させることができ、学力向上や教員の指導力向上に資する。	△：小学校段階と中学校段階の区切りが従来通りであり、校種を超えた乗り入れ授業の特性が生かされにくい。
中1ギャップの解消	○：小学校段階と中学校段階の間の移行期間を3年間設けることができ、学習指導面・生活指導面両方におけるギャップ緩和に資する。	○：小学校段階と中学校段階の間の移行期間を設けることができ、学習指導面・生活指導面両方におけるギャップ緩和に資する。 △：小学校段階と中学校段階の間の移行期間は4-3-2制より短い。	△：小学校段階と中学校段階の区切りが従来通りであり、解消への効果は限定的。
リーダーとしての活躍の場の機会	○：リーダーシップ発揮の機会が教育課程の区切り6、9年生に加えて4、7年生の4回ある。	○：リーダーシップ発揮の機会が教育課程の区切り6、9年生に加えて5年生の3回ある。	△：リーダーシップ発揮の機会が2回。
異学年交流のしやすさ	○：ブロックごとの縦割り活動や多様な異年齢の組み合わせを取り入れた活動、学習がしやすい。	○：ブロックごとの縦割り活動や多様な異年齢の組み合わせを取り入れた活動、学習がしやすい。	△：9学年ごとに横断した活動・行事の調整等が必要となる。
教員の連携	○：ブロックごとの主担当教員等の支援による組織的課題解決が行いやすい。 △：経験の無い教職員への理解促進への対応が必要である。	○：ブロックごとの主担当教員等の支援による組織的課題解決が行いやすい。	○：教職員も子どももこれまでの経験を生かして活動しやすい。 △：学年を超えた教員間の支援に多くの調整を要する。
施設の活用	○：特別教室の稼働率が上がる。 △：共用部において体格の違いに多くの配慮が必要。	○：特別教室の稼働率が上がる。 △：共用部において体格の違いに多くの配慮が必要。	○：空間構成を単純で明快にできる。

上記の比較から、統合校における学年区切りは4-3-2制もしくは5-4制を取り入れることが望ましい。また、学年区切りのブロック数がより多い4-3-2制を取り入れることにより、義務教育学校のメリットをより強く活かすことが可能と考えられる。

3. 整備コンセプトの策定

3.1 整備コンセプトの策定

統合校の整備コンセプトの策定にあたっては、「2. 統合校を取り巻く現状と課題」で整理した内容や、富山市教育大綱及び第2期富山市教育振興基本計画をもとに、地区の住民ワークショップ、既存校の教職員アンケートを実施し、その意見や提案を反映させながら検討を行った。

3.1.1 住民ワークショップでの意見の反映

地区の住民によるワークショップを実施し、統合校にどのようなことを期待するか、また、義務教育学校として、地域にひとつにまとまった学校として、どのような特色を出していくべきなのかについて議論を行った。

それらの中で、多かった意見、提案等を踏まえ、統合校のコンセプトへ反映を行った。

統合校の整備コンセプトに対する主な意見とコンセプトへの反映については以下のとおりである。

表 3-1 住民ワークショップでの意見・提案とコンセプトへの反映

住民ワークショップにおける主な意見・提案	コンセプトへの反映
- 子どもたち一人ひとりを丁寧に見て、個性を生かせるという小規模校の良さを残しながら、大規模校の良さも引き出す学校運営をしてもらいたい。 - 中学の専門教科の教師が小学校高学年の授業を担当する、中学3年次に受験勉強に向けた特別なカリキュラムを作るなど、小中一貫の特色を生かして、学習面に力を注いだ学校になると良い。	義務教育学校におけるきめ細やかな教育・学力向上への期待に対する意見が多く、「子どもたちの学びが充実した学校」としてコンセプトの1テーマとした。
- 子どもたちが楽しく通え、自分の可能性を見出すことができると共に、親も安心して通わせられる学校になってほしい。 - ひとりひとりの個性を認められる、多様性、寛容性がある環境の方が大切だと思う。それぞれが興味のあることに取り組み、のびのび楽しんで学校に通ってほしい。	楽しくのびのびと通える学校や多様性のある環境に対する期待に対する意見を取りまとめ「子どもたちが快適な学校生活を送るための校舎整備」をテーマとした。
- 水橋地区は車社会なので、通学路の安全性の確保が大切だと考えている。地域やPTAで見守り活動を行っていく必要があると思うが、負担が大きくなりすぎないように、行政にも道路整備やスクールバスの運行などに取り組んでほしい。 - 小学校低学年と中学生とでは体格が相当違うので、小学校と中学校の行き来が簡単にできる作りになっていると、廊下で衝突するなど、小さな子どもたちの安全が確保できないのではないかと心配だ。	防犯対策や交通安全に期待する意見が多く、「安心・安全な学校」をテーマとした。
- 水橋の自然の豊かさや名所を知り、地域住民と触れ合うことで、この地域の良さを感じ、愛着を深めてほしい。そうすれば、地域に残って住み続けてくれるのではないか。 - 高齢者に昔の遊びを教えてもらったり、農業、漁業関係者に体験学習に関わってもらったりなど、地域の方々の協力を得ながら各地域の文化を伝承していきたい。それが、子どもたちにとっては良い思い出になり、まちづくりにもつながる。	地域の歴史や地域資源を活かした特色ある学校についての提案が多く、また、それにより地域の活性化への期待も寄せられ、「地域の特色を生かし活性化に貢献する学校」をテーマとした。

3.1.2 教職員ヒアリングの反映

質の高い教育・特色ある教育等の観点から整備コンセプトを検討するため、既存校7校の教職員（校長・教頭）に対し、教育活動、学校活動、今後の学校施設の在り方について、アンケートを行って意見を伺った。

結果は、主にコンセプトを実現していくために統合校が備えるべき主な機能・性能について反映した。

表 3-2 教職員ヒアリングでの意見・提案とコンセプトへの反映

教職員ヒアリングにおける主な意見	統合校が備えるべき主な機能・性能への反映
・PCやプロジェクター、タブレットの収納ロッカー、エアコンの配管等が入ってきて、教室が手狭になっている。	「教育の情報化に対応した設備の充実」として反映した。
・「図書室」や「視聴覚室」等、共同で使用するスペースが校舎の端に位置していて使用しにくい。 ・職員室と会議室が離れているため、来客や電話対応などで不便。	円滑な教育活動、学校運営がしやすい諸室配置
・共用棟には、中1、小6など、2学年程度が集まって活動できる多目的室があるとよい。 ・「凝ったつくり」よりも「諸活動に柔軟に対応できるつくり」を重視していただきたい。	「学年間のまとまりを柔軟に編成できる教室配置」として反映した。
・体育館以外に学年集会が行える広い部屋がほしい。 ・小学校1年生と中学校3年生では、学習内容も生活の仕方も大きく異なるので、発達段階を考慮した教室配置と、複数の特別教室やフリースペース、遊具等があるとよいのではないかな。	「多目的空間の配置」として反映した。
・体育館内にトイレがないため、夜間開放で校舎のトイレを使用することになり、部外者が夜間解放時に生徒玄関等まで入り込むことができる。 ・敷地内で、死角になる箇所が多いため、防犯対策上不安がある。	「セキュリティ管理に配慮した施設整備」として反映した。

3.1.3 整備コンセプト

以上の検討および関連計画、社会経済動向を踏まえ、以下のとおり統合校の整備コンセプトを定めた。

表 3-2 整備コンセプト

Ⅰ. 子どもたちの学びが充実した学校	
整備方針	統合校が備えるべき主な機能・性能
(1) 義務教育学校として 9 年間を見通した多様な学び・カリキュラム展開を図れる環境 (2) 児童生徒数の増加による新たな学び・体験機会の充実	① 学年間のまとまりを柔軟に編成できる教室配置 ② 小学校と中学校の管理機能の一体化 ③ 教育の情報化に対応した設備の充実 ④ 少人数教育、グループ学習が可能な空間の確保 ⑤ 落ち着いた環境での特別支援教育、可変性のある室の確保
Ⅱ. 子どもたちが快適な学校生活を送るための校舎整備	
整備方針	統合校が備えるべき主な機能・性能
(1) 学年の枠を超えた多様な交流が可能な空間の充実 (2) スポーツ、健康・食育、環境など多様な教育活動の支援	① 自然採光・自然換気 ② 暖かく明るい内装、過ごしやすい空調環境 ③ 多目的空間の配置 ④ ユニバーサルデザインの導入
Ⅲ. 安心・安全な学校	
整備方針	統合校が備えるべき主な機能・性能
(1) 地震と洪水から児童生徒・地域の人々を守る (2) 安心して学校生活・放課後も過ごせる防犯対策 (3) 安全な通学路・通学手段の確保	① 非構造部材を含め耐震構造を有した施設整備 ② 分かりやすい避難経路、避難しやすい施設配置 ③ セキュリティ管理に配慮した施設整備 ④ 歩行動線と車の動線を分離する配置 ⑤ スクールバスの乗降可能な駐車場配置 ⑥ 避難所として機能するための設備及び施設配置
Ⅳ. 地域の特色を生かし活性化に貢献する学校	
整備方針	統合校が備えるべき主な機能・性能
(1) 地域の産業・文化・スポーツなど歴史文化の継承 (2) 地域の資源を活かした教育活動の確保 (3) 各学校の特色のある活動の継承	① 水橋の歴史・魅力の学習、地域産業の体験 ② 体育館・校庭・多目的ホールなど地域の方々が訪れることのできるスペースの確保 ③ 既存校の歴史展示スペースの設置 ④ 地区の活動を紹介するスペース
Ⅴ. 環境にやさしく経済性に優れる学校	
整備方針	統合校が備えるべき主な機能・性能
(1) 維持管理費用の縮減 (2) ゼロカーボンシティを目指す施設整備	① 自然採光・自然換気・雨水利用による維持管理費の縮減 ② 自然エネルギーの活用 (例：太陽光発電システム・太陽熱利用)

4. 施設計画

4.1 統合校の整備予定地

4.1.1 計画予定地の検討

統合校の整備にあたり、地域の一定以上のまとまった面積を有する用地※の中から、以下の3条件を満たす敷地を4箇所選定した。なお、現在の学校敷地の活用も検討した。

①必要面積を概ね40,000～50,000㎡であること。

小学校・中学校それぞれに体育館・グラウンドを用意するため、2026（令和8）年開校時の統合校の児童数445人、生徒数265人と同規模の小・中学校の敷地に合わせた用地が必要となる。

（参考）小学校：400～500人規模の平均敷地：約22,500㎡

中学校：200～300人規模の平均敷地：約27,000㎡

②敷地の形状が概ね整形であり、道路に隣接すること。

③最短で2026（令和8）年4月の開校を予定しているため、許認可や用地買収等に長期間を要さない見込みであること。

※国営圃場整備計画地、近年に圃場整備した田、埋蔵文化財包蔵地を除く。

4.1.2 候補地の概要

以上の条件をもとに、候補地を4箇所選定した。



図 4-1 候補地の位置

表 4-1 整備候補地の概要

	A. 水橋高等学校敷地	B. 水橋中部小学校・水橋中学校敷地
配置※		
現況等	既存校舎あり	既存校舎あり
敷地面積	約 52,000 m ²	約 39,000 m ²
住所	富山市水橋中村 24	・富山市水橋館町 443 (水橋中学校) ・富山市水橋町 568 (水橋中部小学校)
所有者	県	・市 (38,593.54 m²) ・借地 (642.23 m²)
用途地域等	市街化調整区域	・市街化区域 ・第1種中高層住居専用地域 (建ぺい率 60%/容積率 200%) ・第1種高度地区 (20m)
	C. 水橋肘崎敷地	D. 三成中学校及び隣接敷地
配置※		
現況等	農地	既存校舎等あり＋農地
敷地面積	約 48,000 m ²	約 50,000 m ²
住所	富山市水橋肘崎地内	富山市水橋石割 70 他
所有者	民間	市及び民間
用途地域等	市街化調整区域 農地	市街化調整区域 農地を含む

※配置図はインフォマップとやまより作成

4.1.3 候補地の比較

- 各候補地を以下の4項目について総合評価を行った。
- ①利便性：児童生徒の通学時間として、各校区の基準起点（地理的重心・集落の中心）を選定し、各候補地までの徒歩時間による比較を行った。また、学校選択制により他地区から通う生徒の利便性の観点から、あいの風とやま鉄道水橋駅からの徒歩時間を求めた。いずれも時間が短い方が優位と評価した。
 - ②学習環境：周辺環境として、防犯性、静粛性等学習しやすい環境か、敷地・道路の形態として、広さ、形態の評価、アクセス道路の状況の評価した。
 - ③安全性：富山市洪水ハザードマップから、浸水想定を洪水時の各敷地の浸水深さの予測が3mを超えるか否かで評価した。
 - ④事業性：事業費として、用地取得費、既存施設が存在する場合の解体費、造成費等を積算し、総コストが安価なものを優位に評価した。用地取得容易性は市所有の土地でない場合、取得にかかる期間を考慮して評価した。

評価の結果、水橋高等学校敷地を整備候補地として選定した。

表 4-2 候補地の比較

		A. 水橋高等学校敷地	B. 水橋中部小学校・水橋中学校敷地	C. 水橋肘崎敷地	D. 三成中学校及び隣接敷地
1) 利便性	児童生徒の通学時間	○ 約 37 分	◎ 約 31 分	△ 約 41 分	× 約 46 分
	水橋駅からのアクセス	◎ 駅から徒歩 10 分	○ 駅から徒歩 20 分	○ 駅から徒歩 20 分	× 駅から遠い
2) 学習環境	周辺環境	○ 周辺が農地で静か	△ 完成までは仮設校舎で学習	△ 農地で静かだが、防犯灯設置が必要	○ 周辺が農地で静か
	敷地・道路の形態	○ 整形・接道が 1 方向のみ	× やや狭隘かつ不整形・接道が狭い	× 整形だが接道が狭く、鉄塔が近接している。	○ やや不整形・接道は良好
3) 安全性	浸水想定	○	△	○	◎
4) 事業性	事業費等	○	○	△	△
	用地取得費※	約 6.2 億円	—	約 5.3 億円	約 5.4 億円
	解体費※	県が解体	約 3.5 億円	—	約 1.5 億円
	備考		別途、仮設校舎費：約 2 億円	別途、造成費：約 6.9 億円	別途、造成費：約 4.3 億円
	用地取得容易性	○ 県から購入	◎ 市所有	× 全て民間農地	△ 一部民間農地
	工期の迅速性	○	△ 仮設校舎の児童生徒への配慮を要する	× 農地転用を要する	× 農地転用を要する 一部に埋文包蔵
総合評価		○	△	×	×

評価 ◎：特に優れる、○：優れる、△：やや問題がある ×：問題がある
※令和3年3月時点の試算による。後述の第2部：水橋地区統合校整備に係る事業化可能性調査の事業費に関連していない。

4.2 計画予定地の概要

整備予定地である水橋高等学校敷地は、あいの風とやま鉄道水橋駅から徒歩約 10 分の位置にあり、約 5.2ha と広大な敷地を有する。

周辺には農地が広がっており、静かな学習環境が期待できる。

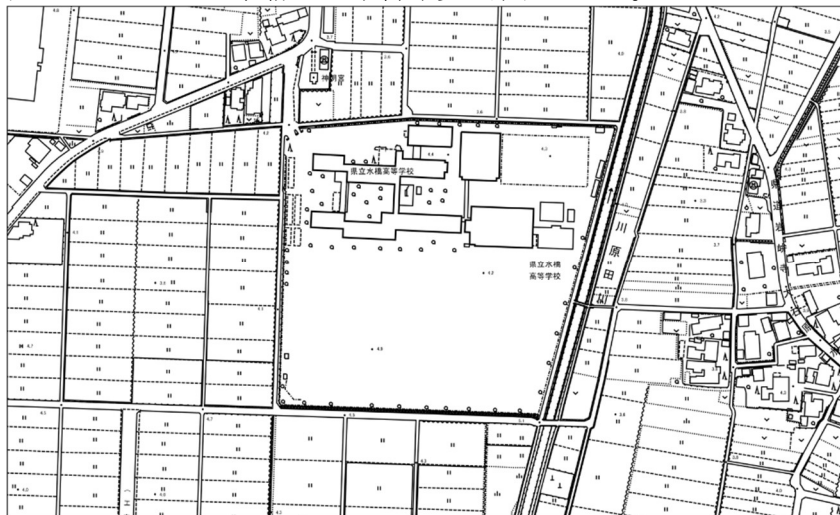


図 4-2 水橋高等学校敷地

出所) 富山市発行地形図 (2018 (平成 30) 年作成)



図 4-3 水橋高等学校敷地

出所) 富山市撮影航空写真 (2020 (令和 2) 年撮影)

表 4-3 計画予定地の状況

敷地の状況	
所在地	富山市水橋中村 24
敷地面積	約 5.2ha (敷地面積約 2.2ha、屋外運動場約 3.0ha)
区域区分	市街化調整区域
建物の状況	
建物面積	約 13,500 m ² (校舎 約 8,700 m ² 、屋内運動場 約 4,800 m ²)
建物の状況	1981 (昭和 56) 年 12 月に着工。1983 (昭和 58) 年 4 月に開校式。 以降、相山記念館、校舎、第 2 体育館などの増築を経て、現在に至る。 当該地周辺の地層は支持地盤が深い位置にあることから、建設時に多数の支持杭が用いられている。

4.3 学校規模の整理

施設計画を作成するにあたり、開校時の学校規模について整理を行った。

4.3.1 児童生徒数・普通学級数

2021（令和3）年3月、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が改正され、2021（令和3）年度から2025（令和7）年度にかけて、小学校（義務教育学校の前期課程含む）の学級編制の標準が現行の40人から35人に引き下げられることになった。この改正を踏まえ、統合校においては、1～6年生（以下「前期課程」という。）の学級人数は35人以下、7～9年生（以下「後期課程」という。）の学級人数は40人以下とする。

最短での開校年である2026（令和8）年度における水橋地区内の児童生徒数は、前期課程445人、後期課程265人と想定する。また、1学級あたりの人数を前期課程35人、後期課程40人と想定すると、学校規模は、小学校16学級、中学校8学級となる。

2027（令和9）年度以降、児童生徒数は減少が予想されるが、学校規模は2026（令和8）年時点での児童生徒数で設定する。

表 4-4 統合校における児童生徒数推計

	令和8年		令和9年		令和10年		令和11年		令和12年	
	児童 生徒数	学級数	児童 生徒数	学級数	児童 生徒数	学級数	児童 生徒数	学級数	児童 生徒数	学級数
1年生	65	2	62	2	59	2	56	2	53	2
2年生	62	2	55	2	53	2	50	2	48	2
3年生	76	3	73	3	70	2	66	2	63	2
4年生	83	3	67	2	64	2	61	2	58	2
5年生	87	3	102	3	98	3	93	3	89	3
6年生	72	3	82	3	79	3	75	3	71	3
前期 課程計	445	16	441	15	423	14	401	14	382	14
7年生	86	3	72	2	69	2	66	2	63	2
8年生	77	2	85	3	81	3	77	2	73	2
9年生	102	3	90	3	85	3	81	3	78	2
後期 課程計	265	8	247	8	235	8	224	7	214	6
合計	710	24	688	23	658	22	625	21	596	20
特別 支援	15～20	2～3	15～20	2～3	15～20	2～3	15～20	2～3	15～20	2～3

※コーホート変化率法（5か年）にて推計

また、2027（令和9）年以降の児童生徒数は以下のように推計される。

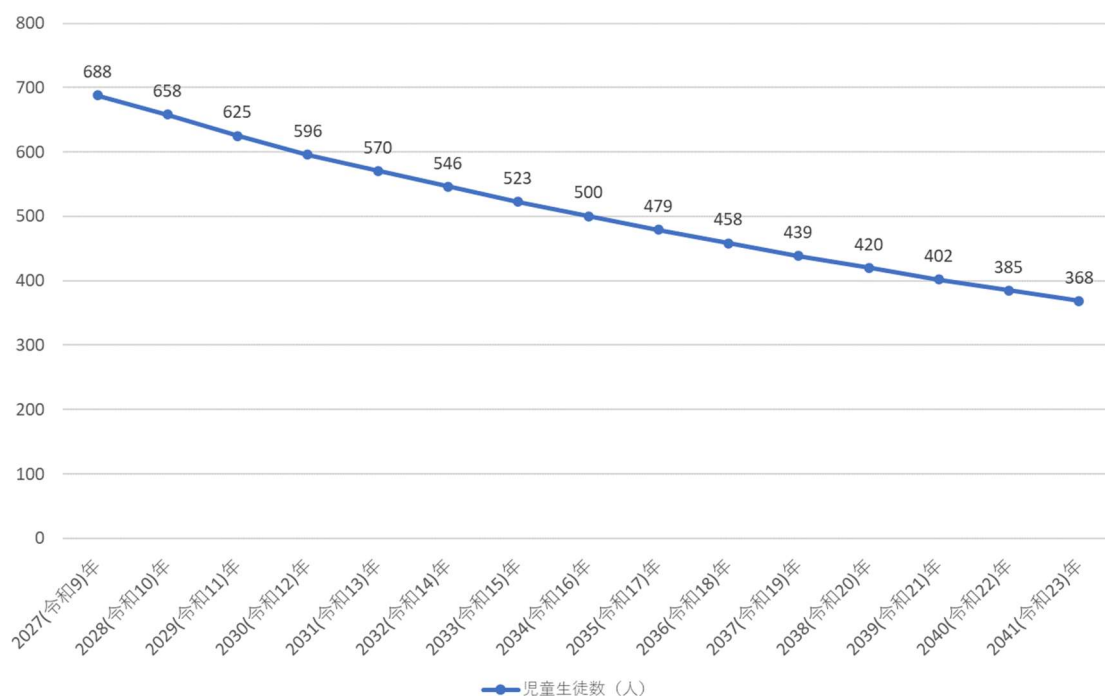


図 4-4 統合校における児童生徒数の推計

※コーホート変化率法（5 か年）にて推計

4.3.2 導入機能別の規模のイメージ

学校規模の試算にあたり、以下のとおり前提条件を定めた。

(1) 普通教室

前期課程 6 学年、後期課程 3 学年でそれぞれ同じ規格の教室を導入する。前期課程（下図小学校）は 35 人、後期課程（下図中学校）は 40 人が一定の間隔で机を並べて着席することが可能で、教室前部には教卓と教員机、後部にはロッカー等の校具を配置できるスペースを確保する。

普通教室 1 室あたりの面積は、小学校 72 m²、中学校 72 m²とする。以下この面積を設計の基本単位として「コマ」と表現する。

開校時は小学校に 16 教室、中学校に 8 教室を確保する。

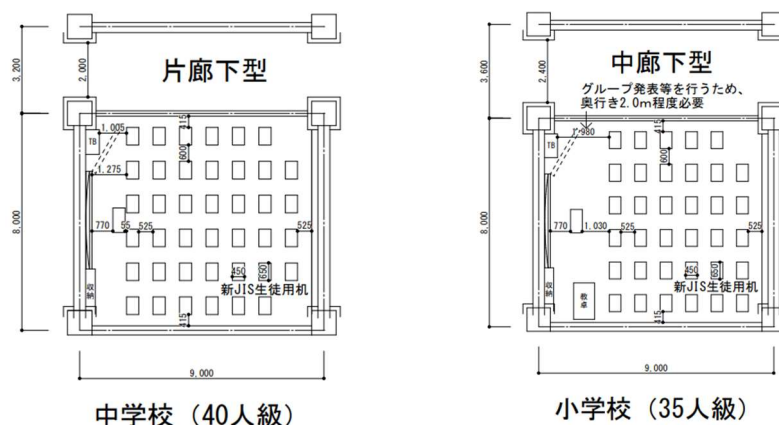


図 4-5 教室のモデルプラン

(2) 特別支援教室

開校時は前期課程に 3 教室、後期課程に 2 教室とし、1 室あたりの面積は 64 m²とする。

(3) 多目的教室等

前期課程に 2 教室、後期課程に 2 教室確保する。面積は 72 m²を 2 室、36 m²を 2 室とする。多目的な利用を基本とするが、新たに求められる教育機能や特別支援学級の不足など、将来必要となる用途に対応できる室として整備を行う。

そのほか、少人数教室、通級指導教室、教材室を確保する。

表 4-5 普通教室等の室数と面積

室 名	前期課程		前期・後期共用		後期課程		合計
	室数	面積 (m ²)	室数	面積 (m ²)	室数	面積 (m ²)	
普通教室	16	1,152	—	—	8	576	1,728
特別支援教室	3	192	—	—	2	128	320
学年室	3	324	—	—	—	—	324
多目的室 1	1	72	—	—	1	72	144
多目的室 2	1	36	—	—	1	36	72
少人数教室	2	72	—	—	2	72	144
通級指導教室	1	36	—	—	1	36	72
教材室	6	192	—	—	3	96	288
普通教室等 計	33	2,076	—	—	18	1,016	3,092

(4) 特別教室

特別教室として導入する機能と規模は以下のとおりとする。面積は教室ごとに 2 コマとし、うち 1.5 コマは教室、0.5 コマは準備室とする。

表 4-6 特別教室の室数と面積

室 名	前期課程		前期・後期共用		後期課程		合計
	室数	面積 (m ²)	室数	面積 (m ²)	室数	面積 (m ²)	
理科教室	—	—	3	324	—	—	324
理科準備室	—	—	3	108	—	—	108
音楽教室	1	96	—	—	1	96	192
音楽準備室	1	64	—	—	1	64	128
美術室	—	—	—	—	1	108	108
美術準備室	—	—	—	—	1	36	36
図画工作教室	1	108	—	—	—	—	108
図画工作準備室	1	36	—	—	—	—	36
技術教室	0	0	—	—	1	144	144

室 名	前期課程		前期・後期共用		後期課程		合計
	室数	面積 (㎡)	室数	面積 (㎡)	室数	面積 (㎡)	
技術準備室	—	—	—	—	1	36	36
調理・被服室	1	96	—	—	1	96	192
調理・被服準備室	1	36	—	—	1	36	72
図書室	—	—	1	360	—	—	360
コンピュータ室	—	—	1	108	—	—	108
コンピュータ準備室	—	—	1	36	—	—	36
生活科室	2	144	—	—	—	—	144
外国語教室	—	—	1	108	—	—	108
特別教室 計	8	580	10	1,044	8	616	2,240

(5) 管理諸室

管理教室として導入する機能と規模は以下のとおりとする。面積は各室ごとに普通教室のコマ単位で検討を行った。給食室は、センター方式のため整備は行わない。

表 4-7 管理諸室の室数と面積

室 名	前期課程		前期・後期共用		後期課程		合計
	室数	面積 (㎡)	室数	面積 (㎡)	室数	面積 (㎡)	
校長室・応接室	—	—	1	44	—	—	44
職員室	—	—	1	288	—	—	288
事務室（受付含む）	—	—	1	32	—	—	32
会議室	—	—	1	180	—	—	180
印刷室	—	—	1	36	—	—	36
金庫室	—	—	1	36	—	—	36
給湯室	—	—	1	8	—	—	8
休憩コーナー	—	—	1	24	—	—	24
書庫	—	—	1	32	—	—	32
雑庫	—	—	1	36	—	—	36
保健室	—	—	1	108	—	—	108
保健相談室	1	9	—	—	1	9	18
保健収納庫	1	6	—	—	1	6	12
放送室	—	—	1	14	—	—	14
和室	—	—	1	32	—	—	32
相談室	2	36	—	—	4	72	108
生徒会室	—	—	1	36	—	—	36

室 名	前期課程		前期・後期共用		後期課程		合計
	室数	面積 (㎡)	室数	面積 (㎡)	室数	面積 (㎡)	
来賓玄関	—	—	1	6	—	—	6
職員玄関	—	—	1	28	—	—	28
昇降口	—	—	1	185	—	—	185
職員更衣室	—	—	1	72	—	—	72
特別教室用トイレ	—	—	5	160	—	—	160
配膳室 1	—	—	1	160	—	—	160
ワゴンプール	—	—	3	60	—	—	60
手洗いスペース	—	—	9	72	—	—	72
トイレ	—	—	9	360	—	—	360
グラウンド通用口	—	—	1	20	—	—	20
受付	—	—	1	5	—	—	5
用務員室	—	—	1	40	—	—	40
ランチルーム	—	—	1	288	—	—	288
職員来賓トイレ	—	—	1	36	—	—	36
多目的トイレ	—	—	1	4	—	—	4
ごみ保管庫	—	—	1	72	—	—	72
管理諸室 計	4	51	52	2,474	6	87	2,612

(6) 体育関連諸室

前期課程・後期課程それぞれにアリーナ、加えて柔剣道場を確保する。避難場所としての機能確保のため、後期課程のアリーナは2階とする。

表 4-8 体育関連諸室の室数と面積

室 名		室数	単位面積 (㎡)	総面積 (㎡)
前期課程	アリーナ	1	850	850
	ステージ	1	100	100
	控室	1	25	25
	器具庫	2	70	140
	トイレ	1	30	30
	多目的トイレ	1	5	5
	更衣室	1	50	50
	共用部	1	140	140
	計	9	—	1,340

室 名		室数	単位面積 (㎡)	総面積 (㎡)
後期課程	アリーナ	1	1,276	1,276
	器具庫	6	22	132
	雑庫	1	20	20
	管理室	1	8	8
	会議室（PTA利用等）	1	40	40
	トイレ	1	30	30
	多目的トイレ	1	4	4
	更衣シャワー室	1	25	25
	部室	8	12	96
	体育館・柔剣道場共用部	1	292	292
	ピロティ	1	500	500
	計	23	—	2,423
柔剣道場	柔剣道場	1	350	350
	更衣室	1	84	84
	器具庫	1	16	16
	計	3	—	450

(7) 整備想定面積

以上の必要諸室に加え、廊下・設備室等の間接面積を想定のうえ加算し、整備面積をまとめると、下表のとおりとなる。

表 4-9 整備面積まとめ

室分類		面積 (㎡)
校舎	普通教室等	3,092
	特別教室	2,240
	管理諸室	2,612
	共用部	2,940
体育施設	小学校体育館	1,340
	中学校体育館（ピロティ 500 ㎡を想定）	2,423
	柔剣道場	450
	屋外プール、付属室	475
合計		15,572

4.4 施設配置計画・ゾーニング計画

4.4.1 施設配置の基本方針

施設配置は以下の事項を基本的な方針として検討を行う。

- ・ 前期課程と後期課程は一体の建物として整備する。
- ・ 可能な限り南側に教室を設け、採光と通風を確保する。
- ・ 敷地全体の視認性の確保、歩車を明確に分離する。
- ・ 校舎整備、既存建物の解体及び杭などの構造計画において、工期やコストに配慮する。
- ・ 管理諸室・普通教室・特別教室のまとまりを確保する。
- ・ 子どもの体格の違いに配慮した動線に配慮する。
- ・ 通学がしやすい位置から敷地にアプローチできるようにする。
- ・ 敷地全体のバランスや維持管理の方法およびセキュリティ対策を考慮する。
- ・ 児童生徒の登下校、車両動線、地域住民のアクセスや動線の混乱を回避する。
- ・ 運動・競技スペースや広場空間を考慮し、屋外運動場が狭くならないように配慮する。

4.4.2 施設配置の比較検討

整備対象地における配置案の比較検討を行った。配置案は以下の2つの観点から、下表の4案を作成し、シミュレーションを行った。

- ・ 既存建物を避けて敷地南側（東側）に配置するか、既存建物を解体して北側に配置するか。
- ・ 既存建物を活用するか、新たに整備するか。

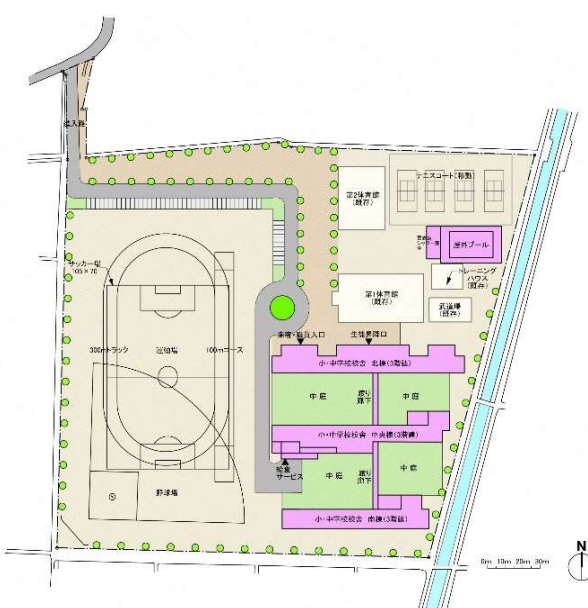
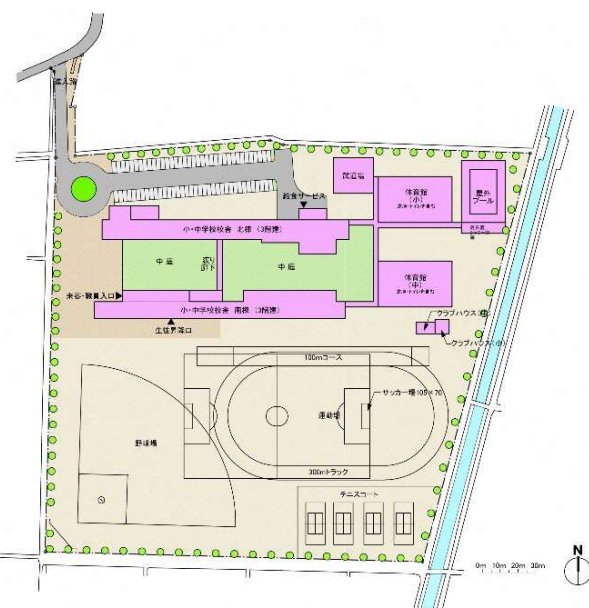
表 4-10 施設配置案

	内容	面積
A案	既存体育館等を活用し、既存校舎を解体する。体育館と新設校舎の連携を考慮し校舎を東側に配置する案	校舎：既存 0 m ² 、新築 11,923 m ² 体育館：既存 4,790 m ² 、新築 475 m ² (プール)
B案	既存校舎・既存体育館を活用し、不足する校舎を増築する案	校舎：既存 8,618 m ² 、新築 4,720 m ² 体育館：既存 4,790 m ² 、新築 475 m ² (プール)
C-1案	既存校舎・既存体育館を解体し、北側に全面改築を行う案	校舎：既存 0 m ² 、新築 10,901 m ² 体育館：既存 0 m ² 、新築 3,669 m ² (プール含む)
C-2案	南側に全面改築を行う案	校舎：既存 0 m ² 、新築 10,638 m ² 体育館：既存 0 m ² 、新築 3,413 m ² (プール含む)

※案によっては、既存建物の利用有無等の理由により整備想定面積に変動が生じている。
なお、今後の県との交渉過程の詳細な検討・精査により、整備面積、事業費は変動する。
事業費は令和3年7月時点の試算による。

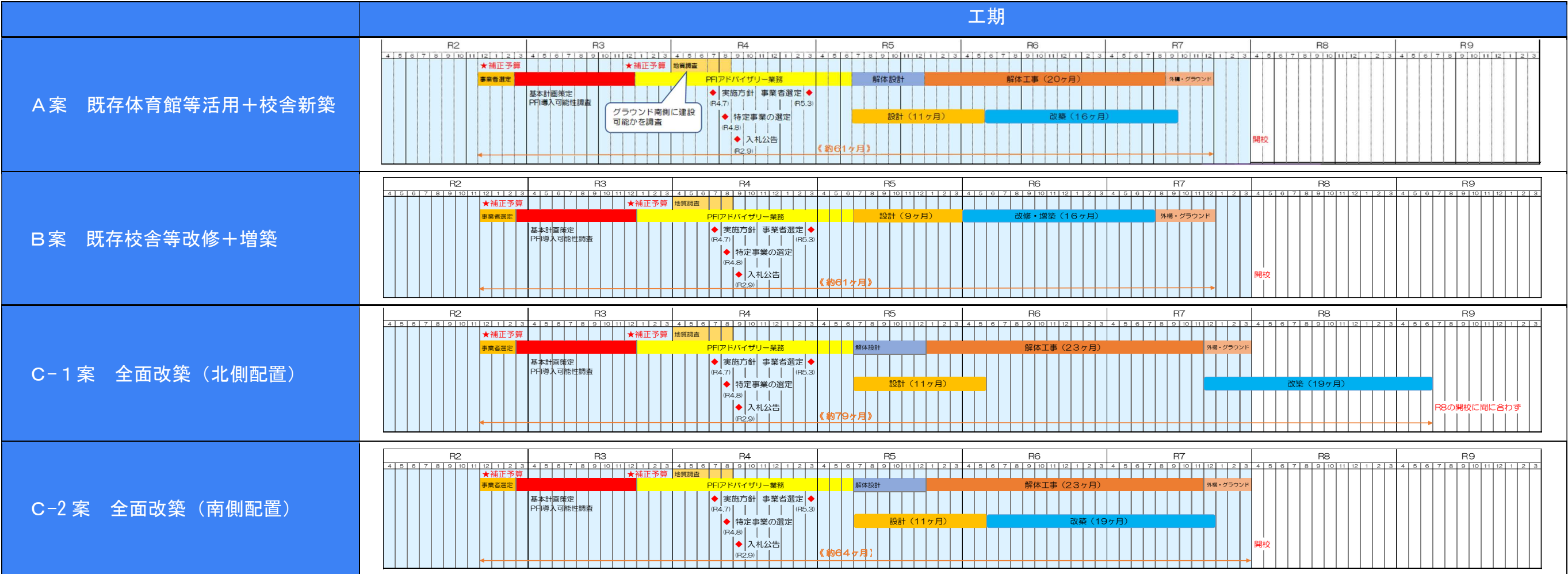
上記4案の評価の結果、**C-2案が優位**となった。
各案の評価は次頁のとおりである。

＜ 4 案の評価＞

		A 案 既存体育館等活用＋校舎新築	B 案 既存校舎等改修＋増築	C-1 案 全面改築（北側配置）	C-2 案 全面改築（南側配置）
配置イメージ					
面積等		校舎：既存 0 m ² 、新築 11,923 m ² 体育館：既存 4,790 m ² 、新築 475 m ² （プール） ※40 年後、既存体育館を 3,156 m ² に建替え。 80 年後、新築校舎を 10,783 m ² に建替え。	校舎：既存 8,618 m ² 、新築 4,720 m ² 体育館：既存 4,790 m ² 、新築 475 m ² （プール） ※40 年後、既存体育館を 3,156 m ² に、既存校舎を 6,352 m ² に建替え。	校舎：既存 0 m ² 、新築 10,901 m ² 体育館：既存 0 m ² 、新築 3,669 m ² （プール含む） ※80 年後、新築校舎を 9,761 m ² に建替え。 80 年後、同規模の体育館に建替え。	校舎：既存 0 m ² 、新築 10,638 m ² 体育館：既存 0 m ² 、新築 3,413 m ² （プール含む） ※80 年後、新築校舎を 9,498 m ² に建替え。 80 年後、同規模の体育館に建替え。
前提条件	既存校舎等の解体	一部必要	必要なし	必要	必要
	解体費用の負担	県（市：建替え時に必要）	必要なし（市：建替え時に必要）	県（市：建替え時に必要）	県（市：建替え時に必要）
	土地の取得	（県が杭を抜く場合）取得	貸与	（県が杭を抜く場合）取得	（県が杭を抜く場合）取得
		（県が杭を抜かない場合）貸与		（県が杭を抜かない場合）貸与	（県が杭を抜かない場合）貸与
	校舎等の取得	無償譲渡	無償譲渡	—	—
	実現可能性	△（県が解体費を負担することが前提）	○	△（県が解体費を負担することが前提）	△（県が解体費を負担することが前提）
事業費 ※	解体費用 （杭抜き含む） ①	11.7 億円	—	17.8 億円	17.8 億円
	イニシャルコスト ②	67.6 億円	58.6 億円	69.5 億円	66.9 億円
	イニシャルコスト計 （①＋②）	79.3 億円	58.6 億円	87.3 億円	84.7 億円
	40 年累計コスト （LCC）	132.0 億円	106.1 億円	131.7 億円	127.5 億円
	90 年累計コスト （LCC）	286.0 億円	268.8 億円	276.2 億円	266.4 億円

		A 案 既存体育館等活用＋校舎新築	B 案 既存校舎等改修＋増築	C-1 案 全面改築（北側配置）	C-2 案 全面改築（南側配置）
評価	校舎配置	△ ・北側エントランスから校舎までのアプローチが長い。 ・校庭のトラック・サッカーコート等が南北向きになる。	○ ・校庭が校舎の南側に配置され、北側エントランスから校舎までのアプローチも短い。	○ ・校庭が校舎の南側に配置され、北側エントランスから校舎までのアプローチも短い。	△ ・北側エントランスから校舎までのアプローチが長い。 ・校庭が北側になり日照があまりよくない。
	校舎の使い勝手	○ ・校舎は新築で児童生徒の利用のしやすさ等に問題はない。既存体育館を使用するが特に問題はない。	△ ・既存の高等学校の校舎を使用するため、寸法等規格が小・中学生に対して大きく使いにくいことが想定される。	○ ・校舎は新築で児童生徒の利用のしやすさ等に問題はない。	○ ・校舎は新築で児童生徒の利用のしやすさ等に問題はない。
	工期	○ ・令和8年4月開校に間に合う。	○ ・令和8年4月開校に間に合う。	× ・令和8年4月開校に間に合わない。	△ ・令和8年4月開校に何とか間に合う。
	長期計画	△ ・40年後の体育館建替えの際、校舎との接続に工夫が必要。	△ ・40年後の既存校舎・体育館の建替えの際、解体・杭抜きが必要。また、配置に工夫が必要。	○ ・40年後に建替えは発生しない。	○ ・40年後に建替えは発生しない。
	事業効率	○ ・既存校舎の解体・杭抜きと、新規校舎の改築を並行して実施することが可能で、工期が短縮できる。	△ ・既存高校建物の規格が大きく、必要な室を確保した場合の延床面積もそれに比例して大きくなるため、改修費用が高額になり、改築に比べ大幅なコスト削減はできない。	× ・既存校舎等の解体・杭抜きと、新規校舎等の改築を並行して行えないため、時間がかかる。	○ ・既存校舎等の解体・杭抜きと、新規校舎等の改築を並行して実施することが可能で、工期が短縮できる。
総合評価		△ ・既存体育館を活用できるが、面積が大きいため改修費用がかさみ、コスト削減効果が見込めない。	△ ・既存校舎等の活用により事業費が抑えられるものの、間取りの自由度が限定される。	× ・R8.4開校に間に合わない。 ・全面改築のためイニシャルコストが高い。	○ ・全面改築のため、イニシャルコストが高いが、90年間累計ではコストが最も安い。

※令和3年7月時点の試算によるものであり、後述の第2部：水橋地区統合校整備に係る事業化可能性調査P48の整備費に関連していない。
なお、C-2案とP48の整備費との差は、後者の方が体育館の面積が大きいことによる。



4.4.3 平面計画

(1) ゾーニング・諸室配置計画

義務教育学校の特性を発揮できるように、また児童生徒・教職員が快適で使いやすく、安全なゾーニング・諸室配置とする。

- ・義務教育学校におけるカリキュラムを効果的に展開できるように、学年および複数学年の校舎内でのまとまりを考慮した教室配置とする。
- ・児童生徒の体格に合わせ、低学年を低層階に配置する。
- ・多目的スペースやランチルームなどは、多様な用途で活用できるように、校舎内の適切な位置に配置する。
- ・管理諸室は原則小中一体とするが、業務の違いに配慮し、先生同士のミーティングができるスペース等を配置することを検討する。
- ・体育館、柔剣道場は校舎から雨に濡れることなく到達できること、地域住民が利用する動線を確保する。
- ・図書館については、既存校の蔵書を活用することにより内容を充実させ、地元への解放も視野に入れた活用方法及び配置を検討する。

(2) フレキシブルな空間計画

将来的に児童生徒数の減少が見込まれることから、空き教室等の用途転用がしやすいように間仕切り変更が可能な校舎とすることや、用途変更に伴う法令への対応がしやすいように転用可能性のあるエリアを想定してゾーニングに工夫を行う等、長期的に建物を活用できるような空間の可変性に対応した設計を行う。その際、幼児教育及び幼保小中の連携も視野に入れ検討する。

(3) 動線計画・セキュリティ計画

初めて学校を訪れる人にとって、目的とする施設の場所が容易に理解でき、分かりやすいゾーニング・諸室配置とする。また、校舎内の人の動静・気配がわかりやすく死角の少ないゾーニング・諸室配置とする。

- ・前期課程の低学年の児童と後期課程の生徒では体格が大きく異なるので、動線の交錯を避ける。また、階段の蹴上の高さなど、体格を配慮した寸法計画とする。
- ・ホールなどを介してできるだけ校舎内に一体感のある空間構成とする。やむを得ず死角が発生する場合はカメラ等設備機器の導入を検討する。
- ・学校運営時や地域開放時などに学校側が管理しやすく、明確なセキュリティ計画とする。

(4) ユニバーサルデザイン

利用者が施設を不自由なく安心して利用できるように、段差の解消をはじめ円滑な移動に配慮する。また、サインなどに配慮を行い認知が容易であるものとする。

(5) 諸室計画

1) 普通教室等

- ・採光、通風などに配慮した居心地の良い空間とする。
- ・学習の場であると同時に、生活の場となるよう、児童生徒の居場所づくりに配慮する。
- ・多目的教室等は多様な使い方を想定し、しつらえや学具の配置を工夫する。

2) 特別教室

- ・採光、通風などに配慮した居心地の良い空間とする。
- ・多様な学習形態への対応を考慮して計画する。観察、実験、実習等の際に必要な器具、情報機器等を効果的に活用できるよう施設環境を整備する。

3) 管理諸室

- ・採光、通風などに配慮した空間とする。
- ・教職員の業務が効率的に行えるように、机・家具配置のレイアウトの工夫を行う。
- ・室内のＩＣＴ環境を充実させる。

4) 体育関連諸室

- ・災害時には体育館等が避難所として有効に機能するよう検討する。

4.5 構造計画

構造は鉄筋コンクリート造を始め、鉄骨コンクリート造、プレキャストコンクリート造等多様な方式を検討し、経済性、工期、耐火性、防音性等それぞれの構造方式の利点を勘案の上、決定する。

地震時や暴風雨時等は、避難の妨げにならないよう天井材、屋根材、壁材及び建具等の落下や脱落がないよう配慮した計画とする。

積雪対策として、庇の設置または、屋根構造への配慮等の落雪対策を施す。

4.6 設備計画

日常の維持管理を容易にするための対策及び将来の配管などの更新工事の負担を軽減するための対策を施す。

4.6.1 電気設備

照明器具は、ＬＥＤ照明や人感センサーの採用を行うなど省エネルギーの徹底を検討する。各室における照明の一括管理、電球等の取り替えや清掃が容易にできるような工夫、自動点灯及び時間消灯などメンテナンス性と省エネルギーに優れた計画とする。

受変電設備、動力設備、幹線設備は、エネルギー効率の高い機器を採用するとともに、配線等にエコケーブルを導入する。

太陽光発電システム・太陽熱利用等再生可能エネルギーの利用を検討する。

4.6.2 防犯・防災設備等

緊急時において、各諸室から職員室に即座に連絡がとれるよう通信システムを構築する。

敷地・建物の各出入り口に、防犯カメラ等を設置し、職員室にて確認できるよう、必要な設備機器の設置や配管配線工事を行う。

エレベーター、多目的トイレ等に非常通報ボタンを設置し、異常があった場合、光と音等により知らせる設備として表示盤を職員室内に設置する。

4.6.3 空調設備

職員室、管理諸室、普通教室、特別教室等にエアコンを設置することを検討する。空調設備は高効率でメンテナンスのしやすいものを導入する。

4.6.4 給排水・衛生設備

配管や衛生器具など、長寿命の素材のものを使用してメンテナンスコストの削減を目指す。

手洗い場は、各階に児童・生徒数に見合った数を設け、給食時の一斉手洗い時等に不足が生じない計画とする。

トイレは、衛生的で快適な空間とするために、仕上げ材の選定や換気設備に工夫を凝らす。

4.7 安全計画

児童生徒及び地域の安全性を確保するため、以下について特段の配慮を行う。

4.7.1 平時の安全の確保

窓・ベランダからの落下など、あらゆる児童生徒の使い方を想定し、安全性を確保する。

4.7.2 災害時等の施設安全性の確保

地震等の自然災害発生時や非常時において安全性の高い施設とし、火災時の避難安全対策や浸水対策、強風対策、落雪対策および落雷対策に留意する。

また、体育館等は地域住民の避難に備えた配置・動線、設備を確保する。

4.7.3 保安警備の充実

日中の不審者対策や夜間等における不法侵入を防止する等、施設の保安管理を徹底する。

4.8 環境計画

4.8.1 地域景観との調和

「富山市景観まちづくり条例」に基づき、周辺との調和を図りつつ、地域から親しまれるデザインとする。外構や施設全体は、調和と統一感のあるデザインを行い、まとまりのある空間構成とする。

4.8.2 環境保全・環境負荷低減

地球温暖化防止の観点から、富山市SDGs未来都市計画、富山市エネルギービジョン等の施策を反映し、環境負荷の少ない設備や二酸化炭素の吸収源等の導入を検討するとともに、エネルギーの供給には、省エネルギー性、環境保全性、経済性に配慮したシステムを採用するほか、ヒートアイランド現象抑制の対策を講じる。

また、四季を感じる緑化に努め、花壇や菜園等の充実を図り、豊かな屋外教育環境を有する施設とする。

4.8.3 地域との共存

竣工後、長期にわたり地域と共存する施設として地域の環境や景観及び文化との調和を図るデザインとする。また、地域の特徴のあるデザイン要素を取り入れる。

4.8.4 親しみがわく学校

あたたかみがあり、地域の人や児童生徒に愛され、親しみがわく学校のデザインとする。

4.8.5 環境負荷低減

自然採光や自然換気及び庇による日射の遮蔽など機械設備への依存度を低減する。

5. 通学路・通学手段の検討

5.1 通学距離・通学手段

「富山市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」における、児童生徒の望ましい通学距離は、その内容を踏まえ「徒歩で2～3km以内、自転車で6km以内、徒歩・自転車の場合は30～40分以内」を基本とし、これを踏まえたうえで、地理的条件や個別事情を勘案し、児童生徒を対象にスクールバス等の導入を検討する。

5.2 スクールバス等の導入の検討

統合により通学時間・通学距離が長くなる児童生徒に対して負担軽減を図るため、また、体力や安全面を配慮してスクールバスやコミュニティバス等の運行を検討する。

スクールバスが必要となる児童数を以下の条件で試算した。

《試算条件》

試算対象となる児童生徒は、2021（令和3）年4月現在対象地区に居住し、2026（令和8）年4月時点で前期課程（1～6年生）となる年齢の児童とした。後期課程の生徒（7～9年生）については、通学区域ほぼ全域が統合校整備地から6km圏内に収まるため、本試算対象からは除外した。

● パターン1

「各小学校と水橋高校を結ぶ直線の垂直二等分線」の内側に居住する児童は徒歩で通学し、同線の外側に居住する児童はスクールバスで通学する。

● パターン2

「各小学校を通る、各小学校と水橋高校を結ぶ直線の垂線」の内側に居住する児童は徒歩で通学し、同線の外側に居住する児童はスクールバスで通学する。

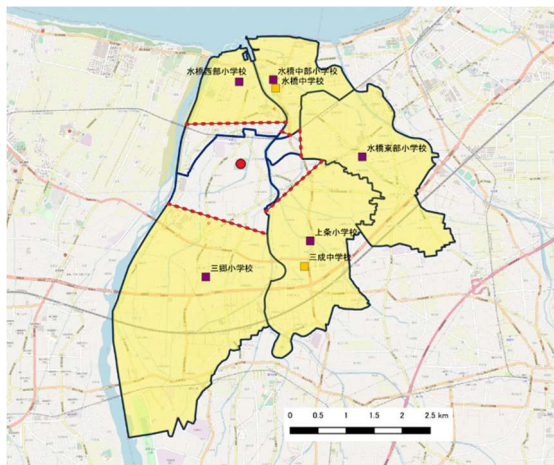


図 5-1 スクールバスを利用する居住エリア
(パターン1)

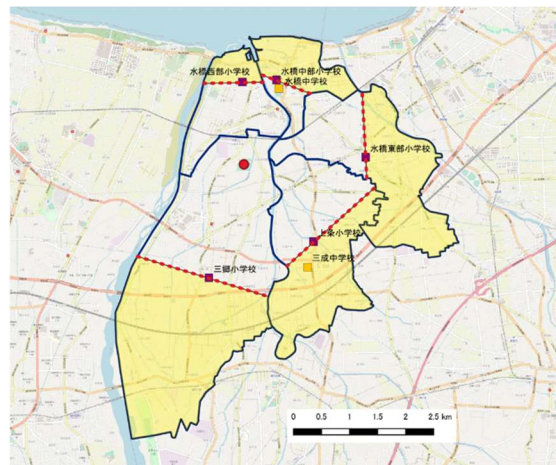


図 5-2 スクールバスを利用する居住エリア
(パターン2)

図 5-1 スクールバスを利用する居住エリア

試算結果は下表のとおりとなった。

表 5-1 スクールバスの必要な児童数（人）

	パターン 1	パターン 2
水橋中部	105	100
水橋西部	83	15
水橋東部	41	21
三郷	45	33
上条	55	25
（合計）	329	194

スクールバスは複数のルートを設定し、1 ルートあたり登校時・下校時ともに 1 ～ 3 便を想定する。一般利用者との同乗はしないものとし、料金は無料とする。

停留所については、既存校の跡地や公共施設の駐車場等の十分な広さを確保できる場所を想定する。運行ルートについては今後、水橋地区学校統合推進委員会交通安全部会における検討やバス運行の関連事業者との対話等を通じ、検討を進める。

併せて、水橋地区を走るコミュニティバス（水橋ふれあいコミュニティバス）の通学利用も検討する。また、遠方から鉄道を使って通学する児童生徒を考慮して、電車が水橋駅に到着する時間帯に合わせてスクールバスやコミュニティバスを走らせる等、利便性向上も図っていく。

5.3 通学路

水橋地区は、市街地のエリアで道路において見通しの悪い場所が多いこと、道路の幅が十分でない箇所が見られること等から、通学路の交通安全や防犯に対策を講じていく必要がある。住民ワークショップの場でも、通学路の安全に対する不安や対策への意見が多く寄せられた。

国においては、文部科学省、国土交通省、警察庁合同で、「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」（2013（平成 25）年 12 月 6 日文部科学省、国土交通省、警察庁）等のガイドラインを作成し、2015（平成 24）年度に、通学路の緊急合同点検を実施した。

富山市においても、2019（平成 29）年に、「富山市通学路交通プログラム」を策定し、子どもの通学路・移動経路の危険箇所・対策を取りまとめ、PDCA サイクルを導入して実行しているところである。

統合校整備においても、これまでと異なる通学路となり、不安を感じる児童生徒がいることも想定しつつ、引き続き地区内の通学路の危険箇所解消に向けて着実な対策を講じていく。

第2部：水橋地区統合校整備に係る事業化可能性調査

6. 事業計画

6.1 事業手法の検討

本件の対象事業は大きく「学校建設・維持管理事業」（以下、「本事業」という。）と「跡地活用事業」の2つに分類でき、官民双方のノウハウ発揮の最大化、工期短縮、財政支出の削減等の観点からそれぞれの事業範囲や事業の一体化の是非について検証することで、官民連携手法の導入について検討を行う。

6.1.1 PFI等導入における法制度上の課題

本事業の手法検討にあたって関連する法制度の整理を行う。

(1) PFI等導入において順守すべき法令

- ① 地方自治法（以下、「自治法」という。）
- ② 地方自治法施行令（以下、「自治令」という。）
- ③ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下、「PFI法」という。）
- ④ 公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下、「品確法」という。）
- ⑤ 建設業法
- ⑥ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下、「入札契約適正化法」という。）
- ⑦ 学校教育法
- ⑧ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(2) 事業手法に係る法制度の課題

本事業で整備を予定している統合校は、PFI事業の対象となる「公共施設等」のうち、PFI法第2条第1項第3号の教育文化施設に該当し、PFI法に基づきPFI事業として実施することが可能である。

なお、本事業をPFI手法で実施する場合、以下の項目に留意が必要である。

表 6-1 関連する法制度と課題等

法制度	項目	内容
自治法 自治令	入札方式の選定 （総合評価一般競争入札又は公募型プロポーザル方式による随意契約）	政府のPFI基本方針によれば、総合評価一般競争入札による方式が原則とされている。ただし、同方式では落札者が決まった後の「契約締結に向けての交渉」は、一概に否定されていないが、多段階に分けて入札希望者を絞り込むことに対しては留意が必要である。
	随意契約の適用条件	自治令第167条の2第1項において、随意契約を適用できる条件と予定価格の範囲が定められている。公募型プロポーザル方式による場合は、多くの自治体において、契約の性質または目的が競争入札に適さない、または、競争入札に付することが不利と認められるとの判断により、同方式を採用している。
	予定価格の決定方法	自治法、自治令の中には、予定価格を定める方法に関する規定はないが、通常、各自治体の規則において、本事業に関する仕様書、設計書等により適正に定めることとされている。

	項目	内容
	優先交渉権者の決定方法	自治法第 234 条及び自治令第 167 条の 10 の 2 において、総合評価一般競争入札方式による落札者の決定方法が規定されているが、公募型プロポーザル方式による場合の優先交渉権者の決定方法については、関係法令には明確な定義がない。
	入札保証金の納付義務の免除	自治令第 167 条の 7 第 1 項において、入札保証金の納付義務が規定されているが、自治省通達（昭和 38 年 12 月 10 日付け自治丙行発 24 号、改正昭和 41 年 3 月 24 日付け自治行第 30 号）により、ある条件下で、入札保証金の全部または一部を納めさせないことができる。
	契約保証金の納付義務の免除	自治令第 167 条の 16 第 1 項において、契約保証金の納付義務が規定されているが、自治省通達（昭和 38 年 12 月 10 日付け自治丙行発 24 号、改正平成 7 年 6 月 16 日付け自治行 49 号）により、ある条件下で、契約保証金の全部または一部を納めさせないことができる。
	債務負担行為	本事業を P F I 方式で実施する際には、事業期間が複数年にわたることが想定されるため、自治法第 214 条による債務負担行為の設定について、議会の議決が必要となる。
	P F I 事業の対象範囲	自治法第 238 条の 4 の規定等に基づき、公立学校施設の運営については、地方公共団体が行う学校教育に支障の無い限りにおいて P F I 事業の対象とすることが可能であると判断できる。
学校教育法	公立学校の管理運営	学校基本法第 5 条において、公立学校の管理運営については、地方公共団体の教育委員会が行うこととされている。 ただし、「地方公共団体における P F I 事業について」（平成 12 年 3 月 29 日付け自治事務次官通知、平成 15 年 9 月 2 日一部改正）第 6 の第 4 項において、維持補修等のメンテナンス、清掃、警備等の事実上の業務については P F I 事業として民間事業者に対して行わせることが可能であると明確化されている。
P F I 法	行政財産の貸付	当該施設の土地が行政財産である場合でも、P F I 法第 70 条（平成 25 年の P F I 法改正）によれば、国または地方自治体は民間事業者に対しこれを貸し付けることができることとされている。
	国公有財産の無償貸付	P F I 法第 71 条において、国または地方公共団体は、必要があると認めるときは、選定事業の用に供する間、国公有財産を無償または時価より低い対価で選定事業者を使用させることができるとされている。

(3) 国庫補助事業の整理

事業の実施にあたっては、義務教育諸学校施設費国庫負担法等に基づき、以下に整理する国庫補助事業の対象となることから、それぞれについて統合校舎及び屋内運動場、グラウンド、プール、武道場等の整備への適用を想定する。

なお、国庫補助の対象となるためには、整備後の施設は公共が所有する必要があることに留意して事業手法の検討を行う必要がある。

表 6-2 国庫補助の内容

国庫補助	内容
公立学校施設整備費負担金	小中学校等を適正な規模にするために統合しようとするに伴って必要となった校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費の一部を国が負担することにより、これらの学校の施設の整備を促進し、その教育の円滑な実施を確保する。
学校施設環境改善交付金	地方公共団体が学校施設の整備をするに当たり、その実施に要する経費の一部を、整備状況やその他の事項を勘案して、国が予算の範囲内において交付する。

6.1.2 想定される事業手法

現時点において想定される事業手法及び手法ごとの本事業における適合性を整理した。なお、学校運営（教育）は公共が担い国庫補助の対象となることを踏まえると整備後の施設は公共が所有する必要があることから、PFI（BOT）・リース方式などの民間事業者が施設所有者となる手法は検討の対象外とした。また、既存施設の改修を行うPFI（RO）手法は、高等学校を小・中学校の統合校として活用することについて児童・生徒の利便性の観点や後述する事業者参画意欲の観点から現実的ではないことから、こちらも対象外とした。

表 6-3 事業手法のメリット・デメリット

事業手法	特徴	メリット	デメリット
従来方式	民間に施設の設計、建設、維持管理、運営を個別に委託する。	・ 事業者選定プロセスを必要としない。 ・ 設計、建設、維持管理等を分離発注するため、行政の意向を反映させやすい。	・ 包括発注に比べて工期短縮やコスト縮減が望めない。 ・ 民間の創意工夫の余地が小さい。
PFI (BTO)	民間に施設の設計・資金調達・建設・維持管理・運営を一体的に委ね、建設終了時に施設の所有権を公共に移転する。	・ 附帯事業を含めた包括発注により民間の創意工夫の発揮の余地が大きく、品質向上やコスト・工期縮減等が期待できる。 ・ 長期一括発注により契約事務が低減。 ・ 民間の資金調達により財政支出が平準化され、金融機関のモニタリング機能が働く。	・ 事業者選定に時間と労力を要する。 ・ PFI 事業経験の無い事業者にとって参画は容易ではなく、競争原理への影響が懸念される。 ・ 維持管理・運営について、長期契約により変更しづらい。
DB	民間に施設の設計、建設を一体的に委ね、施設の所有、資金調達を公共が担い、維持管理、運営は別途委託する。	・ 設計・建設の一括発注により民間ノウハウの発揮の余地が大きく、品質向上やコスト・工期縮減等が期待できる。 ・ 維持管理、運営における公共のハンドリングが容易。	・ 維持管理・運営が別途委託となり、設計・建設との連携に工夫が必要。 ・ PFI、DBO程ではないが事業者選定に時間と労力を要する。
DBO	民間に施設の設計、建設、維持管理、運営を一体的に委ねる。施設の所有、資金調達は公共が担う。	・ 包括発注により民間の創意工夫が期待される。 ・ 資金調達は公共が行うため、地元等の PFI 事業経験の無い事業者でも参画検討が可能。	・ 事業者選定に時間と労力を要する。 ・ 金融機関によるモニタリング機能が働かない。

6.1.3 民間事業者の事業参画意向

(1) 事業参画意向調査の目的・方法

事業手法検討の参考とするため、また本事業への民間事業者参画の意識醸成、地元企業の参画促進のために、以下の項目について過去の市内の学校施設整備事業への参加者、とやま地域プラットフォーム等で過去に対話を行った事業者であるゼネコン、リース会社、交通事業者など6社にヒアリングを実施した。ヒアリングにおいては、本事業の検討の幅を広げるために附帯事業や跡地活用等への関心についても幅広く意見を収集した。

- ・ 本事業への関心
- ・ 事業参画を判断する際の要因（事業手法、事業範囲、事業期間 等）
- ・ 事業範囲（スクールバス運行業務の一体化 等）
- ・ 附帯事業（スクールバス活用、学校開放 等）の可能性
- ・ 既存校7校の跡地の評価について
- ・ 跡地活用の可能性について

(2) 事業参画意向調査結果の概要

調査結果から、民間事業者の本事業への関心は総じて高く、事業手法によっては複数事業者の参画が期待できる。一方、附帯事業や跡地活用についてはハードルが高く、参画意欲への影響が懸念されることから、今後更なる事業者への意向調査等により精査を行う。

表 6-4 事業者ヒアリング調査結果の概要

項目	主な意見
事業スキーム	—
事業手法	・ P F I（B T O）での検討は可能である。 ・ P F I（R O）は元施工とのリスク分担や事業規模がネックとなり検討しづらい。
事業期間	・ P F I（B T O）方式における維持管理・運営期間は大規模改修が含まれない期間として10～15年程度が望ましい。
事業範囲	・ 維持管理を業務範囲とすることは問題無いが、用務員や児童・生徒の実施する部分とのすみ分けが必要である。 ・ スクールバス運行業務を業務範囲とすることは問題無いが、運行規定について事前に仔細の取り決めをすることや、相応のサービス対価が担保されることが重要である。
附帯事業	・ 立地特性を鑑みるとスクールバスを独立採算制でコミュニティバスとして活用することはハードルが高い。 ・ 医療・福祉施設との連携など、地域に必要な機能としてバス活用の検討・模索の余地がある。 ・ 水橋地区の公共交通網の充実の観点から、スクールバス事業の検討にあたっては、既存の路線バスルートの見直し、再編等により効率化を図ることが考えられる。
跡地活用	・ 国道への隣接、既存建物の活用の可否など、立地ごとの特性を踏まえて活用検討を行う必要がある。 ・ いずれも事業者誘致が容易な立地では無いため、本体事業との一体化はせず、自主提案（努力目標）とすることが望ましい。 ・ 跡地活用の提案について必須条件ではなく加点要素とすることが望ましい。
参画可能性	・ P F I（B T O）であれば、事業規模を鑑みると関心があり、検討できる。

6.1.4 事業条件の検討

(1) 事業範囲

本事業について、民間事業者が担う事業範囲を次のとおり想定する。なお、表中の「*」の事業・業務について、今後民間事業者へのヒアリング調査等を行い、事業範囲を精査する。

表 6-5 事業範囲

業務		内容	業務分担	
			民	公
建設業務	事前調査業務		○	
	設計業務	既存施設の解体設計	○	
		基本設計・実施設計	○	
	解体業務	既存施設の解体業務	○	
	建設業務	造成工事	○	
		建築工事・外構工事等	○	
維持管理業務		建物保守管理、清掃、警備等 ※用務員業務との調整を想定	○*	○
運営業務 ※1	学校教育業務	授業等（例：水泳の授業の民間委託）	○*	○
	スクールバス業務	スクールバス運行	○*	
附帯事業	統合校自主提案事業	事業者の提案に基づく事業	○*	
	跡地活用事業 ※2	跡地における民間収益施設の設計、建設、維持管理、運営	○*	

※1：給食調理業務はセンター方式を想定している。

※2：事業者誘致が容易な立地でないため、本体事業との一体化はせず、自主提案（努力目標）とすることが望ましい（事業者ヒアリングより）。大沢野地域公共施設複合化事業も同様の対応をしている。

(2) 事業期間

事例の整理や、民間事業者等へのサウンディングを踏まえ、事業者が参画しやすい期間として施設整備後、維持管理・運営期間として15年を想定する。

1) 事例による事業期間の整理

日本PFI・PPP協会のデータベースを参考に、2000（平成12）年以降のPFI手法による義務教育施設整備の事例を以下に整理した。

表 6-6 事業期間

単位：年

	事例件数	事業期間 （平均）	事業期間 （最長）	事業期間 （最短）
PFI（BTO）	36	16.9	30	13

6.2 ライフサイクルコスト

従来方式及び想定される各手法における実施設計以降の整備費用(イニシャルコスト)と、維持管理・運営期間を15年間と想定した際の、事業期間全体における富山市のライフサイクルコスト(LCC)を算定した。

6.2.1 整備費用(イニシャルコスト)

従来方式における整備費用(イニシャルコスト)について、富山市内の学校施設整備事業事例や直近の趨勢、事業者ヒアリング等を踏まえ、以下のとおり整理した。

表 6-7 事業費※1

単位：千円(税込)

項目	概算整備費
設計費	231,660
工事監理費	85,910
新設統合校工事費※2	7,478,732
既存施設解体費	1,958,000
什器備品調達・設置・引越し	326,700
合計	10,081,002

※1：あくまでも、事業化の可能性を検討するための試算である。事業費等はあくまでも現時点での概算であり、確定したものではない。

※2：校舎及び体育館は、民間事業者への市場調査等により、それぞれ450千円/㎡(税込)、500千円/㎡(税込)で試算している。

6.2.2 ライフサイクルコスト算定の前提条件

市内外の類似事例及び事業者へのヒアリング等により、ライフサイクルコスト算定に必要な諸条件について、以下のとおり設定を行った。

表 6-8 ライフサイクルコスト算出に当たっての設定条件

単位：千円(税抜)

項目		設定値	設定方法等
イニシャルコスト	整備費	9,164,547	前項事業費(税抜)
	アドバイザー費	30,000 ～40,000	類似事例より設定
	設計・建設モニタリング費(年額)	20,000	類似事例より設定
ランニングコスト	維持管理費	528,878	市内事例単価より試算
	起債金利	0.14%	地方債(元利均等)
	市場借入 基準金利	0.2%	直近の趨勢、ヒアリング等を踏まえ設定
	市場借入 スプレッド	0.7%	
	市場借入 建中金利	2.0%	
その他	現在価値換算割引率	1.01%	15年物国債金利の過去15年分の平均値
手法別事業費削減率	PFI	10%	整備費、維持管理費に適用
	DBO	5%	
	DB	5%	整備費に適用

6.2.3 ライフサイクルコスト比較

前項までを踏まえて試算した事業手法別のライフサイクルコストは以下のとおりである。
試算ではPFI（BTO）方式の財政支出削減率（VFM率）が7.7%と優位であった。

表 6-9 ライフサイクルコスト比較※1

単位：千円

	従来方式	PFI (BTO)	DBO	DB
①施設整備費	9,164,547	8,272,944	8,706,321	8,721,170
②維持管理費	531,787	565,238	505,198	531,787
③アドバイザー費等	0	100,000	90,000	90,000
④資金調達費用	134,342	203,725	126,450	126,582
⑤公租公課	0	21,959	0	0
⑥事業者利益	0	43,647	0	0
⑦国庫補助	▲1,376,619	▲1,363,552	▲1,376,619	▲1,376,619
⑧消費税	969,343	909,274	929,875	934,005
富山市の財政負担額 (①～⑧の合計) 【将来価値 ※2】	9,423,400	8,753,235	8,981,225	9,026,925
富山市の財政負担額 【現在価値 ※3】	8,355,197	7,708,982	7,974,598	8,016,383
財政支出削減額	－	▲646,215	▲380,599	▲338,814
財政支出削減率 (VFM率)	－	▲7.7%	▲4.6%	▲4.4%

※1：あくまでも、事業化の可能性を検討するための試算である。事業費等はあくまでも現時点での概算であり、確定したものではない。

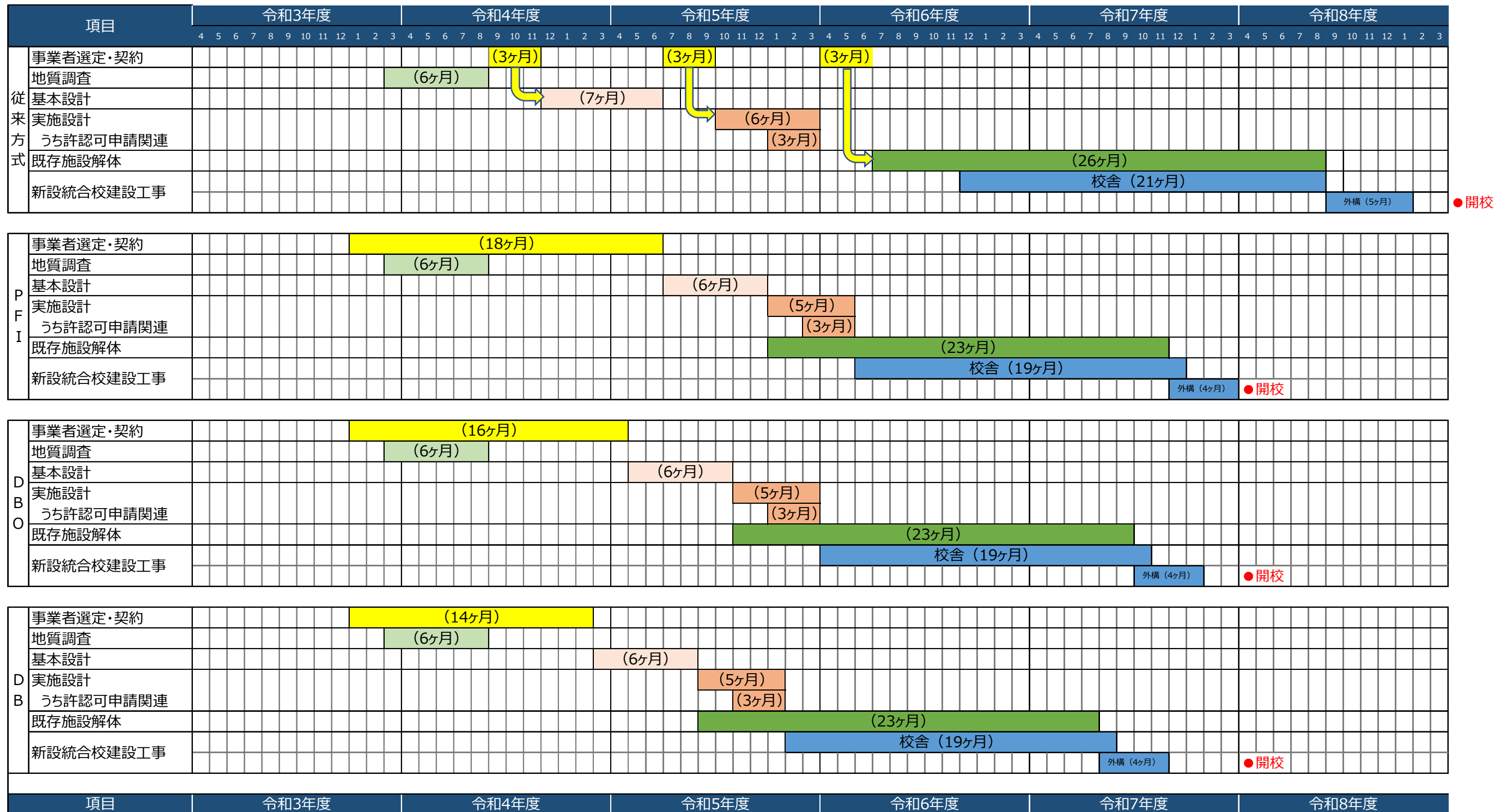
※2：市が将来にわたって支払う金額（＝市が支払う整備費用＋維持管理費等の総額）

※3：※1 を現在の価値に換算した金額

6.3 事業スケジュール

想定される事業手法ごとの事業スケジュールについて、以下のとおり整理を行った。

従来方式については、各業務を分離発注するため民間事業者のノウハウ発揮の余地が小さく、工期縮減効果が期待できないことや、発注ごとに期間を要することから 2026（令和 8）年度の開校に間に合わない可能性があるが、他の官民連携手法については民間事業者のノウハウ発揮による工期縮減等により、2026（令和 8）年度開校を見据えた進行為可能である。



6.4 総合評価

本事業について、2026（令和8）年度の開校を目標とした際に、工期縮減が重要な点であることや、コスト縮減効果、跡地活用における提案への期待を重視し、本事業の事業手法に対して、以下のとおり総合評価を整理した結果、PFI（BTO）方式が優位であると考え

表 6-10 事業手法の総合評価

	従来方式	PFI (BTO)	DBO	DB
競争原理の確保 (ヒアリング)	○ 複数社の参画が期待できる。	○ 複数社の参画が期待できる。	△ 事例が少なく参画意欲は未定。	○ 複数社の参画が期待できる。
スケジュール (事業者選定)	○ 事業者選定・契約期間は比較的短い。	△ 事業者選定に一定の時間・労力を見込む必要がある。	△	△
スケジュール (工期縮減)	× 分離発注につき工期縮減が課題	○ 維持管理を含めた包括発注による工期縮減効果が見込める。	○	○
民間ノウハウ (維持管理・運営)	× 分離発注につき設計・建設との連携が課題。	○ 設計・建設から連動した効率的な維持管理・運営が期待できる。	○	△ 設計・建設との連携が課題。
民間ノウハウ (附帯事業)	× 一体的な提案が期待できない。	○ 一体的な提案が期待できる。	○	× 一体的な提案が期待できない。
支払の平準化	- 起債分のみ	○ 一般財源負担分を民間の資金調達により平準化が見込める。	- 起債分のみ	- 起債分のみ
コスト 縮減効果	× 分離発注につき一体的なコスト縮減効果への期待が薄い。	○：▲7.7% 起債金利と市場金利の差による資金調達コストの増と、事業費削減効果を比較検討する必要がある。	△：▲4.6% 維持管理・運営の一体発注によるスケールメリット、公共による資金調達で事業費の削減が期待できる。	△：▲4.4% 維持管理・運営が別発注となるためスケールメリットが生じにくい。
総合評価	×	○	△	△

【現時点での想定事業スキーム】

事業手法	PFI（BTO）方式	事業形態	サービス購入型
事業期間	設計・建設期間＋15年	事業範囲	設計・建設・維持管理

第 3 部：水橋地区統合校整備に係る跡地活用

7. 既存校の跡地活用の検討

7.1 跡地活用の基本的な考え方

学校統合に伴い5小学校・2中学校の学校跡地が発生する。学校施設はそれぞれの地域の中心に位置し、大きな敷地と施設を有していることから、市の全体のまちづくりの方向性や資産活用の方針等と整合を図りつつ、市場性、利便性及び地域特性などについて評価を行いながら地域活性化に資する利活用の方策について、市全体で検討していくことが必要である。

また、これまでそれぞれの学校は、地域住民の活動拠点として、また災害時の避難場所としての役割も担ってきたということを考慮に入れる必要があり、住民の意見を幅広く聴取するため、住民ワークショップのテーマに加えた。

以上の観点から、学校跡地の利活用に関する基本的な考え方を整理するとともに、利活用の手順を検討した。

7.2 既存校の敷地状況

既存校の敷地状況を以下に整理する。

表 7-1 既存校の敷地状況

	水橋中部小学校	水橋西部小学校	水橋東部小学校
現況写真			
住所	水橋町 568 番地	水橋辻ヶ堂 1919 番地 2	水橋上桜木 114 番地
校地面積	19,380 m ²	15,799 m ²	11,051 m ²
校舎建築年	1998 (平成 10) 年	1978 (昭和 53) 年	1963 (昭和 38) 年
プール建築年	1985 (昭和 60) 年	1991 (平成 3) 年	1968 (昭和 43) 年
用途地域	第 1 種中高層住居専用地域		市街化調整区域
周辺状況	水橋中学校と同一敷地。周辺は住宅や事業所が多い。周辺道路は狭い。白岩川に近接。	周辺は住宅や事業所が多い。周辺道路は狭い。	県道に隣接しており、見通しが良い。
用途地域による活用例	住宅団地、コンビニエンスストア、福祉施設、屋台村（ワークショップでの意見）等		農業用倉庫、農業研究所

	三郷小学校	上条小学校	水橋中学校	三成中学校
現況写真				
住所	水橋小路 345 番地	水橋石割 99 番地	水橋館町 443 番地	水橋石割 70 番地
校地面積	15,427 m ²	11,585 m ²	17,796 m ²	19,598 m ²
校舎建築年	2013 (平成 25) 年	1980 (昭和 54) 年	1967 (昭和 42) 年	1987 (昭和 62) 年
プール建築年	2016 (平成 28) 年	2015 (平成 27) 年	—	—
用途地域	市街化調整区域		第 1 種中高層住居専用地域	市街化調整区域
周辺状況	住宅・田畑に囲まれている。	上条工業団地に近接。国道・県道に近い。	水橋中部小学校と同一敷地。周辺は住宅や事業所が多い。周辺道路は狭い。白岩川に近接。	国道に隣接。上条工業団地に近い。
用途地域による活用例	教育・研究施設（各種学校・農業研究所）	物流基地、企業団地の関連施設（災害時は支援物資搬入）	住宅団地、コンビニエンスストア、福祉施設、屋台村（ワークショップでの意見）等	物流基地、企業団地の関連施設（災害時は支援物資搬入）

7.3 跡地活用の方向性

以上を踏まえ、跡地活用についての住民ワークショップでの意見を、以下のとおりまとめた。

表 7-2 地区の意見

	基本的な考え方	検討の視点
A 教育活動の場の確保	必要に応じて統合校の補完施設や学びの場など、教育活動による利用を検討する。	①学びの場の提供 ②学校教育の支援
B 地域の活動拠点の確保	スポーツやコミュニティ活動の場、雇用を生み出す企業誘致、地域の産業支援など、地域の活動拠点となる場を検討する。	③交流や憩いの場の提供 ④スポーツの促進 ⑤産業支援
C 地域の安心・安全の確保	避難所、防災拠点としての機能を有している学校跡地については、その役割に留意するとともに、地域住民が安心して暮らすために必要な子育て支援や福祉等の施設として利用を検討する。	⑥安心・安全の確保 ⑦医療・福祉の充実 ⑧子育て支援・ 子どもの居場所づくり ⑨生活利便性の向上 ⑩居住人口の確保

7.4 活用の検討手順

跡地活用の検討手順を示す。

7.4.1 学校跡地への導入機能範囲の決定

それぞれの学校において、導入すべき機能及びその範囲を検討する。検討にあたっては、跡地活用の基本的な考え方に基づき、施設ごとの特性を調査の上、多角的な検討を行う。

(1) 財産の現状とニーズ把握調査

敷地ごとに、土地・建物の法的条件や不動産価格、敷地周辺状況等を調査し、活用範囲の精査を行う。また先進事例や民間事業者へのヒアリングを実施し、マーケティングの観点から土地のニーズの把握を行う。

(2) 整備手法の検討と評価

土地・建物の保有と賃借、P F I 手法の導入等民間参入を想定した事業スキームの検討・評価を行う。

(3) 全市の土地活用方針との整合

土地・建物の機能検討にあたって、富山市都市マスタープラン、富山市公共施設等総合管理計画をはじめ、市の関連計画との整合を図る。

(4) 土地活用における導入機能の絞り込み

以上を勘案して、敷地ごとの活用方針、活用範囲を定める。

7.4.2 学校跡地への導入機能の決定

敷地ごとに導入機能を決定する。

(1) 住民意見の募集

基本計画策定中に住民ワークショップで意見・アイデアを募った。

個別の敷地についての機能を決定する際には、さらに意見を聴取して、活用の参考としていく。

(2) 民間企業サウンディングと事業者募集

とやま地域プラットフォーム等を活用して、民間の意見を聴取する。また民間事業者から見えて一定のニーズが見込まれる敷地について事業者募集を行う。

(3) 有識者会議での検討

導入機能の決定にあたっては、検討プロセスごとに、有識者会議に諮り、活用方法に対する客観的な意見をいただく。

7.4.3 学校跡地の利活用の実行

跡地利用には、住民との意見調整に時間を要すものや、検討の結果、直ちに活用用途が定まらないものも想定される。統合校整備にPFI方式を導入し、学校施設整備に付随した事業として土地活用を募集するなどの検討を行う。

なお、事業性の低い土地などは、中長期的な検討を要するものもあることから、暫定的な利用も検討の範囲とする。

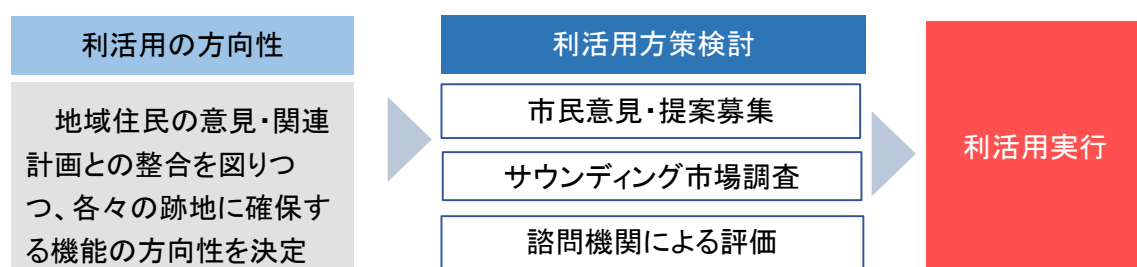


図 7-1 学校跡地活用の検討の流れ

第 4 部：資料編

1. 関連計画

1.1 関連計画の概要

1.1.1 第2次富山市総合計画

富山市のまちづくりにおける長期的かつ基本的な方向を示し、目指すべき都市の将来像について、市民と行政が協働で取り組む目標を定め、その目標実現のための指針として位置付けられている。

急速に進む少子高齢化や人口減少社会にある中で、安心して子育てができ、また、いくつになっても、生き生きと自立して暮らせる地域社会を目指すとともに、豊かな自然と高度な都市機能を併せ持つ富山市を将来市民に引き継いでいくため、今後10年間の本市のまちづくりの方向性を定めるものである。

《施策の大綱》

- I. すべての人が輝き安心して暮らせるまち【人材・暮らし】
- II. 安心・安全で持続性のある魅力的なまち【都市・環境】
- III. 人が集い活気にあふれ希望に満ちたまち【活力・交流】
- IV. 共生社会を実現し誇りを大切にする協働のまち【協働・連携】

出所) 第2次富山市総合計画(富山市、2017(平成29)年3月)

学校教育の施策については以下のとおり方向性が定められている。

《学校教育の施策の方向性》

- ① 学校教育環境の整備
- ② 自主性・創造性を備えた子どもの育成
- ③ 安心・安全な学校づくり
- ④ 心身の健康づくりの推進

出所) 第2次富山市総合計画(富山市、2017(平成29)年3月)

1.1.2 富山市教育大綱

富山市の教育の振興に関する総合的な施策の「基本的な方針」となるものである。策定にあたっては国の第3期教育振興基本計画を参酌しており、「富山市総合計画」の分野別計画と位置づけている後述の「富山市教育振興基本計画」との整合性、連動性を図り策定している。

現在の大綱の対象とする期間は、2019(平成31)年度より概ね5年間、つまり2023(令和5)年度頃までである。

《教育目標》

自立と公共の精神を重んじて教育の高揚を図り、新たな時代を拓く心豊かな市民を育む

- 1 志をかかげ、知性をみがき、実践力を高める
- 2 我が国と郷土を愛し、自然に学び、芸術・文化に親しむ豊かな情操を養う
- 3 健やかでたくましい心と体を備える

《基本的な方向及び基本施策》

- 1 公共の精神を重んじ、自主性・創造性を備えた子どもの育成
- 2 次代を担う子どもたちを育む、安心・安全で質の高い学校教育環境の整備
- 3 学校・家庭・地域で取り組む子どもの成長支援
- 4 市民による生涯を通じた教育の充実と文化遺産等の保全・活用

出所) 富山市教育大綱(富山市、2019(平成31)年2月)

1.1.3 第2期富山市教育振興基本計画

富山市の教育行政を推進することで、本市教育のさらなる質の向上等を目指し策定された計画である。概ね10年先を見通して、本市が目指す教育の基本的な方向や基本施策を明確に示し、それらを確実に実現するために、2019（平成31）年度～2023（令和5）年度の5年間に必要な施策や取組みを体系的に整理している。

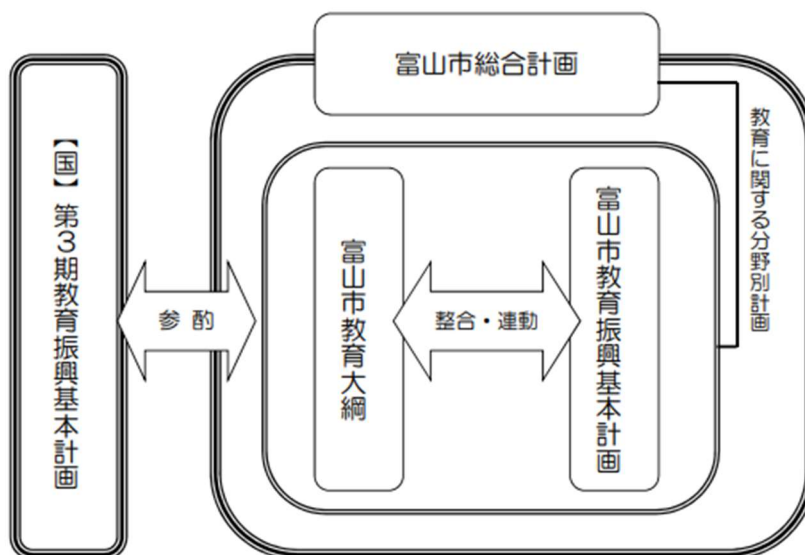


図 1-1 各計画の位置づけ

出所）第2期富山市教育振興基本計画（富山市、2019（平成31）年2月）

《基本的な方向とその目標》

- 1 公共の精神を重んじ、自主性・創造性を備えた子どもの育成：
子どもたちが自ら課題を見つけ、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などを育み、社会で生きる実践力を高める教育が行われていること
- 2 次代を担う子どもたちを育む、安心・安全で質の高い学校教育環境の整備：
子どもたちが、安心・安全で質の高い教育環境のもとで教育を受けられていること
- 3 学校・家庭・地域で取り組む子どもの成長支援：
子どもたちが、学校・家庭・地域の連携・協力のもと、基本的な生活習慣や社会性を身に付け、豊かな人間性を育てていること
- 4 市民による生涯を通じた教育の充実と文化遺産等の保全・活用：
刻々と変化する社会に対応していくために、必要な知識やスキルを、市民が生涯を通じて、身に付けていけること
市民全体が、ふるさとの自然、歴史、文化等について学び、豊かな情操が養われていること

出所）第2期富山市教育振興基本計画（富山市、2019（平成31）年2月）

1.1.4 富山市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針

富山市通学区域審議会の答申を踏まえ、市立小・中学校の適正規模・適正配置に関し、望ましい学校規模や適正化を進める上で考慮すべきことなど、本市の基本的な考え方を定めた。

《基本施策》

- 1 望ましい学校規模（学級数・学級人数）
- 2 望ましい通学距離と通学時間
- 3 学校規模の適正化に向けた基準と手法
- 4 適正化を進める上で考慮すべきこと

出所）富山市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針（富山市教育委員会、2020（令和2）年11月）

児童生徒が集団の中で多様な考えに触れたり切磋琢磨したりするため、また中学校においては免許外指導をなくし、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、一定の学校規模を確保することが望ましいとされている。国の定める「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（2015（平成27）年1月）や、富山県学級編制基準を踏まえ、本市における望ましい学校規模（学級数）は小学校で12～18学級（各学年2～3学級）、中学校で9～18学級（各学年3～6学級）、望ましい学校規模（学級人数）は1学級あたり少なくとも21人以上と定められている。

適正化を進める上で考慮すべきこととして、通学距離や通学時間が長くなった場合のスクールバス等の適切な通学手段の検討や、新たな統合校設置にあたっては既存学校の有効活用の検討、従前の小・中学校だけではなく小中一貫校や義務教育学校の設置の検討などが掲げられている。

《適正化を進める上で考慮すべきこと》

1. 環境変化に対する配慮
2. 通学の安全確保
3. 保護者や地域の理解と協力
4. 既存施設の活用
5. 多様な教育方法の検討

出所）富山市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針（富山市教育委員会、2020（令和2）年11月）

1.1.5 第2次富山市SDGs未来都市計画

内閣府ではSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の達成について、優れた取り組みを提案する自治体「SDGs未来都市」および特に先導的な取組の10事業「自治体SDGsモデル事業」の選定を行っている。本計画は、2018（平成30）年6月、これら両方に本市が選定されたことを受けて策定された「富山市SDGs未来都市計画」が2020（令和2）年度末に計画期間満了を迎えることから、新たに策定されたものである。計画期間は2021（令和3）年度から2025（令和7）年度である。

《今後取り組むべき視点・課題》

1. 都市のかたち：
公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくり、多様な公共交通網の整備、拠点ごとの都市機能集積
2. 市民生活：
地域包括ケアの推進、地域共生社会の推進、メンタルヘルスの向上と質の高いライフ・ワークスタイルの構築
3. エネルギー：
化石燃料依存からの脱却と脱炭素社会の実現、再生可能エネルギーの導入拡大・活用推進と都市レジリエンスの向上
4. 産業：
イノベーション創出に向けた基盤整備、医薬品関連産業の集積、農林水産業の活性化
5. 都市・地域：
包括的なつながりの再構築、地域におけるステークホルダーの連携強化、社会情勢の変化に対応した学校教育の推進

出所）第2次富山市SDGs未来都市計画（富山市、2021（令和3）年3月）

《自治体SDGsの推進に資する取組》

- 1 都市のかたち：公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくりの実現
地域生活拠点とのネットワーク機能を高める「コンパクトシティ」
- 2 市民生活：ヘルシー&交流シティの形成と質の高いライフ・ワークスタイルの確立
地域が一体となり健康・子育て・教育環境を充実させる「ヘルシー&交流シティ」へ
- 3 エネルギー：セーフ&環境スマートシティと自立分散型エネルギーシステムの構築
脱炭素化とレジリエンスの融合による「セーフ&環境スマートシティ」へ
- 4 産業：産業活力の向上による技術・社会イノベーションの創造
市内企業の産業競争力の強化と新技術の活用等による「技術・社会イノベーション創造都市」へ
- 5 都市・地域：多様なステークホルダーとの連携による都市ブランド力の向上
官民連携・未来共創・ダイバーシティ&インクルージョン・国際展開による都市ブランド力の高い「選ばれる都市」へ

出所）第2次富山市SDGs未来都市計画（富山市、2021（令和3）年3月）

《2030 年のあるべき姿》

〈 3 つの価値 〉

経済価値：

市内企業の産業競争力の強化や新技術の活用等により、持続可能な付加価値を創造し続けるまちが実現している。

社会価値：

健康・医療、子育て・教育環境の充実等により、一人ひとりが個性を発揮し、活力あるまちが実現している。

環境価値：

脱炭素イノベーション・再生可能エネルギーの有効活用等により、地域循環共生圏を構築し、雄大な自然と調和した、誰もが暮らしたいまちが実現している。

出所) 第2次富山市SDGs未来都市計画(富山市、2021(令和3)年3月)



図 1-2 富山市の目指す都市創造のスパイラルアップ

出所) 第2次富山市SDGs未来都市計画(富山市、2021(令和3)年3月)

1.1.6 富山市エネルギービジョン

本市における脱炭素化・ローカルSDGs（地域循環共生圏）の実現に向け、エネルギーの地産地消を促進する再エネ／省エネビジネスの活性化を図るとともに、多様なステークホルダーの連携により、本市の環境施策の更なる強化を図り、「コンパクトシティのネクストステージ」として、持続可能なまちづくりの深化に資する、ゼロカーボンシティの実現に向けた包括的エネルギー政策を推進するビジョンを策定する。

計画期間は2050（令和32）年を見据え、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度の10年間とし、第2次SDGs未来都市計画の改定時期等を勘案して、計画期間中に見直しを行うこととしている。

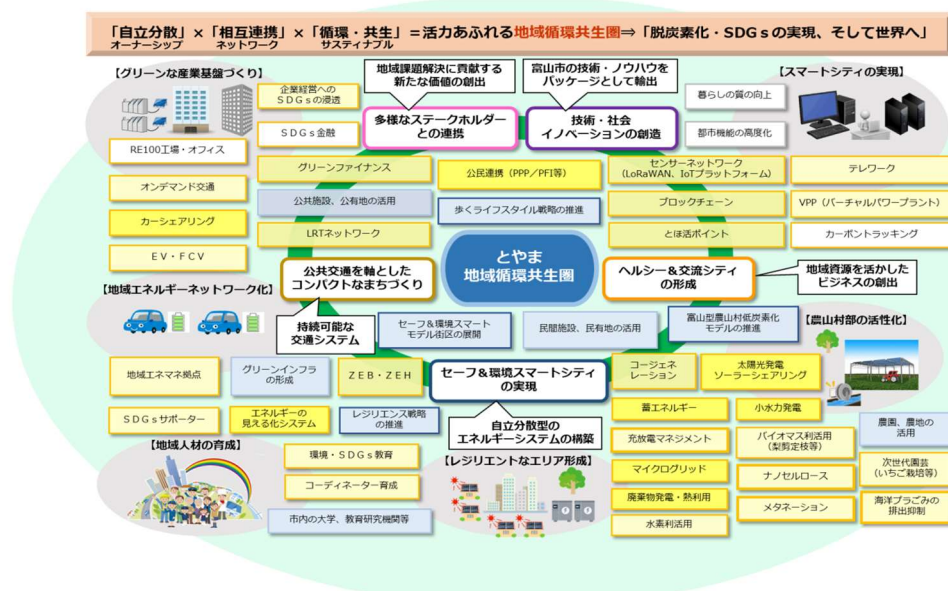


図 1-3 本市の脱炭素化・SDGs構想（地域循環共生圏）

《本ビジョンにおける施策体系》

- 1 再生可能エネルギーの導入拡大・活用推進
- 2 省エネルギーの推進
- 3 エネルギービジネスの活性化
- 4 多様なステークホルダーとの協働による事業推進

出所）富山市エネルギービジョン（富山市、2021（令和3）年3月）

省エネルギー推進に向け、公共施設等総合管理計画に基づく施設統廃合及び設備更新を推進するとともに、公共施設における再生可能エネルギーの活用や省エネに関する基準等を整備するとしている。

《省エネルギーの推進における取組概要》

- 多様な省エネルギー関連技術・エネルギーリソースの普及展開：
省エネルギー関連技術（光屈折フィルム、光ダクト等）、EMS・蓄電池・燃料電池・CGS設備をはじめとするエネルギーリソースの市域への普及展開により、建築物の省エネルギーを推進する。
- 民間建築物におけるエネルギー利用の効率化の推進：
建築物のエネルギー消費量収支を改善するZEB・ZEHの普及展開を図る。
- 公共施設におけるエネルギー利活用方針の検討：
公共施設等総合管理計画に基づく施設統廃合及び設備更新を推進するとともに、公共施設におけるエネルギー利活用方針を検討し、再生可能エネルギーの活用や省エネに関する基準等を整備する。

出所）富山市エネルギービジョン（富山市、2021（令和3）年3月）

1.1.7 第3期教育振興基本計画

第2期教育振興基本計画において掲げられている「自立」、「協働」、「創造」の3つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、2030（令和12）年以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方を示す計画である。

併せて、各種教育施策の効果の分析・検証に基づき、より効果的・効率的な教育施策の立案につなげ、広く国民の間で教育施策の効果や必要性に対する理解を共有し、社会全体で教育改革を進めるための方策について示している。

《今後の教育政策に関する基本的な方針》

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

出所）第3期教育振興基本計画（文部科学省、2018（平成30）年6月）

1.1.8 元氣とやま創造計画 ーとやま新時代へ 新たな挑戦ー

県の目指すべき方向性と取り組む施策を県民に明確にお示しする県政運営の新たな中長期的指針として策定された計画である。「活力とやま（30政策）」、「未来とやま（28政策）」、「安心とやま（27政策）」を基本政策とし、重要政策として、「人づくり（15政策）」を掲げている。

《重点戦略》

- 1 とやまの価値創造戦略～「大ゴールデン回廊」の拠点を目指して～
- 2 とやまのグローバルブランド推進戦略
- 3 人口減少社会にしなやかに対応する人と地域の活性化戦略
- 4 災害に強く、環境にやさしい持続可能な県づくり戦略
- 5 健康・元氣で安心な共生社会づくり戦略

出所）元氣とやま創造計画（富山県、2018（平成30）年3月）

1.1.9 第2期富山県教育大綱

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（1956（昭和31）年法律第162号）第1条の3第1項の規定に基づき、富山県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本となる方針を定めたものである。

2016（平成28）年度策定の第1期大綱において掲げた基本理念及び9つの基本方針を引き継ぎつつ、2021（令和3）年策定の第2期大綱においては新たに取り組むべき3つの横断的な取り組みや10の重要テーマを掲げている。

《基本方針》

- 1 学校、家庭、地域で取り組む子どもの成長支援
- 2 子どもの可能性を引き出し、才能や個性を伸ばす教育の推進
- 3 子どもの健やかな成長を支え元気を創造する教育の推進
- 4 社会の変化と多様なニーズに対応した高校や大学等の教育環境の充実
- 5 生涯を通じた学びの推進
- 6 ふるさとを学び楽しむ環境づくり
- 7 次世代を担う子どもの文化活動の推進
- 8 スポーツに親しむ環境づくりの推進
- 9 教育を通じた「ふるさと富山」の創生

出所）第2期富山県教育大綱（富山県、2021（令和3）年3月）

《9つの基本方針を貫く3つの横断的な取り組み》

- 技術革新やグローバル化など社会の変化に対応できるよう「課題解決型の教育」の展開
- 社会全体のDX加速に応じた教育環境のデジタル化による「ICT教育」の推進
- 地域社会とつながる、教え合い学び合う協働的な学び「チーム富山教育」の実現

《重要テーマ》

- プロジェクト学習（PBL）の推進
- ICTを活用した教育の推進
- キャリア教育の推進
- 働き方改革の推進
- 不登校児童生徒の教育機会の確保
- 少人数教育の推進
- 幼児教育、特別支援教育の充実
- 高等学校の特色化・魅力化
- 外国人児童生徒教育の推進
- データサイエンス教育の推進

出所）第2期富山県教育大綱（富山県、2021（令和3）年3月）

1.1.10 新富山県教育振興基本計画

県の総合計画「新・元気とやま創造計画」との整合性を図りながら、「富山県教育大綱」に即して、県がめざす教育の姿（目標）や施策の基本的方向などを明確に示し、それらを確実に実現するために今後 5 年間に必要な教育施策や取組みを体系的に整理した、教育に関する基本的な計画である。

計画期間は 2017（平成 29）年度から 2021（令和 3）年度までである。

《基本施策》

- 1 学校、家庭、地域で取り組む子どもの成長支援
- 2 子どもの可能性を引き出し、才能や個性を伸ばす教育の推進
- 3 子どもの健やかな成長を支え元気を創造する教育の推進
- 4 社会の変化と多様なニーズに対応した高校や大学等の教育環境の充実
- 5 生涯を通した学びの推進
- 6 ふるさとを学び楽しむ環境づくり
- 7 次世代を担う子どもの文化活動の推進
- 8 元気を創造するスポーツの振興
- 9 教育を通した「ふるさと富山」の創生

出所）新富山県教育振興基本計画（富山県・富山県教育委員会、2017（平成 29）年 4 月）

2. 住民ワークショップの実施

2.1 実施概要

統合校の基本計画の整備コンセプト等策定にあたり、住民の意見を広く求めるためにワークショップを計3回開催した。参加者は水橋地区5地区の自治振興会長や既存校7校のPTA会長・副会長のほか、周辺の保育所・幼稚園・子ども園の園長等で構成される。

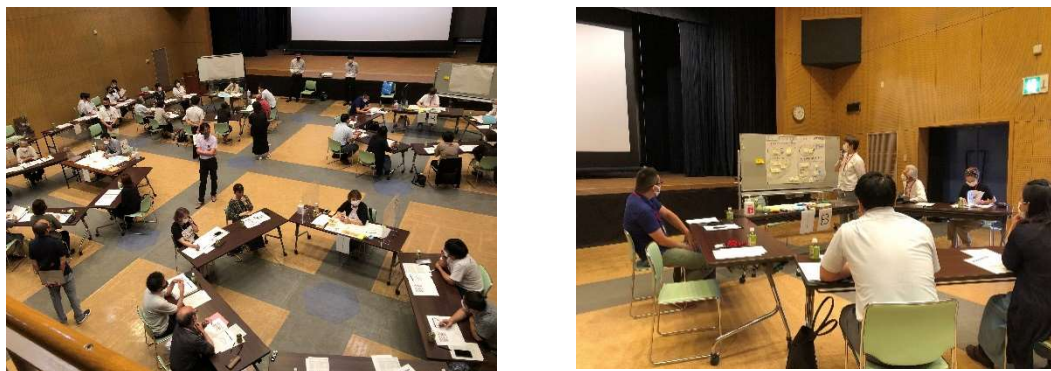


図 2-1 住民ワークショップの様子

	第1回	第2回	第3回
開催日時	2021（令和3）年 7月4日（日） 10：00～12：30	2021（令和3）年 8月1日（日） 13：30～16：00	2021（令和3）年 10月23日（土） 10：00～12：30
議論内容	・ 学校の役割・特色のあるべき姿	・ 役割・特色に基づくコンセプトについて ・ 既存校の跡地活用における課題・方向性	・ 役割・特色に基づくコンセプトについて（まとめ） ・ 既存校の跡地活用における課題・方向性（まとめ）
プログラム	開会 事務局からの説明 ➤ 住民ワークショップの趣旨・目的 ➤ 住民ワークショップの進め方 ➤ 水橋地区統合校整備の背景 ➤ 先進事例 ➤ 本日の検討内容（休憩） 発表 事務連絡 閉会	開会 事務局からの説明 ➤ 第1回住民ワークショップの振り返り ➤ 先進事例 ➤ 本日の検討内容（休憩） 発表 事務連絡 閉会	開会 事務局からの説明 ➤ 第2回住民ワークショップの振り返り ➤ 本日の検討内容（休憩） 発表 事務連絡 閉会
参加人数	29名	24名	22名（1名早退）

2.2 住民ワークショップ結果

住民ワークショップにおける議論内容等を地域住民に知らせるため、ニュースレターを3回にわたり発行した。

ニュースレター第1号
発行：富山市 令和3年8月

**7月4日（日）に開催
しました第1回ワーク
ショップの概要につい
てお知らせします！**

**水橋地区統合校整備
コンセプト策定に係るワークショップ**

市では令和8年4月開校予定の水橋地区の義務教育学校に関して、「水橋地区統合校整備に係る基本計画」の策定に向け、内容の検討をしています。地域の皆さんとの対話を通じてこの検討を進めることを目的とした第1回「水橋地区統合校整備コンセプト策定に係るワークショップ」を、7月4日（日）に開催しました。

今後、ワークショップで議論された内容は、「ニュースレター」を通して、保護者や地域の皆さんにお知らせしていきます。

「水橋地区統合校整備に係る基本計画」について

市では、「水橋地区統合校整備に係る基本計画」の策定において、以下の内容について検討していく予定です。

**「水橋地区統合校整備に係る基本計画」
の主な内容**

ワークショップ
の検討対象

整備コンセプト

導入する機能	カリキュラム、通学方法等の検討
学校規模・配置・構成	工期・予算・整備手法

ワークショップについて

ワークショップは全3回にわたり、「学校の役割・特色のあるべき姿」および「既存校の跡地活用における課題・方向性」について、段階的に検討を行います。

7月4日（日）に相山ホールにて第1回ワークショップを開催しました。4つのグループに分かれ、「水橋地区学校統合推進委員会」委員など合計29名の方が参加され、活発な意見交換が行われました。



R3 7月～9月

ステップ1
課題などの
意見収集

ステップ2
コンセプトの方向性
検討

ステップ3
コンセプトの
とりまとめ

先進地
視察

第1回ワークショップ (7/4開催)	第2回ワークショップ (8/1開催)	第3回ワークショップ (9/25開催)
議論内容 ・学校の役割・特色のあるべき姿	・役割・特色に基づくコンセプトについて ・既存校の跡地活用における課題・方向性	・役割・特色に基づくコンセプトについて（まとめ） ・既存校の跡地活用の方向性（まとめ）

第1回ワークショップで皆様からいただいたご意見

◆ 現状の学校と地域との関わり

- ・児童数が少ない学校ではお互いの家族のことまで知っている、大家族のような関係性ができていた。縦割りなので異なる学年と触れ合うことができ、一人ひとりを丁寧に見てもらえるなどの良さもある。
- ・水橋中部小学校のように比較的児童数が多い学校では、イベントや行事が盛り上がるが、児童数が少ない学校では、クラブ、部活動が存続できなくなっている。大人数で意見を述べあったり、チームスポーツをする機会がなく、競争心が育ちにいい面もある。
- ・三郷小学校のような児童数が少ない学校では、子どもの数よりも多い地域の方々が行事に参加してくれるなど、地域との交流の機会が多かった。農業、漁業体験への協力も得ており、貴重な体験をさせてもらっている。
- ・年1回の合同イベント、合唱コンクール、橋祭りなどを、5つの小学校が集まって行っている。
- ・それぞれの地域で小・中学校を核に地域コミュニティが形成され、学校と地域が連携して行事や問題解決に取り組んできた。学校が統合されると、地域でのコミュニケーションが希薄になってしまうのではないかと心配だ。
- ・三郷保育園と三郷小学校は隣接しているので、登下校時などに卒園した子どもたちの様子を見ることができると、自然に保育園と小学校の交流が生まれて、連携も取れていたと思う。
- ・各小・中学校で廃品や資源の回収をしているが、近隣に回収場所がなくなるのは高齢者などにとって不便になるので、今後も継続してほしい。

◆ 新しい学校への期待・懸念

■ 求められる学習環境・カリキュラム

- ・子どもたちが楽しく通え、自分の可能性を見出すことができるとともに、親も安心して通わせられる学校になってほしい。そのためには、親と先生の距離が近いことが大切だと思う。
- ・子どもたち一人ひとりを丁寧に見て、個性を生かせるという小規模校の良さを残しながら、大規模校の良さも引き出す学校運営をしてもらいたい。
- ・保育園の子どもたちが小・中学生と触れ合う機会があると、学校生活がイメージでき、夢をもって進学できると思う。小・中学生にとっても、小さな子どもたちと関わることで思いやりの心が生まれるなどのメリットがあるので、保育園と小・中学校の交流は今後も続けられるとよい。
- ・中学の専門教科の教師が小学校高学年の授業を担当する、中学3年次に受験勉強に向けた特別なカリキュラムを作るなど、小中一貫校の特色を生かして、学習面に力を注いだ学校になるとよい。
- ・暮らしの知恵や技術を教えたり、将来を見据えて仕事の選択に役立つ情報や経験を提供するなど、これまでの義務教育にはなかったカリキュラムがあるとよい。
- ・小規模校に通っていた子が、人数の多い大規模校の子にいじめられないか心配している。統合予定の学校間の交流を早い段階から行うなどの対策をして、いじめのない、不登校ゼロの学校にしたい。
- ・小中一貫校になることで学年の区切りが変わり、小学校でしか開催していない行事を体験できないまま、中学課程に入ってしまう子どもが出てくるのではないかと。これまで小学校では6年生がリーダーシップを発揮してきたが、最上級生の9年生がいることでそれが難しくなり、リーダーシップ教育が難しくなることも心配だ。
- ・小学校低学年と中学生とでは体格が相当違うので、小学校と中学校の行き来が簡単にできるつくりになっていると、廊下で衝突するなど、小さな子どもたちの安全が確保できないのではないかと心配だ。
- ・子どもたちの安全性を確保することは重要だが、地域に対して閉じすぎない、今のオープンさを継続してほしい。そのためには、先生や子どもたちだけでなく、保護者や地域住民も含めて声をかけあい、積極的に学校に関わって、見守っていく必要があるだろう。
- ・富山市立中央小学校のようにデザイン性が高く、長く使い続けられるような校舎にしたい。
- ・グラウンドの素材は、水はけが良い、近隣から苦情が来ない、使用できるスポーツの制限が少ないなどを考慮して決めてほしい。例えば、ゴムや人工芝にしたい。
- ・小学生と中学生それぞれが使えるプールがあるとよい。

■ 地域の特色・地域との連携

- ・水橋の自然の豊かさや名所を知り、地域住民と触れ合うことで、この地域の良さを感じ、愛着を深めてほしい。そうすれば、地域に残って住み続けてくれるのではないかと。
- ・高齢者に昔の遊びを教えもらったり、農業、漁業関係者に体験学習に関わってもらったりなど、地域の方々の協力を得ながら各地域の文化を伝承していきたい。それが、子どもたちにとっては良い思い出になり、まちづくりにもつながる。
- ・複数の学校で行われている田植えや農業体験、祭りへの参加などは、義務教育学校になっても継続してほしい。橋祭りは地域と学校が一緒になって楽しみ、田植え体験は1年を通じて地域の方と関われるので、貴重な地域交流の機会になっている。

◆ 新しい学校への期待・懸念

- なわとび発表会、ほたるいか見学会、立山登山、姉妹校交流など、それぞれの小学校区で特色ある活動を行ってきているので、統合校ができて行事を残し、各校の特色が失われないようにしたい。
- これまでは5地区ばらばらであまり連携できていなかったが、統合を機に子どもだけでなく保護者や住民もつながりを持ち、歴史や文化を理解しあうことができるとよい。農村部には農村の、漁村部には漁村の良さがあるので、それぞれの特色を知り学校教育にも生かしていきたい。
- 富山市初の義務教育学校なので、市のモデルとなる学校にすることこそが特色につながると思う。
- 水橋地域と言えば菓業だったが最近あまり聞かなくなり、売菓さんを知らない子どもも多い。水橋郷土資料館があまり機能していないので、統合校や学校跡地に水橋郷土資料館の機能を移転し、子どもたちが地域の歴史や文化を学習できるようにするとよいのではないか。
- 水橋高校には体育コースがあり、スポーツに力を入れ、武士道や道徳的な精神が身につく学校だった。そういう教育が水橋の特色だと思うので、統合校も礼儀正しく、スポーツが活発な学校にしてほしい。
- 水橋駅前にある世界一かわいい美術館には、横山大観をはじめ著名な作家の作品が収蔵されており、水橋地区の特色のひとつになっている。学校でも鑑賞に訪れているので、統合校になっても芸術作品に親しむカリキュラムは継続してほしい。
- 青い目の人形など、各校に収蔵されている歴史、文化的な財産や絵画などは、統合校で保管・伝承してほしい。
- 7校それぞれに特色や大切にしてきたものがあるので、それらを1つにしていけるのは難しいことだと思う。統合前の段階から、積極的に交流する機会を作って子どもたちが徐々に慣れ親しめるようにしたり、各学校や地域のことを知るために保育所や幼稚園、地域とも連携した話し合いの場を設けられるとよい。

■ 学校規模の拡大

- 人数が少ないとできる部活動に限られるが、規模が大きくなれば種類が増えて、盛んになるのではないかな。高校入学後も続けられる部活ができると思うので、周辺の高校と連携して部活体験ができたりするとよい。
- 生徒数が減って専任の先生がいない教科があったが、規模が大きくなることで学習環境が改善されるとよい。
- 児童数が少ないとチームスポーツができなかったり、音楽会などでは人数が少なく引け目を感じることもあった。統合されることで人数が増え、交流する学年の幅も広がるので、競争心が生まれたり、刺激を受けて視野が広がったり自信がついたりするのではないかと期待している。
- 適正規模校になるとクラス替えができるようになり、いろいろな友達と関われる。いじめがなくなったり、高校入学時に生徒数が多い環境に戸惑ったりすることがなくなることを期待している。
- 各学校にある蔵書を集約すると図書館が充実するのではないかな。一般の人でも使えるとよい。

■ 防災対応

- 熱海市伊豆山で土石流が起きたようにこの地区でも水害が起きるかもしれないので、統合校や学校跡地の検討には、避難所としての活用などの防災の視点を入れてほしい。
- 水橋高校の場所は土地が低く、川の氾濫や津波で浸水してしまうのではないかと心配だ。距離が離れている住民もいるので、アクセスのことを考えると各地区の小学校跡地を避難所にした方がよい。ヘリポートを設け、物資供給拠点として利用することは考えられるかもしれない。
- これまでは保育園に隣接する小学校が避難所だったので、歩いて避難できる安心感があったが、統合後は避難場所が近くにあるか不安を感じる。建物が平屋で洪水に弱い園もあるので、必要に応じて小学校跡地に避難所機能を残してほしい。

■ まちづくりへの波及

- 統合校で先進的な取り組みや質の高い教育を提供したり、プールや体育館などのスポーツ設備を整えて住民も利用できるようにすれば、他地域からも通ってくる子どもが増え、水橋に住む人も増えると思う。
- 水橋駅近くのサッカー場で活動している水橋FCに地域外から通っている子どもたちなど、地区外の子どもも統合校に通えるようになれば、引っ越してくる人も増えるのではないかな。
- 統合校が地域の核になることで人口が増え、住民運動会などの地域行事に再び活気が生まれるとよい。
- 学校の魅力だけで引っ越してくる人は少ないと思うので、統合校を核にして保育所、学童保育、医療機関などを集約したり、周辺に店舗ができるようなまちづくりができると、住みたいと思えるまちになるのではないかな。統合校をきっかけにまちを活性化させたい。
- 現状では、保育園児の半分くらいが地域外の小学校に入学しているが、統合校の設置によって地域内の小学校に通う子どもを増やせるとよい。
- 統合校のグラウンドは広いので、水はけを良くしたり人工芝にするなどして、スポーツの盛んなまちという特色づけをしていきたい。
- 海、川、緑など豊かな自然と橋祭りなどの地域の文化を継承し、水橋地域に感じられる昭和の懐かしさを残していきたい。それが地域の特色になると思う。
- 学童保育や児童クラブの充実や学校以外の生活での子どもたちの安全性を考え、子どもを安心して育てられるまちにしていけるとよい。

水橋地区統合校整備の背景

市教育委員会では、水橋地区で少子化が進む現状における子どもたちの将来を考え、既存の小学校5校と中学校2校を統合する方針としています。統合により、適正規模校となることで、子どもたちによりよい教育を行うことができる教育環境が整うこととなります。

令和3年4月には、統合校の整備候補地を水橋高等学校敷地に決定しました。さらに令和3年5月には、統合校は義務教育学校とすることが決定しました。

②水橋西部小学校

〔設立〕明治6年
〔児童数〕R2:149人

①水橋中部小学校

〔設立〕明治6年
〔児童数〕R2:161人

①水橋中学校

〔設立〕昭和22年
〔生徒数〕R2:198人

④三郷小学校

〔設立〕明治9年
〔児童数〕R2:133人



③水橋東部小学校

〔設立〕明治6年
〔児童数〕R2:54人

⑤上条小学校

〔設立〕明治6年
〔児童数〕R2:73人

②三成中学校

〔設立〕昭和22年
〔生徒数〕R2:145人

許諾番号PL1702
規約用途以外の利用を目的とした地図データの無断複製を禁ずる

ご意見募集

ワークショップに参加される方だけでなく、多くの水橋地区の皆様のご意見を今後のコンセプトに反映させたいという考えのもと、ご意見を募集します。

- 統合校に求められる役割と特色について
- 既存校の跡地活用について

下記の「お問い合わせ先」まで、FAX・メール・郵便等により、どうぞお気軽にお届けください。

お問い合わせ先

富山市教育委員会事務局 学校再編推進課
住 所：〒930-8510 富山市新桜町6番15号
Toyama Sakuraビル8階
T E L：076-443-2241 FAX：076-443-2069
E-mail：gakkousaihen@city.toyama.lg.jp

みなさまのご意見をお待ちしております！



図 2-2 ニュースレター第1号（全4ページ）

ニュースレター第2号

発行：富山市 令和3年9月

水橋地区統合校整備 コンセプト策定に係るワークショップ

8月1日（日）に開催
しました第2回ワーク
ショップの概要につい
てお知らせします！

市では令和8年4月開校予定の水橋地区の義務教育学校に関して、「水橋地区統合校整備に係る基本計画」の策定に向け、内容の検討をしています。地域の皆さんとの対話を通じてこの検討を進めることを目的とした第2回「水橋地区統合校整備コンセプト策定に係るワークショップ」を、8月1日（日）に開催しました。ワークショップで議論された内容を、本ニュースレターにてお知らせします。

ワークショップについて

ワークショップは全3回にわたり、「学校の役割・特色のあるべき姿」および「既存校の跡地活用における課題・方向性」について、段階的に検討を行います。

8月1日（日）に相山ホールにて第2回ワークショップを開催しました。

前回に引き続き4つのグループに分かれ、「水橋地区学校統合推進委員会」委員など合計24名の方が参加され、活発な意見交換が行われました。



R3 7月～9月

ステップ1
課題などの
意見収集

ステップ2
コンセプトの方向性
検討

ステップ3
コンセプトの
とりまとめ

第1回ワークショップ
(7/4開催)

・学校の役割・特色
のあるべき姿

第2回ワークショップ
(8/1開催)

・役割・特色に基づく
コンセプトについて
・既存校の跡地活用
における課題・方向性

第3回ワークショップ
(9/25開催予定)

・役割・特色に基づく
コンセプトについて
(まとめ)
・既存校の跡地活用
の方向性 (まとめ)

第2回ワークショップで皆様からいただいたご意見

◆ 統合校に求められる役割と特色

前回ワークショップの結果を踏まえ、事務局から提示したコンセプト・サブコンセプトの案に対して、皆様からご意見をいただきました。

1) 子どもたちの学びが充実した学校

■ 人数が増えることで可能となる新たな学び、体験機会の提供

- ・低学年からいろいろな人と関わって人間関係を構築する力を学んだり、上下の学年に挟まれる期間が長くなることで多様なリーダーシップを育むことができるのではないか。
- ・なるべく多くの種類の部活動が体験できる環境を整えてほしい。小学校でいろいろな部活動を試して、最も自分に合ったものを中学から始められるようにしたり、義務教育の範疇では体験しづらい競技もできるような仕組みを考えるなど、子どもたちの可能性を広げられるとよい。
- ・大規模校の良さや少人数の良さを両立するのは難しいのではないかと。どちらか選ぶとしたら、統合校として児童生徒数が増えることによるメリットや魅力の方を高めてほしい。

■ 子どもたちが快適な学校生活を送るためのサポート

- ・快適な学校生活のサポートとして、受験生のことも考えてほしい。高校受験の時期に元気な小学生が勉強の妨げにならないように教室配置などに配慮し、受験勉強に集中できる環境を整える必要があると思う。
- ・統合校になってクラス替えができるようになることなどを通じて、いじめが起きづらい環境づくりができると思う。
- ・中学校の先生が小学校に来て教えるなど、先生方の交流も統合前の早い段階から積極的に行ってほしい。

- ・ 担当教員を増やす、集中力が切れた際の自習室や休憩スペースを設けるなどして、特別支援学級などのサポートを必要とする子どもたちの学習環境向上についてもコンセプトに含めてほしい。できないところではなく、できることを伸ばせるとよい。

■義務教育学校の特色を活かしたカリキュラムの提供

- ・ 時代と共に学校の指導要領などが変わってきているので、統合校で時代に合った質の高い教育環境が実現できることを期待している。

■機能的な校舎の整備

- ・ デザイン性が高く機能も充実した校舎を作るには相当な費用がかかると思うが、財源が限られているのであれば、スポーツに力を入れる学校としてプールやグラウンドの整備の方に力を入れてほしい。

■その他

- ・ 夕方遅い時間帯や長期休みの期間にも預けられる学童保育があることは、フルタイムで働く親にとっては重要だ。民間や地域での運営など、市で運営する以外の方法も検討し、柔軟な対応ができる学童が実現できるとよい。
- ・ 将来的には統合校に学童保育、保育所、幼稚園などの機能を集め、子育てと教育に関するサービスの拠点にできるとよい。

2) 地域の活性化に貢献する学校

■地域との交流活動

- ・ 最近の若い保護者の中には、地域との関係が密すぎるのを好まない人もいると思うので、地域との交流活動を打ち出しすぎるとデメリットになりかねないと思う。
- ・ 住民運動会は学校ではなく地区が開催するものなので、統合校のコンセプト案に入れるのは違和感がある。地区が主体となて行うことは、地区で担うようにした方がよい。
- ・ 学校や地区の行事やイベントは、統合校として5地区を束ねて行うものと、5地区がそれぞれ分かれて行うものとを棲み分けできるとよい。

3) 安心・安全な学校

■交通安全対策

- ・ 踏切を渡って通学する児童生徒も出てくると思うが、道が狭く、通勤時間帯は車も多いので危険な状態だ。安全確保のために道路の拡張などの大掛かりな対策が必要になることも考えられるので、統合校の開校までに時間がある今の段階から通学路の安全性に関する検討をしっかりとしてほしい。サブコンセプトに「通学路の安全性」を入れてはどうか。
- ・ スクールバスやコミュニティバス、車での送迎を想定するならば、校門の前で降車するのではなく、学校敷地内まで車両が入って来られるようにした方がより安全が確保できるのではないか。
- ・ 水橋駅南口ができれば、駅から機械工場団地への通勤時間が短縮されるので、自動車通勤を減らすことができ、安全な通学路の確保や地域内交通の混雑緩和に繋がると思う。設置の要望を出し続けている南口を是非実現してほしい。

■その他

- ・ 校内生活における安全性を確保し、児童生徒に危険がないようにしてほしい。理科室で中学生が実験に使う備品の中には小学生にとって危険なものもあるので、同じ理科室を使用するかなどを検討し、必要な対策を講じてもらいたい。

4) 地域の特色を活かした学校

■全般

- ・ スポーツや文化の伝承に力を入れるのもよいが、学校は学びの場なので学習環境を整えることを最優先にしてほしい。幅広い分野を学ぶことで、子どもたちの将来の選択肢が広がるとよい。

■歴史、文化の継承

- ・ 「歴史、文化の継承」というサブコンセプトは一般的な感じがする。水橋地区では既に各学校で自然に歴史、文化、芸術と触れあえる工夫をし、子どもたちの可能性を伸ばしているので、水橋地区ならではの特色ある表現が入るとよい。

■スポーツを活かした学校づくり

- ・ コンセプトでスポーツばかり強調されるとスポーツに特化した学校になってしまい、運動が苦手だったり、文系の活動に興味がある子どもたちが取り残されるのが心配だ。子どもたちのあらゆる可能性を育て、偏りを無くすためには、文化、芸術に親しむコンセプトもあるとよい。
- ・ スポーツだけを取り上げるのは無理があると思う。地域の特色を活かした結果としてスポーツがあるので、スポーツありきではなく「地域特性やこれまでの学校の特色を活かした学校づくり」という面に着目した方がよい。

5) その他

- ・ 教育課程の区分、校舎の分け方、小学校と中学校での授業時間の違い、行事の開催方法など、義務教育学校の具体的な中身がわからない中でコンセプトを考えるのは難しい。そういった内容が決まった上で、学校統合の事例なども参考にしながら検討した方が議論が進めやすいと思う。
- ・ コンセプトに関して様々な意見が出ているが、全てを満たすのは難しいのでコンセプトを絞り込む必要があると思う。

◆ 既存校の跡地活用

1) 跡地活用によって解決したい・実現したいこと

■ 安心・安全の確保

- ・ 地区の安心、安全を確保するために、避難所として体育館を残してほしい。
- ・ 高齢者が多かったり、災害時の避難場所が乏しい地区もある。知り合いと一緒に避難できると安心感があるので、自宅の近くで避難できるようにしてほしい。
- ・ リノベーションで教室を居住できるスペースにして、平常時は貸し出し、非常時には避難所として使えるようにできないか。
- ・ 津波や洪水時のことを考えると、統合校以外に高い建物が無くなってしまうのは心配だ。跡地に高い建物を建て、緊急時に避難できるようにしてほしい。

■ 医療・福祉の充実

- ・ 水橋地区では高齢化が進んでいるが病院が少ない。「総曲輪レガートスクエア」や「医療村」のように、複数の診療科が集まっていて、診察と医療、健康相談の両方ができる場があるとよい。コミュニティバスが通ったアクセスが良い場所にあれば、車が使えない高齢者も通いやすい。
- ・ 高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯が増えてきているので、見守りも兼ねた住民の交流拠点や介護施設がほしい。医療だけでなく、健康寿命を延ばし、生きがいを持って暮らせるような機能もあるとよい。

■ 学びの提供

- ・ 平常時はカルチャースクールとして教室を活用し、緊急時は避難所として使えるとよい。地区センターの機能を跡地に移転し、現状の活動をより充実することも考えられる。
- ・ 住民が講師になって地区の農業や漁業のことを伝えたり、避難所体験、救護体験、着衣水泳などの生きるための術を教えたりする、子どもたちの学びの場にできるとよい。
- ・ 既存の建物を活かして専門学校を誘致してはどうか。地区外から人を呼び寄せる機能も果たせるのでよい。

■ 学校教育の支援

- ・ 統合後は児童生徒数が増え、今までよりも多くの部活動が設けられると思うので、体育の授業や部活動が思う存分できるように、跡地の体育館やグラウンドを学校の補完施設として使えるとよい。災害時には地区住民の避難所として使うこともできる。
- ・ 学校跡地は子どもたちにとって馴染みがあり、行きやすい場所にあるので、スクールバスの待合所ができるとよい。屋根があり休憩スペースも併設されていると、冬季でも寒さが凌げるので安心だ。

■ 子育て支援・子どもの居場所づくり

- ・ 事例にあった総曲輪レガートスクエアのように出産・子育てを支援する場があると、子育て世代が水橋地区に引っ越してきてくれるのではないかな。
- ・ 親が働いている世帯が多いので、放課後に学校から各地区に戻り、地区で子どもたちが過ごせる施設ができるとよい。全ての跡地に作るのが難しい場合は、地区内のどこかに遅い時間帯や長期休暇でも預かってくれる場所があると親は助かるし安心できる。

■ 交流や憩いの場の提供

- ・ 各地区の住民がサークル活動やイベントで利用したり、高齢者が集える場、コミュニティの交流の場として使えるとよい。立山町の谷口集学校のようなものができるのではないかな。
- ・ 民間企業が参入してくれるような立地ではないと思うので、跡地周辺にある古い集会所などの機能を複合化して、今ある建物を利用し続けることはできないかな。
- ・ 多世代が利用できるような施設がほしい。駐車場も整備して、子どもたちと高齢者が一緒に過ごせる公園のような空間が作れるとよい。
- ・ 水橋地区には犬を散歩させたり、のびのびと走らせることができる所がないので、平常時はドッグランや犬の散歩ができる設備がある公園として、災害時は防災公園として機能するような場所があるとよい。
- ・ 橋祭りや白岩川に釣りに来る人などに向けて、水橋西部小学校や水橋中部小学校の跡地に休憩できるような施設があるとよい。

■ スポーツの促進

- ・ 常願寺川公園のような広大なものにはならないが、スポーツ公園として整備して、子どもたちがのびのび活動できる場にしたい。
- ・ 体育館を残し、地区住民がスポーツ場などに活用できるとよい。

■ 産業支援

- ・ 行政の財政負担の軽減という観点から考えても、収益が上がり、地区に雇用を生み出せる産業が誘致できるとよいと思う。
- ・ 市場には出せない野菜や水産物などを売る直売所を作り、地区の農業、漁業の支援につながる。子どもたちが運営に関われば学びにもつながる。
- ・ 農業など土をいじるような産業を住民有志で作れないか。体験農園などができれば、地区内の子どもたちの学習の一環になり、地区外から人を呼べるコンテンツにもなるだろう。収益を上げて持続できる形になるとよい。
- ・ 体育館や教室を食物工場にして、レタスなどの野菜を育ててはどうか。水橋地区に雇用が生まれるし、大雪などの災害で流通が滞った際の食物の供給や子どもたちの学習の機会にもつながる。
- ・ 新進の芸術家などに居住スペースや工房スペースとして安く貸し出したり、インキュベーション施設などのレンタルオフィスにできるとよい。

■ 生活利便性の向上

- ・ 水橋のように人口が少ない地区に、大型スーパーや病院を誘致するのは難しいと思う。宅地開発や企業誘致などを行い、まずは人口を増やすことを考える必要がある。
- ・ 外から人が来るようにするには、スーパーやコンビニなどではなく周辺地域にはないものを作る必要があると思う。
- ・ 飲食店や飲み屋などが少ないので、小規模商店が集まっている屋台村のような場所ができるとよい。

2) 跡地活用の際に配慮してほしいこと

- ・住宅密集地にある跡地と自然が多い場所にある跡地とは異なる活用方法を考える必要があると思う。立地条件を踏まえてそれぞれに適した活用をした方が、選択肢の幅が広がり、多様な機能を地区に導入できるのではないかな。
- ・学校によって学校の体育館や地区センターの築年数や耐震補強の状況が異なるので、体育館を残したり、地区センター機能を移転する際には、それらを踏まえて検討してほしい。
- ・統合校にもスポーツ設備を充実する話が出ていたので、跡地の施設は特色が被らないように配慮し、これまでに水橋地区になかった機能を備えられるとよい。
- ・学校開放で体育館やグラウンドを利用している人たちがいるので、今後も活動の場が確保できるように配慮してほしい。
- ・市単独で全ての学校跡地を活用するのは財政的に難しいのではないかな。民間の力を入れることで、商業スペースやレンタルオフィスなど、より幅広い用途に利用することもできると思うので検討してほしい。
- ・災害時にペットが取り残されてしまう話を聞くので、避難所を考える際には予めペットも受け入れられるようにしてほしい。
- ・跡地の施設にはスロープやエレベーターを設けるなどして、障がい者にも使いやすくしてほしい。
- ・何に活用するにしても建物などのハード面だけでなく、従業員や運営側の姿勢や意識などのソフト面の充実も大切だと思う。水橋地区は閉鎖的なところがあると感じているので、他の地域から来た人が気持ちよく利用できる施設になるとよい。
- ・住宅密集地に集客力のある施設ができると、渋滞や交通事故が発生したり、治安が悪化する可能性がある。駐車場を十分に整備して路上駐車を減らすなど、対策を考えた上で施設を検討してほしい。
- ・公共交通の利便性が低い地区なので、跡地に地区のための施設を作るのであれば、バスルートを充実させたりコミュニティバスを走らせるなど、アクセス面も検討してほしい。バス停留所の増設、早退や遅刻にも対応できるスクールバスの運行などの配慮も必要だと思う。

3) その他

- ・廃校になってから跡地の活用が始まるまでの維持管理はどうするのか。草が生い茂り、害虫被害が起きるなど、近隣の人に迷惑がかからないか心配だ。
- ・民間企業等による活用や売却を検討することが、決定事項のごとく資料に書かれているのが気になる。清水町の事例の様に、住民の意向を反映して民間に売却されるのであれば異論はない。まず住民の意見を聞いてから跡地活用について考えてほしい。
- ・学校が無くなって悲しいのは今通っている児童生徒や卒業生だと思う。これから水橋地区で生活していく子どもたちの意見を聞いて、子どもの要望や気持ちに配慮した活用を考えてほしい。
- ・全ての小学校のプールを残すのは運営面で大変だろうが、子どもたちが近場でプールに入れた方がよいと思うので、需要を確認した上で検討してほしい。

◆ その他

- ・これまで学校で実施していた資源回収やお祭りへの子どもたちの参加など、地区にとっての利便性や必要性が高い活動が統合後も継続できるように、各地区の要望を聞きながら統合を進めてほしい
- ・9年間の課程をどのように分けるかがリーダーシップ育成では重要なので、学校のコンセプトの検討と並行して議論を進め、なるべく早い段階で決定してほしい。
- ・9年間の教育課程の区分は、誰がどのように決めるのか教えてほしい。

ご意見募集

ワークショップに参加される方だけでなく、多くの水橋地区の皆様のご意見を今後のコンセプトに反映させたいという考えのもと、ご意見を募集します。

● 統合校に求められる役割と特色について

● 既存校の跡地活用について

下記の「お問い合わせ先」まで、FAX・メール・郵便等により、どうぞお気軽にお届けください。

お問い合わせ先

富山市教育委員会事務局 学校再編推進課
住 所：〒930-8510 富山市新桜町6番15号
Toyama Sakuraビル8階
T E L：076-443-2241
F A X：076-443-2069
E-mail：gakkousaihen@city.toyama.lg.jp

みなさまのご意見をお待ちしております！



図 2-3 ニュースレター第2号（全4ページ）

水橋地区統合校整備 コンセプト策定に係るワークショップ

全3回にわたるワークショップを踏まえた整備コンセプト及び先進地視察の概要についてお知らせします！

市では令和8年4月開校予定の水橋地区の義務教育学校に関して、先月に「水橋地区統合校整備に係る基本計画」を策定しました。この計画の整備コンセプト等を策定するにあたり、全3回にわたってワークショップを開催し、地域の皆さんの意見を伺いながら進めてきました。本ニューズレターでは、10月23日（土）に開催した第3回ワークショップの概要及びワークショップの内容を踏まえて策定した整備コンセプト、また、整備コンセプト策定の参考とするために実施した先進地視察についてお知らせします。

ワークショップについて

ワークショップは全3回にわたり、「学校の役割・特色のあるべき姿」及び「既存校の跡地活用における課題・方向性」について、段階的に検討を行いました。

10月23日（土）に相山ホールにて第3回ワークショップを開催しました。4つのグループに分かれ、「水橋地区学校統合推進委員会」委員など合計21名の方が参加され、活発な意見交換が行われました。



第3回ワークショップで皆様からいただいたご意見

◆ 統合校に求められる役割と特色

第1回及び第2回ワークショップの結果を踏まえ、事務局から提示したコンセプト・サブコンセプトの案に対して、皆様からご意見をいただきました。

1) 全般

- コンセプトの順番が重要度の高さを反映しているのであれば、「②地域の活性化に貢献する学校」は子どもというより地域を重視した内容なので、学校のコンセプトとしては重要度が低いと思う。もし、順序に意図がないとしたら、コンセプトを盛り込みすぎているという意見もあったので、優先順位を加味した方がよいのではないか。

2) 整備コンセプト案

① 子どもたちの学びが充実した学校

- 義務教育学校の特色である多様な学びとは何なのかが具体的に書かれていない。他校との差異化になり、富山県のモデルとなるような魅力あるコンセプトが示せるとよい。
- 義務教育学校になれば9年間同じ学校に通うので、米作りを通じて自らが食べるものを作るなど、長期間継続してひとつのことを学んだり、小学校低学年のうちから中学校レベルの音楽や美術を学ぶなどの機会がつけられるようになる。そういった教育内容を具体的にコンセプトに盛り込んで、魅力として打ち出してはどうか。
- 義務教育課程では1つの学校に様々な子どもたちがいるので、高い水準の教育よりも、ひとりひとりの個性を認められる、多様性、寛容性がある環境の方が大切だと思う。それぞれが興味のあることに取り組み、のびのび楽しんで学校に通ってほしい。

- ・ 少子化によって児童生徒数が減るのは水橋地区だけでなく、富山市全体にとっての課題だろう。市が義務教育の中で達成すべきと考える教育や体力面での水準を示してほしい。
 - ・ 現状では文化系の部活動の数が少なく、統合校になったら増えるかと思っているが、指導する教員の確保のことを考えるとあまり数を増やせないのではないか。市内の美術館、博物館の学芸員などの専門家に関わってもらうことで、部活動の幅が広がるか。
 - ・ これまでは児童生徒数が少なく、サッカーなどの大人数でやる部活や習い事ができなかったで、人数が増えることで新しい体験ができることに期待している。
 - ・ 義務教育学校の特色を魅力的なものにできれば、地域外からも興味を持ってもらうことができ、移住等につながるかもしれない。
- ②地域の活性化に貢献する学校**
- ・ 「見守り」は児童生徒の命に関わることで、地域に開かれた学校を目指す「交流活動」とは目的や重みが異なる。並列で記載すると見守りの責任を地域に押し付けているような印象を持つので、別々の文章にして「④地域の特色を活かした学校」に移してはどうか。
 - ・ 見守りは学校側が責任を持って検討すべきことで、地域の善意に頼ることではないだろう。現状では見守り活動を行っているが、今後次々と学校が統合されて登下校のスクールバスもあるとなると、徐々に大変になっていくと思う。保護者や地域にあまりプレッシャーをかけないように、コンセプトに「地域参加型の見守り」を掲げないでほしい。
 - ・ 福祉施設の訪問などの社会活動を積極的に行ってほしい。施設の利用者にも喜んでもらえるし、子どもたちの学びにもつながると思う。
 - ・ 学校を身近に感じてもらえるように、校内に地区センターのような機能を入れられるとよい。地域の人が訪れやすい、開かれた学校になると思う。
 - ・ 水橋地区は広いので、全体を対象にするか何をどのように活性化させたいのかがぼやけてしまうと思う。分野やエリアなど、力を入れるものを何かひとつに絞れるとよい。
 - ・ 将来的に義務教育学校の近くに幼保こども園や学童なども集約できると、小さな子どもから9年生まで同じ場所に通えて、お迎えなども1か所済むので、魅力を感じて移住してくる人も出てくるかもしれない。
- ③安心・安全な学校**
- ・ 災害発生後すぐの一時的な避難場所というよりも、ある程度の期間避難生活を送る場所というイメージを持っているので、長期の避難生活に必要な物資の保管庫があるなど、機能をしっかり果たせるようにしてほしい。
 - ・ 学校生活をおくる中で年齢差や体格差のある子どもと一緒に過ごすことによる危険要素は様々あるので、安全性には十分配慮してほしい。
 - ・ 共働き家庭が増えているので、学童保育の時間を長くしたり、学童に行けない高学年の放課後環境を充実させてほしい。学童保育が統合校内や周辺にあることを望む親もいれば、自宅近くがよい親もいると思うので、保護者の意見をよく聞いた上で計画してほしい。
- ④地域の特色を活かした学校**
- ・ 水橋高校は体育コースがあり、一部のスポーツには力を入れていたが、学校全体でスポーツが活発だったわけではないと思うので、コンセプトに「水橋高校」という固有名詞が出てくることが違和感がある。
 - ・ 学校側にニーズがあるならよいが、地域との関わりを持ちたがらない親が増えているので、学校が求めているのに地域側が交流を無理やり促すというのは望ましくないと思う。
 - ・ 「水橋橋まつり」はこの地域の大きなイベントのひとつなので、毎年の地域行事として伝承していけるとよい。
 - ・ 「世界一かわいい美術館」などを活用して、子どものうちから芸術に触れ合える機会を是非つくってほしい。

◆ 既存校の跡地活用

1) 跡地活用の方針案

A 教育活動の場の確保

①学びの提供

- ・ 教育の場として使うだけでは敷地が余るのではないか。他の活用案と併せて考えないと実現が難しいと思う。

②学校教育の支援

- ・ 体育館やグラウンドを学校の補完施設にするのであれば、そこまでの移動方法も検討する必要があると思う。
- ・ 宿泊学習で使えるような施設にできるとよいのではないか。

B 地域の活動拠点の確保

③交流や憩いの場の提供

- ・ 見学できるドッグランがある公園、動物と触れ合える公園、サイクリングコースとつながった交通公園など、何か特化したものがある公園を整備すると、目玉のイベントもできるので人が来るのではないか。
- ・ 上条保育所周辺には子どもたちが散歩に行ける場所が少ないので、公園などの子どもたちが遊べる場ができることを期待している。その地域にないものができるとよい。

④スポーツの促進

- ・ 規模の小さな常願寺公園がよいという話をしたが、芝生広場とサッカーや野球ができるグラウンド、スキー山などがあるスポーツ公園があるといい。常願寺公園には屋根のあるスペースがないが、跡地には体育館があるので上手く活用できるとよい。
- ・ スポーツ公園にするなら、周辺地域にはあまりないスケートボードパークや芝のグラウンド、バスケコートなどにすると人気が出ると思う。複数のグラウンドがあるので、全て違う機能をもったスポーツ公園にしてはどうか。

◆ 既存校の跡地活用

- ・ 跡地の外周を足に負担のかからない舗装にし、膝に優しいお散歩コースにできると、お年寄りの健康増進などに役立ってよい。
- ・ 体育館の住民のスポーツの場、夜間の社会体育の練習場所としての機能を今後も維持してほしい。

⑤ 産業支援

- ・ 水橋地区ではスマート農業を推進していく計画があるので、スマート農業の体験や収穫した農作物の販売の場にしてはどうか。民間と地域の農家とが連携して進めれば、民間のノウハウを活用した上で地域の魅力も活かした跡地活用ができると思う。
- ・ 珍しい野菜などを生産、販売する場、特産品を使ったレストランなどができると、地元の雇用も生み出せてよい。
- ・ レストラン、直売所、工場などの企業が関わる施設は、学習の場や職業体験の場として活用できる。水橋地区の子どもだけでなく、富山市全体の子どもの受け入れられる場になるとよい。
- ・ 企業誘致には賛成だが、住宅密集地や交通の便が悪い場所では工場は難しいし、体育館を避難所として残すとしたら広いスペースが必要な企業は無理なので、手を挙げる企業がないと思う。現実的に考えると、道路などの周辺整備をした上で、小さなスペースでも可能な企業が来てくれるかどうかではないか。

C 地域の安心・安全の確保

⑥ 安心・安全の確保

- ・ コロナ対策を考慮した避難所には広いスペースが求められるし、津波や水害のことを考えるとある程度の建物の高さも必要だ。これまで学校を避難場所としてきた近隣の保育所にとっても不可欠なものなので、学校跡地に避難所機能は残してほしい。
- ・ 体育館はスポーツの場というだけでなく、避難場所としての機能もあるので残してほしい。
- ・ 避難場所であると共に避難訓練所としても使える施設にしてはどうか。防災教育等で使えると平時の利活用につながると思う。
- ・ 学校に在る間は安心だが、登下校時がとにかく心配だ。スクールバスの待合所は公民館のような施設と併設して見守りスタッフを置くなど、対策を十分に検討して子どもたちが安心、安全に通学できるようにしてほしい。

⑦ 医療・福祉の充実

- ・ 地域に皮膚科などの専門医院が少なく、富山市中心部まで通院している人もいるので、近場にできるとよいと思う。
- ・ 医師の数が少ない中で、新たに医療機関を作ることが本当にできるのか疑問だ。これから地域の人口が更に減ったら、維持することも困難になると思う。

⑧ 子育て支援・子どもの居場所づくり

- ・ 跡地周辺の子育て世帯のニーズをしっかりと把握し、子育て層が暮らしやすい街づくりをしていけば地域が活性化するのはないか。言語聴覚士、臨床心理士などの専門の人がいる子育て相談の場や児童館などの機能を充実できるとよい。

⑨ 生活利便性の向上

- ・ スーパーなどの商業施設があれば外から人が来るかもしれないし住民としても嬉しいが、水橋地区では利用者数が見込めず、維持できないのではないかと。それよりも、自然環境や田舎の雰囲気を取り入れるなど、実現可能な案で来訪者や居住者を増やすことを考えた方がよい。

⑩ 居住人口の確保

- ・ 現実的に考えると、人口を増やすのは難しいのではないかと。

2) 配慮すべきこと

- ・ 水橋地区の魅力を理解し、市街化調整区域の規制も乗り越えて跡地活用をやってくれる民間事業者がいるのであれば、地域の活性化を達成するために任せてよいと思う。
- ・ 施設によっては管理に手間がかかるし、地域で管理をすると特定の地域住民のための閉鎖的な施設になってしまう可能性もある。ノウハウを持った民間事業者が入ること、効率的で質の高い、開かれた施設運営ができるようになるのではないかと。
- ・ 市街化調整区域が多くあるため様々な規制がある中、跡地活用に手を挙げる民間事業者が果たしてどのくらいいるのか疑問だ。売却するのであれば、周辺道路の整備をしないと難しいのではないかと。長い間買い手がつかずに放置され、維持費ばかりがかかるようなことにならないかと心配だ。
- ・ まだ建物や新しい学校もあるので、そのまま活用できるとよいと思う。ただ、教室1つならともかく、建物一棟分の需要があるのかは疑問だ。
- ・ 民間活用は賛成だが100%民間となるとなんでもありになってしまって、学校跡地にふさわしくないものが建ってしまうのではないかと心配だ。学校跡地周辺の住民にとって、かつて自分達を通った学校があまりにも様変わりしてしまうのは受け入れがたいのではないかと。学校に対する住民の心情を汲み取り、用途や機能については行政側である程度吟味して決めてもらえるとうい。
- ・ 民間事業者が考える地域の魅力と、地域住民の思っているものとは異なる可能性がある。そのギャップをなくすために、住民も跡地活用の方法などを勉強し、考えていかなければいけないと思う。
- ・ 跡地活用の主体が民間でも公共でも構わないし、どの活用案になっても実現したら嬉しいが、集客と採算性があまり期待できないと思うので現実的には厳しい気がする。
- ・ 市で学校跡地の整備をするとしたら、全ての学校を対象にするのは財政的に難しいのではないかと。活用に適した場所を1つ選択して、集中的に投資をした方がよいと思う。
- ・ 地元の雇用にもつながるので、民間活用をするならば農業法人などの地元の企業、団体に任せられることを検討してはどうか。
- ・ 学校にある石碑や備品がどうなるのか気になっている。まだ使えるものは廃棄せずに有効活用できるとよい。例えば、ピアノはストリートピアノとして使えないか。
- ・ 全ての学校で避難場所と夜間の社会体育の拠点としての機能を維持してほしい。
- ・ 将来的に統合校周辺地域では居住者が増え、施設も増えてくると思うが、何も跡地活用ができなかったら、跡地周辺地域は元気がなくなってしまうのではないかと心配だ。

3) 検討の視点

- ・ 水橋地区の学校、生活、産業の活性化に貢献する跡地活用という視点だけではなく、富山市、富山市民全体を対象とした跡地活用の視点もあつてよいのではないか。

4) 今後の進め方

- ・ 統合されて実際に学校が近くになくなって改めて感じることもあるかもしれない。各学校の具体的な跡地活用について周辺住民から意見を聞いたり、方針を説明する場があるとよい。
- ・ 今後、具体的な機能・活用法を跡地活用方針に基づいて検討するとあるが、誰がどのように進めるのか。このワークショップでは各学校の跡地活用について話し合っていないので、少し不安が残っている。機能や活用方法を決定する前に、住民へのフィードバックの機会をもってほしい。

5) その他

- ・ 統合校の周辺は道路整備が進んでいないため、スクールバスや自転車通学の安全性が確保できるのかなどの不安がある。今後どう道路を整備するつもりなのか。計画があるのなら早く公表してほしい。

ワークショップを踏まえた整備コンセプト、跡地活用について

全3回のワークショップ結果に市の視点も加え、整備コンセプト及び跡地活用について以下の通りまとめました。内容については現時点のものであり、今後も水橋地区の皆さんの意見を聞きながら統合校整備等を進めてまいりたいと考えております。

整備コンセプト

I 子どもたちの学びが充実した学校	①義務教育学校として9年間を見通した多様な学び・カリキュラム展開を図れる環境 ②児童生徒数の増加による新たな学び・体験機会の充実
II 子どもたちが快適な学校生活を送るための校舎整備	①学年の枠を超えた多様な交流が可能な空間の充実 ②スポーツ、健康・食育、環境など多様な教育活動の支援
III 安心・安全な学校	①地震と洪水から児童生徒・地域の人々を守る ②安心して学校生活・放課後も過ごせる防犯対策 ③安全な通学路・通学手段の確保
IV 地域の特色を生かし活性化に貢献する学校	①地域の産業・文化・スポーツなど歴史文化の継承 ②地域の資源を活かした教育活動の確保 ③各学校の特色のある活動の継承
V 環境にやさしく経済性に優れる学校	①維持管理費用の縮減 ②ゼロカーボンシティを目指す施設

跡地活用について

基本的な考え方		検討の視点
A 教育活動の場の確保	必要に応じて統合校の補完施設や学びの場など、教育活動による利用を検討する。	①学びの場の提供 ②学校教育の支援
B 地域の活動拠点の確保	スポーツやコミュニティ活動の場、雇用を生み出す企業誘致、地域の産業支援など、地域の活動拠点となる場を検討する。	③交流や憩いの場の提供 ④スポーツの促進 ⑤産業支援
C 地域の安心・安全の確保	避難所、防災拠点としての機能を有している学校跡地については、その役割に留意するとともに、地域住民が安心して暮らすために必要な子育て支援や福祉等の施設として利用を検討する。	⑥安心・安全の確保 ⑦医療・福祉の充実 ⑧子育て支援・子どもの居場所づくり ⑨生活利便性の向上 ⑩居住人口の確保

先進地視察について

ワークショップ参加者のうち希望者6名と市教育委員会事務局職員にて、京都市の義務教育学校及び学校跡地の視察を行いました。視察先は、複数の小学校・中学校が統合されていること、水橋地区統合校と同規模であること等の条件をもとに選びました。

視察日時・場所

● 1日目：11月24日（水）

13時30分～15時40分 京都市立開晴小中学校

16時00分～16時40分 旧清水小学校跡地

（現在はTHE HOTEL SEIRYU KYOTO KIYOMIZU）

● 2日目：11月25日（木）

9時00分～11時20分 京都市立凌風小中学校

11時40分～12時00分 旧陶化小学校跡地

（現在は倉庫や住民の会議スペースとして暫定的に利用）

京都市立開晴小中学校 視察結果概要

開晴小中学校 基本情報

敷地面積14,451㎡、延床面積14,290㎡

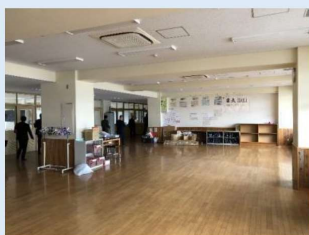
開校時期：2011年

統合対象校：5小学校、2中学校

児童生徒数：807名

学級数：28学級（特別支援教室除く）

学年区切り：4-3-2



- ・ 共用スペースの使用頻度はとても高い。わざわざ体育館に行かずにオープンスペース、多目的室で学年集会を開催できる。
- ・ 施設一体型であることは強み。職員室も1つのため、他学年の教職員同士もコミュニケーションが取りやすい。
- ・ 1～6年生は45分授業＋15分休憩、7～9年生は50分授業＋10分休憩で、全学年60分単位で動く。これにより、教職員が他学年の授業の見学等をしやすくなった。
- ・ 中1ギャップは、「最高学年としての自覚」が一因と考えており、どのブロックの最高学年も「最高学年」という扱いをしないようにしている。9年生には「教員と同じ視点での学校全体のとりまとめ」を期待している。
- ・ 9学年通じた縦割り活動をするのは、1年生を迎える会（6月）、体育大会（10月）、9年生を送る会（3月）の3つの行事のみ。
- ・ 学校名は地元の方が要望した。画龍点睛に由来し、ここから子どもたちが龍のように羽ばたいてほしいという願いが込められている。

京都市立凌風小中学校 視察結果概要

凌風小中学校 基本情報

敷地面積13,539㎡、延床面積16,063㎡

開校時期：2012年

統合対象校：3小学校、1中学校

児童生徒数：698名

学級数：25クラス（特別支援教室除く）

学年区切り：4-3-2



- ・ 8～9年生（第3ステージ）は学校の“中心”であることを意識し、あえてフロアの真ん中に教室を配置している。
- ・ 8年生は9年生の教室を通過して自分の教室にいく配置としている。自然にお互いを意識するようにしている。
- ・ 「9年生を送る会」では、1～8年生がそれぞれ催しものをする。9年生は今まで支えてくれた人のおかげで今の自分があることを実感する。
- ・ 全児童生徒が徒歩で通学している。大きい道路がいくつかあるため、登下校時に地域の方が見守りをしている。
- ・ 9学年の行事・会議等の調整は非常に大変であり、教務主任が苦労している。

視察参加者の声（紙幅の都合上、抜粋して掲載しております）

両校がそれぞれH23、H24に小中一貫校として開校。開校時に、現在の威容を誇る学校規模（地下を含め5階建て）での建設に驚きました。限られた敷地の中での機能的な構造、複数の特別教室、体育館、多目的スペース（教室）が配置され、義務教育学校9年間を「4×3×2」の3ステージに分けて対応し、教育の充実を図っていました。これは、統合対象校区住民の子どもたちへの教育に対する熱い思いと深い理解が根底に流れていたからこそであり、またH16年に内閣府教育特区「京都市小中一貫教育」に認定されたことも大きな要因と思われます。

地域事情が異なりますが、両校と同等程度規模の校舎を水橋に期待をしています。学校運営の話も聞きました。9年間のカリキュラムや学校行事の策定と調整。「4×3×2」のIIステージ（小5・小6・中1に当たる）における小中乗り入れ授業の実施等教職員のご苦労も大変だと伺いました。水橋義務教育学校に赴任される教職員の方には事前に様々な研修を十分に受けて欲しいと思います。異学年交流では上級生が下級生の面倒をみてリーダーシップを大いに発揮しているとも聞きました。視察研修を終えて、統合に向けて地域からしっかりと意見を市当局に発信することが重要だと強く思いました。

水橋東部自治振興会 会長 堀田 宏

京都の2つの義務教育学校を視察させて頂き、ようやく自分たちの目指した学校の雰囲気やイメージが出来た。1年生から9年生の大集団での共同生活では、お互いに思いやる心を育て、先輩、後輩の関係が出来上がるのではないだろうか。

統合や義務教育学校開校によるメリットとデメリットについて伺いました。メリットは、今まで問題だった中1ギャップが解消されるそうです。又、授業で競い合うことで学力向上とあらゆる部活が可能になることです。

そして一方のデメリットは通学時間が長くなる事と通学コースが変更になることです。その他に従来の6年生のリーダーシップがなくなることで、それに替わって4年生のリーダーシップとなるので、小5ギャップが起きる可能性があるとのことでした。それに対しては、学校の先生や保護者、地域で乗り切っていきたいと思ひます。

水橋西部自治振興会 会長 花井 秋男

京都市内の義務教育学校2校を視察し、有意義な学びをしました。いずれも統合して10年ほど経過した学校で、水橋地区と児童生徒数も同じ程度で、統合のメリットやデメリット、苦労したこと等現場の声を聞くことができました。

京都市のほとんどの義務教育学校は、「1～4年、5～7年、8～9年の3ステージ制」を採用しており、各ステージで3度リーダーシップを経験できるなど良い点が多数あると感じました。

地域との交流については、「子どもに効果が高い」とことごとく重要であり、交流をメインに考えるべきではないとの言葉もいただき、富山でもコミュニティ・スクールなどでは、学校からの要望をよく聞いて、地域住民からの過干渉はすべきではないと感じました。

最上級生の9年生の教室が学校の中心にあり、他の学年から憧れの眼差しを受けたり、低学年に対して思いやりをもって接したり、9学年の交流がもたらす効果はとても高いと思います。年度末の卒業式数日前に行われる「9年生を送る会」では、学年ごとにこの日の為に考え、練習してきた出し物を披露します。それを見て、当時の自分を重ね合わせた卒業生が号泣する姿は義務教育学校ならではの光景だと伺いました。

自治振興会長や私たちPTAの代表以上に、様々な質問をされておられた教育委員会の皆さんを拝見して、新しい学校と一緒に作っていくのだと感じさせられ、ますます士気が高まりました。

水橋中部小学校PTA 会長 藤枝 卓哉

社会的不適応は、深刻な問題となっており、虐待・苛めはネットワークにより陰湿目撃瞬時に広域にわたります。目まぐるしい環境の変化に追いつくべく、社会的背景が小中一貫教育に期待し、保護者・地域社会・教育関係者の連携を密に組織的活動を意識の改革基盤としています。

視察した両校では9年間を通じ、学習指導要領等に基づき、編成計画・実施・評価・改善のデミングサイクルを実践されています。問題・課題解決に向け、仮説の設定・立案により検証・考察し、脈絡を明文化しています。脈絡を知らなければ「判らない、伝わらない、使えない」ので、問題は再発します。コミュニケーション（明文化）は、社会活動には不可欠であり、実態を可視化しコミュニケーションの高度化を追究しながら進めたい存じます。更に、和室にて、茶道・華道・箏など日本伝統文化の継承に努めていることも、特筆しておきます。

成果として、教職員が「価値観を共有」出来たと説明されました。これからは、教職員に止まらず「普遍的価値観を醸成する好機」であり、新設校を心の拠り所とすべく、組織を挙げ万難を排し取り組んで参ります。

水橋中部自治振興会 会長 高柳 賢司

〇まず、京都市の義務教育に対する先見の取り組み、小中学校を一体として教育方針を掲げ、実施していることに感心しました。また、両校長の説明には十分な熱意が感じられました。

市街地と周辺の過疎化地域では、少子化により子どもたちが減少し、1学年10名前後の小中学校が増えてきた結果、どうしたらいいかを考え、地域の工を乗り越え、小中学校を設立してきています。こうした過程が、義務教育学校の制度化に結び付いている。また、5・6年生の専任教科教師による授業などもあり、以前よりも学業成績が上昇している。

〇義務教育学校設立後の地域との関係も良好な感じでした。

〇水橋地区の義務教育学校設立にむけて大変参考となりました。

〇今後の課題として、多くの教師の方にこのような視察を行っていただき義務教育学校設立の意義を理解していただきたい。両校とも通学距離が1.5キロ以内であり、水橋では通学距離が最大6キロ近く想定され、今後の課題を改めて感じた。

〇今後とも素晴らしい水橋義務教育学校の設立運営を目指していくことといたします。

三郷自治振興会 会長 釣谷 祐一

理由があつて、1日目のみの参加になりましたが、訪問した義務教育学校は、水橋地区と同程度の規模で、非常に参考になりました。

校区がそれほど広くないため、スクールバスなど登下校に関するノウハウ的なところは収穫が少なかつたのですが、バスの時刻が児童玄関の電光掲示板に表示されるなど、工夫されていたのが印象的でした。

カリキュラムは義務教育学校のメリットを活かすことができている印象でした。熱意や牽引力のある校長がおられたこともあって、スムーズに課題を克服していた印象です。設備面では、校庭の砂の問題を挙げておられ、三郷小の砂問題もあって、やはり人工芝やゴム張のグラウンドのほうが管理の面でも優位かと思われました。また、ランチルームで縦割りの交流会食など、有効に活用されていました。

外国人への日本語教室や、LDなどの対応教室などは、水橋地区で設立される富山市初の義務教育学校でも併設し、富山市のモデルとなる義務教育学校にふさわしい施設にでき、富山市北部の拠点校となり得るのではないかと感じました。

跡地利用については、ホテルに改装されたところを見せていただきましたが、その学校は、残すべき歴史的価値があるものであり、よく考えられている印象ですが、水橋地区の7校と水橋高校は、どれも歴史的価値があるわけではないので、建物をそのまま利用することに固執すべきではないと思います。富山のような地方都市の郊外での事例などがあれば、と考えます。

三成中学校PTA 会長 尾島 祐哉

お問い合わせ先

富山市教育委員会事務局 学校再編推進課
住 所：〒930-8510 富山市新桜町6番15号
Toyama Sakuraビル8階
TEL：076-443-2241 FAX：076-443-2069
E-mail：gakkousaihen@city.toyama.lg.jp

今後も水橋地区統合校整備に向け、ご支援・ご協力のほどよろしくお願いいたします。



図 2-4 ニュースレター第3号（全6ページ）

2.3 住民ワークショップ結果の整理

跡地活用により解決すべき富山市及び水橋地区の課題について、住民ワークショップ参加者から以下の意見を得た。それぞれの意見(課題)は①～⑨の視点に分類することができ、それぞれについて跡地に導入すべき機能、跡地活用のアイデアを整理した。

項目	検討の視点	跡地活用の課題・アイデア
A 教育活動の場の確保	① 学びの提供	・ 平常時はカルチャースクールとして教室を活用し、緊急時は避難所として使用。 ・ 地区センターの機能を跡地に移転し、現状の活動をより充実できる。 ・ 住民が講師になって地区の農業や漁業のことを伝えたり、避難所体験、救護体験、着衣水泳などの生きるための術を教えたりする、子どもたちの学びの場。 ・ 既存の建物を活かして専門学校を誘致。
	② 学校教育の支援	・ 体育の授業や部活動が思う存分できる様に、跡地の体育館やグラウンドを学校の補完施設として使えると良い。 ・ スクールバスの待合所。
B 地域の活動拠点の確保	③ 交流や憩いの場の提供	・ 各地区の住民がサークル活動やイベントで利用したり、高齢者が集える場、コミュニティの交流の場。 ・ 跡地周辺にある古い集会所などの機能を既存施設の活用で複合化。 ・ 多世代が利用できる、子どもたちと高齢者が一緒に過ごせる公園のような空間。 ・ 平常時はドッグランや犬の散歩ができる設備がある公園として、災害時は防災公園として機能するような場所。 ・ 橋まつりや白岩川に釣りに来る人などに向けた休憩施設。
	④ スポーツの促進	・ スポーツ公園として整備して、小・中学生などの年齢の高い子どもたちが伸び伸び活動できる場。 ・ 体育館を残し、地区住民がスポーツなどに活用。
	⑤ 産業支援	・ 行政の財政負担の軽減という観点から考えて、収益が上がり、地区に雇用を生み出せる産業の誘致。

		・ 市場には出せない野菜や水産物などを売る直売所を作り、地区の農業、漁業の支援につなげる。 ・ 体験農園などを住民有志で作る。 ・ 体育館や教室を活用した食物工場。 ・ 新進の芸術家などに居住と工房スペースを安く貸し出し、インキュベーションのためのレンタルオフィス。
C 地 域 の 安 心 ・ 安全の 確保	⑥ 安心・安全の確保	・ 地区の安心、安全を確保するために、避難所として体育館を残してほしい。 ・ 知り合いと一緒に避難できると安心感があるので、自宅の近くで避難できる様にしてほしい。 ・ リノベーションで教室を居住できるスペースにして、平常時は貸出し、非常時には避難所として使えるように。 ・ 跡地に高い建物を建て、緊急時に避難できる様にしてほしい。
	⑦ 医療・福祉の充実	・ 「総曲輪レガートスクエア」や「医療村」のように、複数の診療科が集まっていて、診察と医療、健康相談の両方ができる場。 ・ 見守りも兼ねた住民の交流拠点や介護施設。
	⑧ 子育て支援・ 子どもの居場所づくり	・ 出産・子育てを支援する場。 ・ 放課後に学校から各地区に戻り、地区で子どもたちが過ごせる施設。
	⑨ 生活利便性の向上	・ 宅地開発や企業誘致などを行い、まずは人口を増やすこと。 ・ スーパーやコンビニなどではなく周辺地域にはないものを作る。 ・ 小規模商店が集まっている屋台村の様な場所。

また、検討に際して、以下に整理したニーズ（跡地活用に際して配慮すべきこと等）を参考としながら検討を行う。

	住民ワークショップで出た意見
配慮すべきこと	・ 住宅密集地にある跡地と自然が多い場所にある跡地とでは異なる活用方法を考える必要があると思う。立地条件を踏まえてそれぞれに適した活用をした方が、選択肢の幅が広がり、多様な機能を地区に導入できるのではないか。 ・ 学校によって学校の体育館や地区センターの築年数や耐震補強の状況が

	異なるので、体育館を残したり、地区センター機能を移転するにはそれらを踏まえて検討してほしい。 ・ 統合校にもスポーツ設備を充実する話が出ていたので、跡地の施設は特色が被らない様に配慮し、これまでに水橋地区になかった機能を備えられると良い。 ・ 学校開放で体育館やグラウンドを利用している人達がいるので、今後も活動の場が確保できる様に配慮してほしい。 ・ 市単独で全ての学校跡地を活用するのは財政的に難しいのではないかな。民間の力を入れることで、商業スペースやレンタルオフィスなど、より幅広い用途に利用することもできると思うので検討してほしい。 ・ 災害時にペットが取り残されてしまう話を聞くので、避難所を考える際には予めペットも受け入れられるようにしてほしい。 ・ 跡地の施設にはスロープやエレベーターを設けるなどして、障がい者にも使いやすくしてほしい。 ・ 何に活用するにしても建物などのハード面だけでなく、従業員や運営側の姿勢や意識などのソフト面の充実も大切だと思う。水橋地区は閉鎖的なところがあると感じているので、他の地域から来た人が気持ちよく利用できる施設になると良い。 ・ 住宅密集地に集客力のある施設ができると、渋滞や交通事故が発生したり、治安が悪化する可能性がある。駐車場を十分に整備して路上駐車を減らすなど、対策を考えた上で施設を検討してほしい。 ・ 公共交通の利便性が低い地区なので、跡地に地区のための施設を作るのであれば、バスルートを充実させたりコミュニティバスを走らせるなど、アクセス面も検討してほしい。バス停留所の増設、早退や遅刻にも対応できるスクールバスの運行などの配慮も必要だと思う。
その他	・ 廃校になってから跡地の活用が始まるまでの維持管理はどうするのか。草が生い茂り、害虫被害が起きるなど、近隣の人に迷惑がかからないか心配だ。 ・ 民間企業等による活用や売却を検討することが、決定事項のごとく資料に書かれているのが気になる。清水町の事例の様に、住民の意向を反映して民間に売却されるのであれば異論はない。まず住民の意見を聞いてから跡地活用について考えてほしい。 ・ 学校が無くなって悲しいのは今通っている児童、生徒や卒業生だと思う。これから水橋地区で生活していく子ども達の意見を聞いて、子どもの要望や気持ちに配慮した活用を考えてほしい。 ・ 全ての小学校のプールを残すのは運営面で大変だろうが、子どもたちが近場でプールに入れた方が良いと思うので、需要を確認した上で検討してほしい。

3. 先進地視察の実施

3.1 実施概要

義務教育学校の整備コンセプトや運営、学校の跡地利用等に関して参考とするため、京都市において先進地視察を行った。

訪問先・日時	1日目：2021（令和3）年11月24日（水） 13時30分～15時40分 京都市立開晴小中学校 16時00分～16時40分 旧清水小学校跡地 （現在はTHE HOTEL SEIRYU KYOTO KIYOMIZU） 2日目：2021（令和3）年11月25日（木） 9時00分～11時20分 京都市立凌風小中学校 11時40分～12時00分 旧陶化小学校跡地 （現在は倉庫や住民の会議スペースとして暫定的に利用）
参加者	住民ワークショップ参加者 6名 富山市教育委員会事務局 8名 （株）三菱総合研究所 2名

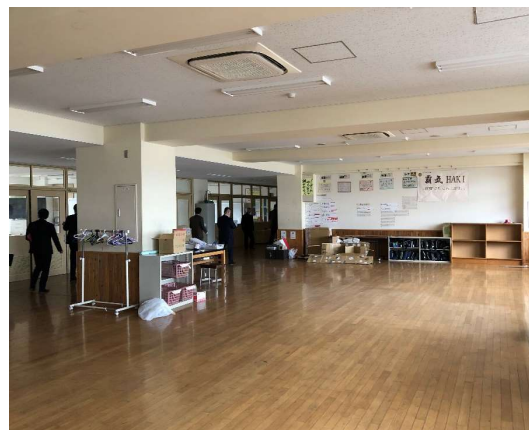
3.2 訪問先の義務教育学校の概要

3.2.1 京都市立開晴小中学校

- 所在地：京都市六波羅裏門通東入多門町155
- 敷地面積：14,451㎡、延床面積：14,290㎡
- 開校時期：2011（平成23）年（義務教育学校としての運用は2018（平成30）年～）
- 統合対象校：
白川小学校、新道小学校、六原小学校、清水小学校、東山小学校、洛東中学校、弥栄中学校
- 生徒数、クラス数：811名、32クラス（2021（令和3）年度）
- 学年区切り：4－3－2
- めざす学校像：
 - ・小中一貫校の特性を最大限に活用し、主体的にカリキュラムマネジメントに取り組む学校
 - ・これからの社会を支える有為な人材を輩出できる学校
- 跡地利用：
 - ・白川小学校跡地：東急ホテルズ「ミュージアム・ホテル」2022（令和4）年開業予定
 - ・新道小学校跡地：ホテル、歌舞練場、地域施設等2025（令和7）年頃開業予定
 - ・六原小学校跡地：京都市立開晴小中学校（東山開晴館 六原学舎）
 - ・清水小学校跡地：ザ・ホテル青龍 京都清水等
 - ・東山小学校跡地：不明
 - ・洛東中学校跡地：京都市立開晴小中学校
 - ・弥栄中学校跡地：漢字ミュージアム

● 特徴：

- ・ 地上3階地下2階の第一学舎（本学舎）とプール・第2体育館・地域開放スペースのある第二学舎（六原学舎）が150mほどの距離にある。
- ・ 1階には小中一体の職員室、地下1階には音楽室やランチルーム、地下2階には体育館や武道場が配置されている。地域の方が使う諸室はまとめて配置し、地域開放用出入り口からの動線を確保。
- ・ 基本計画の策定に当たっては、関係8学区の代表者等で組織される「小中一貫校新設検討協議会」や7小中学校PTA代表・教員による「新校舎建設ワークショップ」を通じて地元住民や保護者等の意見を反映。
- ・ 2012（平成24）年に発足した学校運営協議会があり、各学区での調整力を持つ学区区代表者を顧問となって学校運営方針などの重要事項に関する議論を行っている。
- ・ 中学校籍の教員が 小学校の外国語・音楽・家庭科・体育・算数・社会で乗り入れ授業をしている。小学校籍の教員も、社会・英語・体育で中学校への乗り入れ授業を行っている。



3.2.2 京都市立凌風小中学校

- 所在地：京都市南区東九条下殿田町 56
- 敷地面積：13,539 m²、延床面積：16,063 m²
- 開校時期：2012（平成 24）年（義務教育学校としての運用は 2018（平成 30）年～）
- 統合対象校：陶化小・東和小・山王小・陶化中
- 生徒数、クラス数：695 名、29 クラス（2020（令和 2）年度）
- 学年区切り：4－3－2
- 学園経営目標
 - ・ たくましく、しなやかに、社会を生き抜く「力」をつける。
～9 年間で「自立」（主体性）と「自律」（社会性）の基礎を培う～
- 跡地利用：
 - ・ 陶化小跡地：提案募集中
 - ・ 東和小跡地：凌風小中学校
 - ・ 山王小跡地：不明
 - ・ 陶化中跡地：凌風小中学校
- 特徴：
 - ・ 校舎は 5 階建て。約 900 m²の大体育館（3 階）、約 700 m²の小体育館（1 階）のほか、本校地と道を挟んで隣接する東和校地に、第 2 校舎、第 3 体育館、第 2 グラウンドが配置されている。
 - ・ 屋外に、低学年の子どもたちが安心して遊べるプレイゾーンを設置。
 - ・ 高学年用の図書館に隣接して、自習コーナーやコンピューターコーナーを設置。
 - ・ 将来的な児童生徒数増にも対応できる多目的教室を配置。
 - ・ 6～9 年生を対象に原則毎週末、週末課題を出している。



4. 事業手法別ライフサイクルコスト

市内外の類似事例及び事業者へのヒアリング等により、以下のとおり諸条件を設定しライフサイクルコストの算定を行った。

■各種設定値

単位：千円（税抜）

項目		設定値	設定方法等
イニシャルコスト	整備費	9,164,547	従来方式
	アドバイザー費	30,000 ～40,000	類似事例より設定
	設計・建設モニタリング費（年額）	20,000	類似事例より設定
ランニングコスト	維持管理費	528,878	市内事例単価より試算
	起債金利	0.14%	地方債（元利均等）
	市場借入 基準金利	0.2%	直近の趨勢、ヒアリング等を踏まえ設定
	市場借入 スプレッド	0.7%	
	市場借入 建中金利	2.0%	
その他	現在価値換算割引率	1.01%	15年物国債金利の過去15年分の平均値
手法別事業費削減率	P F I	10%	整備費、維持管理費に適用
	D B O	5%	
	D B	5%	整備費に適用

■業務別期間按分設定

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8～22年度 (2026～2040)
設計	80%	20%		
工事監理		45%	55%	
建設工事		45%	55%	
解体工事	15%	50%	35%	
什器調達設置 ・引き渡し			100%	
維持管理				～100%

4.1 従来方式

[illegible]

4.2 PFI (BTO) 方式

		単位：千円																												
		開校年度 事業年度	-2	-1	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	調整	調整	調整	調整	調整	調整	調整	調整	調整	合計
		年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度	令和23年度	令和24年度	令和25年度	令和26年度	令和27年度	令和28年度	令和29年度	令和30年度		
		計	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度	2036年度	2037年度	2038年度	2039年度	2040年度	2041年度	2042年度	2043年度	2044年度	2045年度	2046年度	2047年度	2048年度		
収入		計	198,404	3,380,762	4,054,936	199	210	246	247	248	249	250	250	251	252	253	254	255	256	257									7,637,778	
	住民税（市町村税）		156	156	156	199	210	246	247	248	249	250	250	251	252	253	254	255	256	257									4,145	
	建設一時金		198,248	3,380,606	4,054,780	0																							7,633,633	
	国庫補助負担金		0	0	1,363,552	0																							1,363,552	
	起債		198,248	3,380,606	2,691,227	0																							6,270,081	
支出	サービス購入費支払い		264,248	3,701,628	4,322,337	123,384	133,166	299,959	432,739	432,739	432,739	432,739	432,739	432,739	432,739	432,739	432,739	432,739	432,739	432,739	318,133	318,133	318,133	318,133	318,133	318,133	308,074	136,548	16,391,013	
	税抜き		198,248	3,679,350	4,295,326	114,606	114,606	114,606	114,606	114,606	114,606	114,606	114,606	114,606	114,606	114,606	114,606	114,606	114,606	114,606	0	0	0	0	0	0	0	0	9,892,019	
	仮払い消費税計		180,225	3,344,864	3,904,842	104,188	104,188	104,188	104,188	104,188	104,188	104,188	104,188	104,188	104,188	104,188	104,188	104,188	104,188	104,188	0	0	0	0	0	0	0	0	8,992,745	
	仮払い消費税計		18,023	334,486	390,484	10,419	10,419	10,419	10,419	10,419	10,419	10,419	10,419	10,419	10,419	10,419	10,419	10,419	10,419	10,419	0	0	0	0	0	0	0	0	899,274	
	施設整備費相当額（一括）		198,248	3,679,350	4,283,556	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8,161,154	
	税抜き		180,225	3,344,864	3,894,142	0																							7,419,231	
	仮払い消費税		18,023	334,486	389,414	0																							741,923	
	施設整備費相当額（利息分）		0	0	0	8,492	7,961	7,424	6,884	6,338	5,787	5,231	4,671	4,105	3,534	2,958	2,377	1,791	1,199	602	0	0	0	0	0	0	0	0	69,355	
	税抜き		0	0	0	7,720	7,237	6,750	6,258	5,762	5,261	4,756	4,246	3,732	3,213	2,689	2,161	1,628	1,090	548	3,213	2,835	2,393	1,951	1,509	1,065	621	191	63,050	
	仮払い消費税		0	0	0	772	724	675	626	576	526	476	425	373	321	269	216	163	109	55	0	0	0	0	0	0	0	0	6,305	
	施設整備費相当額（元本分）		0	0	0	59,304	59,566	60,102	60,643	61,189	61,739	62,295	62,856	63,421	63,992	64,568	65,149	65,735	66,327	66,924	0	0	0	0	0	0	0	0	943,541	
	税抜き		0	0	0	53,668	54,151	54,638	55,130	55,626	56,127	56,632	57,141	57,656	58,175	58,698	59,226	59,760	60,297	60,840	0	0	0	0	0	0	0	0	857,764	
	仮払い消費税		0	0	0	5,367	5,415	5,464	5,513	5,563	5,613	5,663	5,714	5,766	5,817	5,870	5,923	5,976	6,030	6,084	0	0	0	0	0	0	0	0	85,776	
	維持管理費相当額		0	0	11,770	47,080	47,080	47,080	47,080	47,080	47,080	47,080	47,080	47,080	47,080	47,080	47,080	47,080	47,080	47,080	0	0	0	0	0	0	0	0	717,970	
	税抜き		0	0	10,700	42,800	42,800	42,800	42,800	42,800	42,800	42,800	42,800	42,800	42,800	42,800	42,800	42,800	42,800	42,800	0	0	0	0	0	0	0	0	652,700	
	仮払い消費税		0	0	1,070	4,280	4,280	4,280	4,280	4,280	4,280	4,280	4,280	4,280	4,280	4,280	4,280	4,280	4,280	4,280	0	0	0	0	0	0	0	0	65,270	
	起債償還	小計	0	278	5,010	8,778	18,559	185,353	318,133	318,133	318,133	318,133	318,133	318,133	318,133	318,133	318,133	318,133	318,133	318,133	318,133	318,133	318,133	318,133	318,133	318,133	308,074	136,548	6,388,994	
	起債利息		0	278	5,010	8,778	8,778	8,764	8,517	8,084	7,650	7,215	6,780	6,344	5,907	5,470	5,032	4,594	4,155	3,716	3,275	2,835	2,393	1,951	1,509	1,065	621	191	118,913	
	起債償還（元本）		0	0	0	0	9,781	176,588	309,616	310,049	310,483	310,918	311,353	311,789	312,226	312,663	313,101	313,539	313,978	314,417	314,858	315,298	315,740	316,182	316,624	317,068	307,453	136,357	6,270,081	
	アドバイザリー費用等	小計	66,000	22,000	22,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	110,000	
	アドバイザリー費	アドバイザリー費		44,000																										44,000
		税抜き		40,000																										40,000
仮払い消費税			4,000																										4,000	
設計・建設モニタリング費			22,000	22,000	22,000																								66,000	
税抜き			20,000	20,000	20,000																								60,000	
仮払い消費税			2,000	2,000	2,000																								6,000	
維持管理モニタリング費			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
税抜き																													0	
仮払い消費税																												0		
単年度収支			-65,844	-320,866	-267,401	-123,185	-132,956	-299,713	-432,492	-432,491	-432,490	-432,489	-432,489	-432,488	-432,487	-432,486	-432,485	-432,484	-432,483	-432,482	-318,133	-318,133	-318,133	-318,133	-318,133	-318,133	-308,074	-136,548	-8,753,235	
単年度収支（現在価値換算）			-65,844	-317,667	-262,097	-119,538	-127,733	-285,070	-407,262	-403,201	-399,181	-395,201	-391,261	-387,360	-383,498	-379,675	-375,889	-372,141	-368,431	-364,757	-265,640	-262,992	-260,371	-257,775	-255,206	-252,662	-242,234	-106,296	-7,708,982	
現在価値換算割引率		1.01%	1	0.99	0.98	0.97	0.96	0.95	0.94	0.93	0.92	0.91	0.90	0.90	0.89	0.88	0.87	0.86	0.85	0.84	0.83	0.83	0.82	0.81	0.80	0.79	0.79	0.78		

		開校年度	-2	-1	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	調整	調整	調整	調整	調整	調整	調整	調整	合計
		事業年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	調整	調整	調整	調整	調整	調整	調整	調整	
		年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度	令和23年度	令和24年度	令和25年度	令和26年度	令和27年度	令和28年度	令和29年度	令和30年度	
収入		計	209,261	3,630,365	4,204,514	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8,044,140
	財源		209,261	3,630,365	4,204,514	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8,044,140
		国庫補助負担金	0	619,478	757,140	0																0	0	0	0	0	0	0	1,376,619
		起債	209,261	3,010,887	3,447,373	0																	0	0	0				6,667,522
支出		計	510,077	4,230,243	4,949,539	45,757	56,081	204,633	374,721	374,721	374,721	374,721	374,721	374,721	374,721	374,721	374,721	374,721	374,721	374,721	338,298	338,298	338,298	338,298	338,298	338,298	327,681	174,914	17,025,365
	イニシャル	小計	455,077	4,207,950	4,913,925	0																							9,576,952
		設計費	160,056	40,014	0	0																							200,070
		工事監理費	0	33,388	40,807	0																							74,195
新設統合校工事費		0	2,906,507	3,552,398	0																							6,458,905	
解体費		253,650	845,500	591,850	0																							1,691,000	
備品調達設置		0	0	275,500	0																							275,500	
引越し費		0	0	6,650	0																							6,650	
消費税		41,371	382,541	446,720	0																							870,632	
ランニング	小計	0	0	9,060	36,241	36,241	36,241	36,241	36,241	36,241	36,241	36,241	36,241	36,241	36,241	36,241	36,241	36,241	36,241	36,241								552,678	
	維持管理費	0	0	8,237	32,947	32,947	32,947	32,947	32,947	32,947	32,947	32,947	32,947	32,947	32,947	32,947	32,947	32,947	32,947	32,947								502,434	
	消費税	0	0	824	3,295	3,295	3,295	3,295	3,295	3,295	3,295	3,295	3,295	3,295	3,295	3,295	3,295	3,295	3,295	3,295								50,243	
	起債償還	小計	0	293	4,508	9,335	19,659	168,211	338,298	338,298	338,298	338,298	338,298	338,298	338,298	338,298	338,298	338,298	338,298	338,298	338,298	338,298	338,298	338,298	338,298	327,681	174,914	6,793,972	
	起債利息	0	293	4,508	9,335	9,335	9,320	9,098	8,637	8,175	7,713	7,250	6,787	6,323	5,858	5,392	4,926	4,460	3,992	3,524	3,056	2,586	2,116	1,646	1,174	702	245	126,450	
	起債償還（元本）		0	0	0	0	10,325	158,891	329,201	329,662	330,123	330,585	331,048	331,512	331,976	332,441	332,906	333,372	333,839	334,306	334,774	335,243	335,712	336,182	336,653	337,124	326,979	174,669	6,667,522
	アドバイザリ－費用等	55,000	22,000	22,000	0																								99,000
	アドバイザリ－費	30,000																											30,000
リスク調整費	設計・建設モニタリング費	20,000	20,000	20,000																									60,000
	消費税	5,000	2,000	2,000	0																								9,000
			0	45	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181									2,763
単年度収支			-300,815	-599,877	-745,026	-45,757	-56,081	-204,633	-374,721	-374,721	-374,721	-374,721	-374,721	-374,721	-374,721	-374,721	-374,721	-374,721	-374,721	-374,721	-338,298	-338,298	-338,298	-338,298	-338,298	-338,298	-327,681	-174,914	-8,981,225
単年度収支（現在価値換算）			-300,815	-593,898	-730,247	-44,402	-53,879	-194,636	-352,860	-349,343	-345,861	-342,413	-339,000	-335,621	-332,275	-328,963	-325,684	-322,437	-319,223	-316,041	-282,478	-279,662	-276,875	-274,115	-271,382	-268,677	-257,651	-136,161	-7,974,598
現在価値換算割引率		1.01%	1	0.99	0.98	0.97	0.96	0.95	0.94	0.93	0.92	0.91	0.90	0.90	0.89	0.88	0.87	0.86	0.85	0.84	0.83	0.83	0.82	0.81	0.80	0.79	0.79	0.78	

		開校年度	-2	-1	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	調整	調整	調整	調整	調整	調整	調整	調整	合計		
		事業年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	調整	調整	調整	調整	調整	調整	調整	調整			
		年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度	令和23年度	令和24年度	令和25年度	令和26年度	令和27年度	令和28年度	令和29年度	令和30年度			
		年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度	2036年度	2037年度	2038年度	2039年度	2040年度	2041年度	2042年度	2043年度	2044年度	2045年度	2046年度	2047年度	2048年度			
収入	財源	計	209,261	3,630,365	4,211,444	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8,051,070		
			209,261	3,630,365	4,211,444	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8,051,070		
			0	619,478	757,140	0													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,376,619		
		国庫補助負担金 起債	209,261	3,010,887	3,454,303	0													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,674,452	
支出	イニシャル	計	510,077	4,230,243	4,966,354	47,684	58,008	206,560	376,989	376,989	376,989	376,989	376,989	376,989	376,989	376,989	376,989	376,989	376,989	376,989	338,650	338,650	338,650	338,650	338,650	338,650	328,032	175,265	17,077,995		
		小計	455,077	4,207,950	4,930,260	0																								9,593,287	
			160,056	40,014	0	0																								200,070	
		設計費				0																									
		工事監理費	0	33,388	40,807	0																								74,195	
		新設統合校工事費	0	2,906,507	3,552,398	0																								6,458,905	
		解体費	253,650	845,500	591,850	0																								1,691,000	
		備品調達設置	0	0	290,000	0																								290,000	
		引越し費	0	0	7,000	0																								7,000	
		消費税	41,371	382,541	448,205	0																									872,117
		ランニング	小計	0	9,537	38,149	38,149	38,149	38,149	38,149	38,149	38,149	38,149	38,149	38,149	38,149	38,149	38,149	38,149	38,149	38,149									581,766	
			維持管理費	0	0	8,670	34,681	34,681	34,681	34,681	34,681	34,681	34,681	34,681	34,681	34,681	34,681	34,681	34,681	34,681	34,681										528,878
			消費税	0	0	867	3,468	3,468	3,468	3,468	3,468	3,468	3,468	3,468	3,468	3,468	3,468	3,468	3,468	3,468	3,468										52,888
		起債償還	小計	0	293	4,508	9,344	19,669	168,221	338,650	338,650	338,650	338,650	338,650	338,650	338,650	338,650	338,650	338,650	338,650	338,650	338,650	338,650	338,650	338,650	338,650	328,032	175,265		6,801,033	
			起債利息	0	293	4,508	9,344	19,669	9,330	9,107	8,646	8,184	7,721	7,258	6,794	6,329	5,864	5,398	4,932	4,465	3,997	3,528	3,059	2,589	2,119	1,648	1,176	703	245	126,582	
			起債償還（元本）	0	0	0	0	10,325	158,891	329,543	330,004	330,466	330,929	331,392	331,856	332,321	332,786	333,252	333,718	334,185	334,653	335,122	335,591	336,061	336,531	337,002	337,474	327,329	175,020	6,674,452	
アドバイザー費用等	55,000	22,000	22,000	0																									99,000		
アドバイザー費	30,000																												30,000		
設計・建設モニタリング費	20,000	20,000	20,000	0																									60,000		
消費税	5,000	2,000	2,000	0																									9,000		
リスク調整費	0	0	48	191	191	191	191	191	191	191	191	191	191	191	191	191	191	191	191										2,909		
単年度収支			-300,815	-599,877	-754,910	-47,684	-58,008	-206,560	-376,989	-376,989	-376,989	-376,989	-376,989	-376,989	-376,989	-376,989	-376,989	-376,989	-376,989	-338,650	-338,650	-338,650	-338,650	-338,650	-338,650	-328,032	-175,265	-9,026,925			
単年度収支（現在価値換算）			-300,815	-593,898	-739,935	-46,272	-55,730	-196,468	-354,997	-351,458	-347,954	-344,486	-341,052	-337,652	-334,287	-330,954	-327,655	-324,389	-321,156	-317,954	-282,772	-279,953	-277,163	-274,400	-271,664	-268,956	-257,927	-136,435	-8,016,383		
現在価値換算割引率		1.01%	1	0.99	0.98	0.97	0.96	0.95	0.94	0.93	0.92	0.91	0.90	0.90	0.89	0.88	0.87	0.86	0.85	0.84	0.83	0.83	0.82	0.81	0.80	0.79	0.79	0.78			

水橋地区統合校整備に係る基本計画

令和 3 年 12 月

富山市教育委員会事務局
学校再編推進課